

衆議院 大蔵委員会社会労働委員会連合審査会議録 第一号

昭和五十八年十月四日(火曜日)

午前十時七分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君

理事 中村正三郎君

理事 野口 幸一君

理事 米沢 隆君

理事 麻生 太郎君

理事 熊川 次男君

理事 笹山 登生君

理事 森田 一君

理事 山崎武三郎君

理事 阿部 助哉君

理事 塚田 庄平君

理事 広瀬 秀吉君

理事 武藤 山治君

理事 正木 良明君

理事 正森 成二君

理事 小杉 隆君

社会労働委員会

委員長 稲村 利幸君

理事 今井 勇君

理事 丹羽 雄哉君

理事 森井 忠良君

理事 塩田 晋君

理事 逢沢 英雄君

理事 谷垣 禎一君

理事 中野 四郎君

理事 浜田卓二郎君

理事 大原 亨君

理事 永井 孝信君

理事 和田 耕作君

理事 小沢 和秋君

理事 大原 一三君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 粕谷 茂君

理事 小泉純一郎君

理事 平沼 赳夫君

理事 柳沢 伯夫君

理事 与謝野 馨君

理事 上田 卓三君

理事 戸田 菊雄君

理事 堀 昌雄君

理事 柴田 弘君

理事 玉置 一弥君

理事 寶輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

厚生大臣 林 義郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵省主計局次 長 保田 博君

大蔵省理財局長 西垣 昭君

厚生省年金局長 山口新一郎君

社会保険庁年金 部長 朝本 信明君

運輸省鉄道監督 局長 棚橋 泰君

自治省行政局長 坂 弘二君

自治省行政局長 坂 弘二君

大蔵大臣官房参 事官 野尻 榮典君

自治省行政局長 秋本 敏文君

自治省行政局長 長岡 實君

日本専売公社管 理調整本部職員 伴内 昭彦君

日本専売公社管 理調整本部職員 本田 博貞君

日本専売公社管 理調整本部職員 高木 文雄君

日本専売公社管 理調整本部職員 三坂 健康君

日本専売公社管 理調整本部職員 岩崎 雄一君

日本専売公社管 理調整本部職員 中原 道朗君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

日本専売公社管 理調整本部職員 菅沼 昭夫君

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

社会労働委員会 調査室長 石黒 善一君

本日の会議に付した案件

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合 制度の統合等を図るための国家公務員共済組合 法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第九 十八回国会法第五三三号)

森委員長 これより大蔵委員会社会労働委員会 連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行いま す。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合 制度の統合等を図るための国家公務員共済組合 法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨の説明については、これを省略し、 お手元に配付してあります資料により御了承を願 うことといたします。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合 制度の統合等を図るための国家公務員共済組合 法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。森井忠良君。

森井委員 大蔵大臣と厚生大臣並んで座ってい ただきまして、これから年金の議論をするわけで あります。

政府の年金行政は、頭が二頭立てでも困るわけ でありまして、年金行政全般について聞きます と、最終的にはどちらの責任になるのでしょうか。

○竹下國務大臣 これは、さきの臨調答申で年金 担当大臣をつくるということになりました。した がって、その年金担当大臣に指名されたのは林厚 生大臣でございますので、将来計画を含めてだれ が所管かといえは、これは林國務大臣であるとい うふうに私は理解しております。

○森井委員 厚生大臣、そうですか。

○林國務大臣 國務大臣として厚生大臣の職務を 行うように言われたと同時に、年金問題について の調整を行うという形で、いわゆる年金担当大臣 というので私が総理から御命令をいただいたこと でお話しましたとおりと御理解いただいて結構 でございます。

○森井委員 いろいろありますが、年金のこれか らの旗振り役と申しますか、年金についてのいろ いろな改革が行われるわけでございますが、そう いたしますと、その場合は最終的には厚生大臣が 判断をなさる、もちろん中曾根内閣という一つの 内閣でございますから、最終的には御相談がある にいたしまして、推進役は厚生大臣であるとい うふうに理解をしてよろしゅうございますね。

○林國務大臣 年金の総合調整をやっていくのは 私の仕事でございますから、最終的にというお話 がございますが、私がやはり年金の統合化、一元 化に向かって努力していく責任を持っているとい うふうに考えております。

○森井委員 厚生省におかれましては、かねが ね、厚生年金と国民年金の統合を含めまして、将 来にわたっては日本の年金制度を一本にするとい う方針のもとに、関係審議会等で議論をなさいま

したり、あるいはまた省内にプロジェクトチーム的なものをおつくりになりましたりして、いろいろ作業してこられました。お聞きをいたしますと、いよいよそれも大詰めを迎えまして、明らかになっておりますのは、来年の国会に厚年、国年の統合も含む、あるいは大きくはわが国の年金制度の統一を目指す一つの道程もお示しになると聞いておられますが、そういつたあらましのスケジュールについて伺いをいたしたいと存じます。

○林国務大臣 公的年金制度につきましては、政府としては、昨年の九月及び本年の五月の閣議決定に基づきまして、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行うという基本方針のもとに、現在鋭意検討中でございます。

厚生省といたしましては、この閣議決定において示された方向及び本年七月の社会保険審議会厚生年金保険部会の意見などを踏まえまして、次期通常国会に厚生年金及び国民年金の改正法案を提出すべく、制度体系のあり方、給付水準、婦人の年金保障など各般の問題について鋭意検討中でございます。

今回の共済統合法案も、閣議決定の基本方針に基づく公的年金制度改革の一環として提出しておりますものでありまして、ぜひ成立しますようにお願いをしております。

○森井委員 いま厚生省が厚年、国年のいろいろな改革案の審議をなさいます場合に、幾つかの審議会があるわけですが、現在の段階では社会保険審議会における審議、一応同審議会の厚生年金部会で意見書を出しになりましたけれども、そこまでの作業が進んでおるといふうに理解をいたしておるわけでございます。

そこで、統合の指針となるものについて、これから通常国会までに案をおつくりになりまして、厚年、国年の統合に関する法案を出しになるわけでございますけれども、その意味では作業中ということになるのだらうと思いますが、作業をなさる場合に、いま申し上げましたことしの七

月十五日の社会保険審議会厚生年金部会の意見書、これが重要な参考になるというふうに理解をしております。

○林国務大臣 いまお話のございました社会保険審議会厚生年金保険部会におきましては、長期間にわたっていろいろな活発な御意見が出、また十分な御審議を賜ったところでございますし、また、各界のそれぞれの有識者がおられるわけでございますから、その御意見は十分に尊重してやっていかなければならないものだと考えております。

○森井委員 これは大蔵省の事務当局で結構ですが、いゆる共済研の意見書というものがかなりウエートを占めておまして、そこから出発しておると私は理解しておるわけですが、その共済研は大体いつごろから始められまして、いつごろ結論を出しになりましたか。

○保田政府委員 大蔵大臣の諮問機関としての共済研は、五十五年の夏以来でございます。その御意見をいただきまして、先ほど申し上げました勉強を半年近くやった、こういうことでございます。

○森井委員 社会保険審議会は、五十六年十一月から厚生年金、国民年金の統合の審議を始められまして、先ほど申し上げましたとおり、ことしの七月十五日に意見書を出しになりました。共済研につきましても、ほぼ期間をダブって、共済年金問題について具体的な議論をしておられるわけでございます。

先ほどの御答弁によりますと、厚生大臣がこれから年金改革のイニシアをとるといふことになっておるわけでございますけれども、大蔵大臣、厚生大臣それぞれ共済年金、厚生年金で諮問機関をお持ちになりながら、この二つの審議会の連絡調整あるいは打ち合わせ、場合によっては連合審査があつてもいいわけではございませんか、とんとん審議の状況について、一体いまままで連絡をとるよ

うに要請をしたことがあるのかどうか、その点について伺いをしておきたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 私の方が少し長い期間問題に携わっておりまして、経過を承知しておりますので、私からお答えさせていただきます。

共済研につきましては、先ほどお話のございましたように五十五年から昨年の夏まででございますが、実は年金問題担当大臣が指名されました昨年の九月より前に一応作業は終わっているわけでございますが、そういう意味では、年金問題担当大臣としての立場では直接はまだ結びつかないわけでございます。

しかしながら、共済研で検討しておられます内容からいたしまして、私どもとも非常に関係が深いということがございまして、事務的には終始御連絡を受けております。それからさらに、実際の共済研の会議の場に私どもの年金課長が出席いたしまして、いろいろ御質疑を受けるというような場面もあつたわけでございます。

それで厚生年金部会の方は、厚生年金独自に抱えている問題も非常に多いございますので、必ずしもすべてが共通する問題ではなかったわけでございます。そういう意味では、厚生年金部会の方で共済組合の問題を直接的に議論をされるという機会はないわけでございますけれども、委員の方はそれぞれのお立場で、共済研の動向は含みあつたというふうに私どもは理解をしております。

○森井委員 事務的に連絡をとつたって、これは率直のところ意味はありません。委員同士が何らかの形で意見交換をする場があつてしかるべきだ、こう思ひます。しかし、これは追及をしておりましたも時間がかかりますからしよらしていただくわけでございますが、ともかく年金の本家が、共済年金の問題について何ら連絡調整ができている、そういう点については私はきわめて遺憾に思ひます。

具体的に申し上げますが、先ほど厚生大臣からお示しがありましたように、社保審の厚生部会

意見書が一応のめどになるということでございます。このことは、厚生省が発行されます各種のパンフレットでも裏づけされておまして、具体的には試算A、試算Bというように形ですでに世の中にいっしょにやるものもあります。これは討論の素材だと私も理解しておりますけれども、それによりまして、要するにいままでの厚生年金と国民年金を統合するわけでありまして、特

に一つの考え方だと思ひますのは、従来の厚生年金に関する部分を所得に比例する部分、それから基礎的な年金にわたる部分、この二つに分けておられるわけですね。所得に比例する部分も基礎的な部分も、どちらも共済年金との統合を考えていらっしゃる、私にはそう見えるわけですが、間違ひございませんか。

○山口(新)政府委員 いまお話しした年金に関する有識者調査の際に参考資料としてお出しをしたパンフレットは、アンケートの回答をいたしたための参考につくつたわけでございます。試算A、Bも、従来の給付水準は給付水準、保険料負担は保険料負担ということで別に議論されることも多かったわけですが、両者を絡み合わせた議論が必要ではないか、またそういう立場の御判断も必要ではないかということ

で、一つのモデルとしてお示しをしたということでございます。

これからの制度を具体的にどう仕組むかということ、まだ最終的な結論を得ておりませんが、その点はお答えすることを差し控えていただきたいと思います。

○森井委員 そんなに身構えて答弁しなくてもいいのです。先ほど厚生大臣からは余り明らかにされなかったのですが、これからの年金改革のスケジュールの骨子になっておるものは何ですか。私どもの理解するところ、スケジュールについて政府が閣議決定したものはない。自民党の公的年金等調査会ですか、俗に言うところの田中調査会で、六十九年までに一切の作業を終える、七十年から全的な

統一を図る、その前に、昭和六十一年から共済年金についても基礎的な年金部分等についてはこの際統合を図りたい、一応私の理解ではそういうスケジュールになつておると思うのです、何にもなしにはやれませんか。年金担当大臣、どうですか。

○林国務大臣 政府の方といたしましては、先ほど御答弁申し上げましたように二回閣議決定を行いましてやつておりますし、特に本年五月二十四日に閣議決定を行いまして、「当面、下記方針により所要の改革の方策の調整、立案を進め、逐次これを実施に移すものとする。」こう記してございまして、第一に、既定方針に基づく改革の進捗状況につきましては、昨年の九月二十四日の閣議決定、「今後における行政改革の具体化の方策について」におきましてこれに関する基本的な対処方針を定めておりますが、目下の進捗状況と当面の方針を第一に、公的年金制度の改革につきましては、昭和五十八年四月一日の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会において決定されました三つの問題について今後検討する。

五十八年度におきましては「国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行う」とともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。同時に「地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る。」というのが第一であります。

第二に、「高齢化社会の到来に備へ、長期的に安定した制度の確立を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行い、昭和五十九年から六十一年にかけて次の措置を講ずる。第一に、「国民年金、厚生年金保険及び船員保険の関係整理を図る。」ということでありまして、第二に、共済年金につきまして、いま申しました「国民年金、厚生年金保険及び船員保険の関係整理を図る。」との趣旨に沿つて、その制度との関係整理を図つていくというのがその次でございます。

第三番目といたしまして、「以上の措置を踏まえ、給付面の統一化に合わせて負担面の制度間調

整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるものとする。」という方針を決めておるところでございます。

○森井委員 いまの大臣の御答弁で、正式に年金改革のスケジュールが確認できました。期間の長い短い等私ども意見はございますけれども、一応政府の考え方として確認をしておきたいと思うのです。

そこで、今度の共済年金の統合法案が問題になるわけですよ。わが国の公的年金の加入者は六千万人に達しておる。五千九百万何万でしょう。いずれにしても六千万人に達しておる。そのうちで厚生年金と国民年金の加入者が五千三百万人、今度の法案で問題になります三公社と国家公務員、これは合わせて二百万人弱であります。率にいたしまして三・三％にすぎません。三・三％にすぎない部分が先に走つて逆に行く、九六・七％に関する厚生、国年という国民の大部分が入つてくる年金の改革が後になる、こんなばかかたことは私はないと思うのです。しかも、いま答弁で明らかにいたしましたように、厚生、国年は一つの手段であつて、昭和七十年までには共済年金も含めて全的な統一を図りたい、特に昭和六十一年からは共済年金との整合性、統合も含めて考えなければならぬ、こうなつておるときに、今度の法案は、もう御案内のとおり昭和六十一年から六十四年までの五年間、きわめて虫食いのなといひますか、いずれにいたしましてでもごく少数の部分の改革をおやりになる。これも大蔵大臣、年金の将来統合について問題はなにか。

私は、まず厚生、国年が先に走つて、できれば同時でもいい、行革の特別委員会でもそう申し上げました。年金というのはすぐれて国民的な課題だ、もつとはつきり言えば、党派じゃない、国民的な課題だという認識に立つたら、厚生、国年を含めて今度出されております共済年金の統合法案も一緒に議論する、そのためには、この国会で決

着をつけずに、何か与党の方は焦つていらつしやるようでありませうけれども、むしろ次の通常国会に持ち込めば厚生、国年とあわせて一緒に審議ができるわけでありませうから、私どもとしてもその場合には責任を持って、国会の中に特別委員会等を衆参両院につくつていただきまして、そして関係者が相寄り、悔いのない年金改革をしていきたい、私どももこう考えておいたわけでありませう。その意味では私はきわめて遺憾だと思つておるわけでありませう。したがつて、言えと言つてもなかなか無理かも知れませんが、大蔵大臣にお伺いしたいのであります。

今度の共済年金の統合法案は六十四年までの計画であります。これは何が何でも無傷で昭和六十四年までの計画期間を終えたいのか、あるいは途中で厚生、国年の方針が固まりましたら再度改正があるのか、その点について明らかにしていただきたいと存じます。

それから、厚生大臣につきましては、こういつたきわめて部分的な統合法案が出されておるわけでありませうけれども、厚生、国年の統合の議論に邪魔になるのじゃないか、できれば一緒に議論してもらいたいというのが私は本心だと思つておるのです。その点についてのお考えを承りたい。

○林国務大臣 まず大蔵大臣に御答弁、こういうことでお話ございましたが、森井先生のお話の筋道を聞いておりますと、私の方からまずお答えを申し上げた方がいいのではないかと思います。お許しただきまして先に答弁させていただきます。

年金統合をどうしてやっていくかという問題につきましては、森井先生のお話のように、まず全体をまとめて、しかも、国民の大多数を占めるところの厚生年金保険及び国民年金を統合してから一緒にやつたらという御意見、私も一つの考え方ではないかと思ひます。

しかしながら、年金というものは共済といふものは非常に長い歴史を持つておるわけでありまして、制度がいろいろ分立をしてゐる。この

分立をしてゐるものを一本化していくときには、やはりそういった長い歴史、またそれぞれの年金の特殊性を十分考えることも一つは必要でございまして、そういったことを考えますと、一気に全体の統合を一遍でやっていくというのはなかなか至難のわざだ、私はこう思つてございまして、長い歴史を持つた国家公務員また三公社につきましては、明治末期以来官業共済組合という歴史を持つておりますから、そういったものを踏まえて、まあわりと似ておるからその間の統一を図っていくということがまず考えられてしかるべきであらう。いずれにいたしまして、そういったものができました上で、またそれと並行いたしまして厚生年金保険と国民年金との統合を図つていくということもございまして、その手順を追つてやっていくかなければならない。

大切なことは、将来へ向かつて国民の老後保障をするわけでございますから、やはり一元化の方へ向かつていくという方針ははずしてはならない。その間の一段階の問題ではないかというふうには私は考えておるところでございます。

○竹下国務大臣 いま森井さんから御議論のあったような点が、二つの審議会でも一番よく出た議論であつた、あるいは意見であつたと思つております。私もどなたもいたしましては、とにかく全体に占める比率というのは確かに小さいものでございまして、だから、大物の本体の問題をしばらくしておいて小物からだけやっていくのはどうか、こういう批判はそれなりに当たつておると思ひます。

ただ、私も、いろいろな経過を経まして、言つてみればささやかながらその第一歩として、この両制度間における相違点を解消していこう、似た者同士と申しますか、類似性の多いものからやつていこうというところ、そうして、申すまでもなく国鉄共済組合に対する財政調整を行つていくというこの第一歩の踏み出し方について、そういうものもろの議論がありつづつ、あるいは全体の構想から見ますとかなり無理をした、中間報告をもって答申にかゝるとかというふうな結論まで出

していただきましたのは、結局その構成メンバーの方が、言ってみればある種の社会連帯というものが基礎にあったから、このような結論、よかれあしかれ答申にまでこぎつけていただけたのではないかと、そういうような背景について私は大変重要な認識をいたしておるわけであります。したがって、いま森井さんのおっしゃいました御意見を交えた御議論というものが両審議会の大宗をなす議論であつて、それを私も肯定するなんという考え方は、これは持つこともできない議論だというふうに聞いております。

○森井委員 大蔵大臣、経過についてはよく御存じでありますから、これ以上責めるのはいかなものかと思ひますけれども、これから最終的にこの法案の扱いが決まるものですから、私、少ししつこいと思ひましたけれども、あえて申し上げた次第です。

いまおっしゃつたように、かなり無理な統合なんです。当初この案ができました前、つまり国共審議へおかけになります前に、政府内部で全然話がつかなかつた。たとえば電電公社を監督する郵政省、国鉄を監督する運輸省、それに大蔵も交えまして、そういった監督官庁同士の話し合いもありました。これは、私の理解をしております範囲では決裂であります。今度は関係の共済組合が集まれ、これもやつたが、これも決裂でありました。そして、いまもってまだ与党の中でも率直なところびしつといてない。これは郵貯戦争、大蔵省と郵政省の郵便貯金と銀行をめぐる争ひみたいなものであります。これは永久に続くかもしれないという根が深いものもあると思ひます。したがって、なかなか意見の合わないものを無理をして合わされた。ですから、きょう各共済組合を呼んでいただきますけれども、本心を言えと言つたら恐らく四者まちまちだと私は思ひます。おわかりか。ですからこの点は、そういうふうにして無理をなさつた。

それからさらに、今度は審議をいたします国共審、これが大変な無理でありまして、私に言わせ

たら法律違反なんです。大体権限もない国共審が何で三公社の共済組合まで審議をしなければならぬのか。むちゃくちゃです。したがってどういふふうな審議をしたかという点、正規の審議会のメンバー以外に、たとえば電電は労使、国鉄は当局、専売は労働組合、そういった変則的な形でオブザーバーとして審議に参加された。正規のメンバーじゃない。一応正規のメンバーらしい扱ひはしておられますけれども、法的には何もない。そういった中で審議をされて、しかも答申になつていない。あの答申書、読んでごらんない。経過報告が書いてあるだけで、何をどうしろとは書いてない。これはわが国のこの種の審議会制度の欠陥でもあるわけでありまして、要するに政府は諮問をすれば、答申に「反対」と書いてあつても出せる、あるいは都合のいいところをつまみ食いをしてでも出せる、そういう審議会制度というのは問題がある。私は制度審の委員をしていただきますけれども、社会保障制度審議会でもほとんどの方が、これは問題がある。制度審というのは制度上満場一致という形になりますから、大河内会長が無理をなさつて一応まとめた経過はありますが、読んでいただければわかる、根底にはこれは反対だと思ひます。そういう形でお出しになつたものをいま審議をしておるわけでございます。したがって、前の国会からと言ひながら、審議が始まつたのは、前の国会から考えますとかなり遅い。そしてこの国会に引き継がれて今日に至つておる。審議することはいっぱいあると私は思ひます。とにかくそういうふうな形で、無理な点がずいぶんござります。それはいまもくすぶつております。

無理な点、たとえて申し上げますと、大蔵大臣、この法案が通りますと、電電も専売もあるいは国家公務員も、毎月毎月千分の六、使用者負担分を入れますと千分の十二でありますけれども、組合員本人は千分の六、これは二十万に換算をいたしますと千二百円です。千二百円ずつ毎月お金を出さされる、身銭を切られるわけでありま

す。大体これは保険主義に反すると思ひます。自分のためでないのに、何で掛金をかけなければならぬのですか。これは税金ですか、何ですか。一応形の上では保険料になつて一定の基金に入るような形にはなつています。しかし、これは自分に永久に返つてこない金なんです。

私は、この際明確に申し上げておきますが、国鉄の共済年金が大変だということについては十分理解をいたしております。そして、公的年金の重要な一つでありますから、これは断じてつぶしてはならぬ。私も、国鉄の共済年金を守るためにはどんな犠牲でも払いたいという、率直に言えればそういう感じを持つておるわけであります。しかし今度出された法案というのが、いま申し上げましたように、よその共済組合から身銭を毎月毎月切られるというやうな方があつていいのか、これが最大の問題だと私は思ひます。しかも掛けた金が自分の共済年金にはね返つてこない。これは一体税金ですか、社会保険料ですか。この点についても明らかにしていただきたいと思ひますが、この際大蔵大臣から、こんな無理な法案をお出しになつた根拠と申しますか、政治家としてののお考えについて一応所信を承つておきたいと思ひます。

○委員長退席、大原(一)委員長代理着席
○竹下国務大臣 この法律を提出するに至りました経過につきましては、手続のまず最初といたしましては、諸手続を政府内部でいろいろ検討してまいりました。そこで、まさにいま森井委員御指摘のとおり、これは政府内部においても当初からすんなりと合意に達したものではありません。しかしながら、臨調の答申をいただき、私どもとしてなにかんずく国鉄共済の財政調整というやうなものをお考えなされたとき、どこから手をつけていくかということになると、その第一歩としては、類似性の高いものから統合し、そしてそこに、社会連帯というよりも労働連帯とでも申した方が適切であるかもしれませんが、そういう考え方の中で、合意を得ながら進めていくというところで、

やれやつと政府内部の考え方が一応まとまつた。そこで、まず国共審にかけました。この国共審は、御案内のように国家公務員共済組合に関する制度、その行方給付その他の事業の運営に関する重要事項に該当するものを審議するわけですから、それなりに国共審というものはかけなければならぬ問題である。しかし、その中でいわゆる三公社の関係の方にも実質的な形で審議に参加していただかなければ、本来の機能を發揮するわけにはまいらない。法律的には必ずしも越権であるとか違法であるとは私は思ひませんが、そこで苦心の結果、双方の委員の方が時には懇談会、あるいは回数にすれば、内容的にも、正規なテーブルに着いて速記をとつてという形よりも懇談会の方が多かったと思ひます。

その中で、関係者の皆さん方も、国共審の正規な委員であられる方と同じやうな立場で議論をしていただいて、その議論の中にも、これまた御指摘のように、審議会制度の持つものは、答申するに至らずという答申の場合でも答申とみなすことができるわけでござりますけれども、われわれとしても、無答申のままではこれを取り上げるには余りにも政治的に問題が大き過ぎるというところから、種々御理解をいただく機会を持つように、何回かの公式、非公式の懇談会を重ねていただいたところで、これから先は政府にその考え方をゆだねるにしても、経過報告として答申だけはしてやろう、その合意というものは、その底流に流れるものは、結局社会連帯の考え方があつたからこま

でたり着いたのじゃないか。
だから私も、すんなりとしかも整つた議論の中に、この法律の提出に至るまでの裏づけが完全に具備されておる答申というふうには理解をしておりませんが、そのやうな、中間報告のやうな形であつてもなお答申を出してやろうというお考えに至られた、その連帯の精神というものが最もと

當に当たりましては、自主的ないろいろな交渉等が委員会等で行われるべきであり、そうした中でも、私はまだ議論が続いていく問題があるであろうことは予測をいたしておるところであります。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕

○森井委員 自治省にお伺いをいたしますが、一足先に地方公務員の共済組合の統合法案が出されました。これはすでに成立いたしました。ぜひ御苦労があったと思うので、ぜひ私の聞いております範囲では、ぜひ御話し合いをなさいます。しかし、同じように、先ほどの大蔵大臣が言えれば社会連帯、仲間意識というものを持たなければならぬところが二つほど欠けています。警察と公立学校両共済組合は、いまもって統合しております。これは一体どういう経過ですか。

○秋本説明員 地方公務員の共済年金制度につきましては、いま御指摘ございましたように、さきの国会で法律改正をいたしました。年金財政の財政単位の統合をさせていただくことになりました。

地方公務員の共済年金につきましては、ほかの年金制度と違った大きな特色、いわば問題点と言えるかもしれませんが、財政単位が十六という多数に分かれておりまして、しかも大きいから小さいのから、また財政状態もまちまちといった問題がございまして、これを統合することが必要である。その場合におきましては、すべての財政単位を一本化することが最も適当であるということ、法律の本則におきましては、全体の共済組合で連合会を構成し、財政単位を一つにするということにさせていただきます。いま御指摘ございました二つの共済組合につきましては、いま御指摘ございましたように「当分の間除く」ということになさせていただきます。

なぜそうなたかということでございますけれども、具体的には当面三つのグループになりました。一つは一般の地方行政関係と公立学校の

共済組合、もう一つは警察の共済組合でございます。したがって、一般地方行政、学校、警察という三本立てで当面スタートすることになるわけでございますが、いま申しましたように、それぞれ職域を異にするという点、それから、特に公立学校の三百万人のうちの約三分の一を占めるというように、かなりの規模になっておる点。それから、残りの地方公務員共済組合、全体で九十一ございまして、この二つを除いた八十九を一つにまとめようということでございます。この八十九の組合の中に、ただいま申しましたように分立に伴ういろいろな問題点が集中的にあらわれているわけでございます。これらについては、まずともかく急いで統合を図っていくことが必要であるということで、年金の財政としては当面三本立てで統合を図っていくことにさせていただきます。

○森井委員 大蔵大臣、いまお聞きのように、所管は違いますが、地方公務員の共済組合の統合についてはいろいろな事情があったと思えます。したがって、大蔵の公立学校の共済組合はまだ統合してない。これは、いま答弁がありましたように、法律は一本の形をとっておりますけれども、当分の間単独運営を認めるという形になっておるわけでございます。しかも、私の見ましたところ、厚生省がお出しになります最終的な年金の統合までは、待つていただくのではないかと。したがって、私があえて自治省に聞きましたのは、無理に統合しろという趣旨ではありません。むしろ、少なくともいままで長い歴史があり、それぞれ労働者の掛金、それに使用者の掛金ということもありませんけれども、身銭を切った積み立てたという経過の重みがある。それをいきなり権力的に結びつけようとしても非常に無理がある。しかもこれは同じ国会に提出されたから、私はいち早く中曾根内閣というのは精神分裂症じゃないかと思いたくります。したがって、いまの事情から

いけば、当然この法案については慎重にならなければならぬと私は思うわけであります。

大蔵大臣の時間の都合があるようでございますが、関係連をしてお伺いをいたしました。審議会であります。先ほどお認めになりましたように、国共済というものは三公社の共済組合を審議するようになつていない。逆に言えば三公社に關係審議会がなかったわけでございます。したがって、制度の欠陥でもあったわけですね。したがって、本来なら三公社も含めた審議会をつくる、法的に欠陥があればむしろその法律をまずつくって、三公社の問題の審議会というものをつくった上で答申を求めべきであった。この点は明確に指摘をしておきたいと思えます。

さて、その後で社会保障制度審議会の答申が出ました。大蔵大臣、基本的には、関係をはたす問題についてちゃんと関係の審議会というのがあるわけでございます。と、当然政府としては法案を提出する前に審議会におかけになる、それで、やはり審議会の意見書なりあるいは答申というものは政府は原則として従う、そういうことでしょうか。

○竹下国務大臣 審議会というものは、まさに関係者並びに学識経験者等々、それぞれの審議会によって構成の比率は別として、高度な見識、知識を持つた人の集まりでございます。まず審議会というものは尊重してかかるというのが筋道であらうと思えます。ただ、従来とも、たとえは米審でございまして、答申に至らずというふうなことがあったこともございます。しかしそれは政府の責任で政策上の措置をしたことは、例として数ございます。の、やはり本来あるべき姿としては、政府の責任において、あるいは中には国会の承認をいただく人事もございまして、お願いたしました方々の答申というものは尊重すべきものであるというふうに考えます。

○森井委員 その答申が、先ほど言いましたように、百歩譲って国共済でやむを得なかったとしても、全く答申になっていない。要するに審議が終

わりましたという経過が書いてあるだけで、意思表示なし。それから、制度審についても先ほど申し上げたとおりなんです。

私は特に考えたいと思えます。これは、制度審の答申の中でこういうことが書いてあるのです。読むのは差し控えますけれども、やはり年金というのはきょうのあした変えるわけにいかない、当然経過措置が必要だ、あるいは保険料にいたしましては一挙に大幅に上がるというようなことは避けなければならぬ、これは段階的にいくべきだ、そういうようなことが書いてあるわけですね。ところが、今度の法案を見て驚いたのは、統合は無理やりですけれども、さてそれでは経過措置等についてはどうなのか。それぞれの共済組合の組合員に利害関係が絡む問題です。見たら、全くと言っていいほど経過措置がない。これは答申を尊重したことになってまいりましょうか。これは事務当局でもよろしい、答弁してください。

○保田政府委員 先生の御指摘は、主として給付面におきまして、公企体の共済の卒業生の給付面について経過措置が足りないのではないかと。ということかと思いますが、それにつきましては、最小限の経過措置をいたしまして、法案では既裁定年金、要するにすでに年金を受け取っておられる方につきましては、新しい基準で裁定し直しますけれども、そのし直した額が現在受け取っておられる年金額よりも下回るといった場合には、従前額を保障させていただくことにいたしました。このようにさせていただきます。

それから、新たに現役から卒業生になられる方につきましては、当然のことながら国共済と同一の給付水準で年金額が算定されるわけでございます。これらの方々につきましては、従来ございました退職金の三分の二カットという制度を廃止するというところで、多少の手直しをさせていただいておる、こういうことでございます。

○森井委員 次長、共済年金はかつて、昭和五十五年ぐらいだったと思えますけれども、支給開始年齢の改悪がありましたね。五十五から六十にす

るといふ改悪がありました。これは何年かけておやりになりましたか。

○保田政府委員 昭和七十五年に向けてやるということでございます。

○森井委員 二十年じゃないですか。二十年です。今度の場合、既裁定年金の方々は、つまり私どもの先輩です。僕は若い者として本当に気の毒、申しわけない気持ちでいっぱいだけれども、いま年金をもらっておられる人は、もう御存じのように再計算をいたしまして、年金の額はダウンするが従前額は保障する、これだけでしよう。いままでの既裁定年金者は、賃金が上がればスライドして、毎年年金は上がっておったわけです。したがって、この法案が通れば直ちにその年から、これは来年の四月以降ですか、そういうことになりすから、スライドを期待しておりました者からすれば期待権の大きな喪失です。なぜ一度にスライドをやめないで段階的にできないのか。

私は政治家として大臣にお聞きを願いたいと思うのでありますが、一定の給付の条件を決めて掛金を掛けさせるわけですね。あなた、いませつせと掛けなさい、これだけの金額を掛けなさい、そうしますと定年になったらこれだけの年金を差し上げます、こういうシステムになっているわけですね。そのときの給付条件というのは、いまの公共企業体の給付条件で掛金を掛けさせたわけですね。これは掛けた組合員には一つも罪がない。強いて言えば、行政の見通しの誤り等がありまして、このままでいけば年金がパンクをするということがあるのかもしれない。あの共済研の資料を見ましても、大昭和八十年前後くらいから確かに怪しくなる。電電共済だけはもう少し延びますけれども、大体怪しくなるといふかこうになつてきます。ですからこれは見通しの誤りでありまして、いま年金をもらっておられる既裁定年金者には全然罪のない話。しかも掛けるときには、いま申し上げましたように、現行の給付水準を決めてそれで掛金を掛けさせたという経過がある。したがって、深々とおわびをして、こういう事情でございます

から少し下げさせてもらいます、一遍では無理でありますから少しずつやらせていただきます、ここまでおっしゃるならばまだ私は話がわかると思う。わが党の基本的な考え方は、既裁定者については公企体の場合は最終本俸でありますから、したがってもうそれでいくしかない。しかもそんなに大きな金額じゃないと思う。

ちよつとちなみに聞いてみますが、電電共済、既裁定年金者に現行の水準で給付するとして、年間大体どのくらいのお金がかかるのですか。(大蔵大臣いなきやだめですよ、予定どおりじゃない)と呼び、その他発言する者あり)

○森委員 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○森委員 速記を始めてください。

午後一時六分休憩

午後零時二分開議

○森委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。森井忠良君。

○森井委員 休憩前の私の質問に対します答弁からしていただきたいと思います。

○中原説明員 電電公社の例につきまして御説明申し上げます。

平均的なモデルで計算いたしますと、給付の切り下げが三ないし五%というところにとんと大多數の者が入りますが、これによりまして試算いたしますと、年金受給者全体といたしましては約三十億程度というふうに計算されるようになっております。

○森井委員 電電公社の場合は、大蔵省の粗い計算によりまして、国鉄の援助に対します拠出金が毎年百二十億となつていますね。ですから、いまの答弁だと、その四分の一あれば先輩の既裁定年金者の年金の給付水準を引き下げをしないで済むということでございます。大蔵大臣、電電の場合、いま例示をいたしましたけれども、毎年国鉄

の共済の救済に百二十億、先輩のいま年金をもらつておられる方々の給付水準だけは下げないということにいたしました。三十億で済むわけでございます。

まず、電電公社に再度お聞きいたしますが、あなたの方の共済組合では、そういう場合に、仮に政府の指示があればその三十億については出せませんか。財政再計算等はありませんけれども、作業上そう困難とは思われたいと考えるわけです。あるいは、いま申し上げましたように、これは当然政府の指示があればという前提でありますけれども、その場合どうなんでしょう。

○中原説明員 大変お答えしにくいことではございますけれども、計算上共済組合の財政を悪くするというところに働いていく分には間違いないと思います。その中で、それゆえに困難ではないかというふうには申し上げられませんが、現実的にその財源を種々工夫しながら用意するということについては、工夫の仕方はあるだろうと存じてはおります。

○森井委員 大蔵大臣、いま申し上げました既裁定年金の方は、やめられるときに、国家公務員等の皆さんよりも退職金は三%減額をされて退職しておられるわけですね。その見返りと言つてはおかしいのですけれども、そのかわりに国家公務員よりも高い年金を受給しておられる、こういう結果になるわけでございます。そこで、既成事実として、すでに退職年金を減額されて定年になってやめておられるわけでございますから、定年はありませうけれども退職しておられるわけでございますから、既裁定年金者の方については私ども後輩として迷惑をかけない、本当にこれは断腸の思いがするわけでございます。したがって、この点についてはぜひひとつ前向きな御検討をいただきたいと思います。いかがでございます。

○保田政府委員 ただいま国共済と公企体共済との給付水準の相違点の多くは、公企体の共済制度の持つております公的年金の水準が、一般的な厚

生年金さらには国家公務員共済組合等の水準をかなり上回つておられるところに非常に大きな問題があるわけでありまして、先ほど来厚生大臣からお示しをいたしておりますが、国の公的年金制度の全体的な一元化へ向けての動きというのは、負担との関係におきまして、長期的に見て、アンバランスにやや高い給付の水準を引き下げる、それによつて年金制度の財政の安定を圖らなければいかぬ、しかもその緊急性は先ほど来先生も御指摘のとおりのような状況でございますので、われわれとしては、既裁定年金者のそういうお気持ちはよくわかるわけでございますけれども、やはり年金の財政制度を早くはつきりさせて、国民の皆様を安定させることが大事なのではないかと考えておるわけでございます。

先ほど来先生は既裁定年金の皆さん方のお話をなさつておられますが、既裁定年金者だけ優遇いたしますと、今後卒業される方々とのアンバランスがまた新たに生ずるというふうなこともございまして、全体として、既裁定年金者のお気持ちはわからぬではございませうけれども、ひとつその点は御理解をいただきたい、こういうふうと考えております。

○森井委員 大蔵大臣の御答弁をいただきます。それはもうもうお答えいただきましたから、これはやはり役所の人任せといたすような答弁が返つてくるんですよ。

俗に言われますように、官民格差あるいは官格差と言われるものがあるわけですね。しかし、これはもう保田さんも御存じのとおりでして、これは歴史的な経過が全然違ふんですね。掛金も民間の掛金と大きく違つた時代があります。いま大分近くなりましたけれども、だから、時間の関係で多くは申し上げられませんが、この点については結局、厚生年金等から見れば国家公務員が高い、国家公務員から見れば三公社が高い、こういう形になっているのです。しかし、いま申し上げました歴史的な経過がまずあるのと、それからや

はり職域年金あるいは企業年金的な部分が入っているんですね。どうですか、その点。

○保田政府委員 国家公務員共済組合並びに公企体共済組合からの長期給付はいわば二つの側面を持つておるわけでございまして、一つは社会保障制度としての側面、いわば老後の所得を一般的に国民と同じように保障するという機能を持つておることは先生御指摘のとおりでございまして。と同時に、国家公務員あるいは公企体の職員としてそれぞれの職務に忠実に勤務するといったようなことを、老後の生活を保障する際の給付という点からも多少助けなければならぬといった側面、職域年金的な側面といえますか、そういう側面があるということとは御指摘のとおりでございまして。二面性を持つておると思います。

○森井委員 この問題につきましては私も粘り強く与党の皆さんと話し合っていたと思いますので、時間的な制約もありますから、少し角度を変えて質問を進めたいと思うわけでござい

先ほど既裁定年金者については一定の答弁がありました。先ほどの答弁を踏まえて、私も同じようにしては、既裁定年金者につきましては原則として、考え方としては給付を下げない。先ほど御指摘申し上げましたように、年金というものは長い年月をかけて改革をしていかなければならぬ性質のものでありまして時間がかかる。したがって、いま保田次長言われましたけれども、あなただ方の意図が、一つは国鉄の年金の救済。一つはわゆる官公格差と言われております公共企業体の年金が高い。しかし、これは企業年金的な部分等が入っているというお考えもあるようでありまして、私も私どもとしてはこの議論は先に譲りたいと思っております。いづれにいたしましても、そういう状況で既裁定年金の問題に頭の中を整理いたしますと、ちょっと言葉は悪いと思いますが、いまの給付水準を続けていきましたら、これはすでに平均余命が出ていますから、いざれ高い水準の方々はだんだん人数が減っていく、そういう形

で計画期間を見れば、既裁定年金の皆さんには、いまの給付水準を下げないでも、やがてあなた方の望むような給付水準に変わることにはあり得る、私はこのことを特に指摘しておきたいと思うので

それから次に、今度は新規移行組合員の問題でございまして。先ほど次長から答弁がございましたけれども、これもいろいろ矛盾が出てまいりました。これは切りかえの時期だから無理がないと言つてしまえばそれまでですけれども、新規移行組合員については一体どういうことになるのか。退職金は三割復活をする、そして直ちに給付水準は下げたまま卒業していく、こういう形になるのですか。

○保田政府委員 おっしゃるとおりでござい

○森井委員 この方々についても、先ほど言いましたように、この法律は来年の四月から動き始めるわけでございまして、ことし退職をした人は一体どうなるのか、来年と比べますと問題が出てくると私は思うのです。ことしは退職金は三割減額でやめておられるのです。そして、この法律が通りますと年金の額は再計算をされる、こういうことになるわけですね。ただいままで受け取っておられます年金の金額は下げない。ただしその金額に達するまではスライドはない。やはり矛盾と思いませんか、来年以降やめていく人とことしは金はいくら減額をされて事実上金額が下がってくる、こういうことか。こういふことになるわけですね。これも割り切れないと思うわけですね。年金制度の特殊性、それから先ほど申し上げました経過措置をつけようという社会保障制度審議会の答申、そういうところから見ますと、少なくとも十年と言いたところ

でございまして、五年間くらいは経過措置はつけてあげないといふ私は不公平が生じると思う。いかがでしょう。

○保田政府委員 御指摘のようなアンバランスというものは、いづれにせよ制度を変えますときに

は多かれ少なかれ残る問題であらうと思うのです。御承知のように、今回御提案いたしております法案を作成する段階で関係各共済組合の代表者の方々あるいは労働組合の方々の御意見もお伺いしたわけでございまして、いづれにしましても、今回御提案申し上げております国鉄の救済に絡むこの問題につきましては、国鉄といふ救済をされる側とそれ以外のこれを救済する側との利害の対立といったようなもの、あるいは現世代とOBとの間の非常に微妙な問題といったことがございまして、そういういわば相反するような利害を非常に微妙なバランスのもとにうまく合わせてつきたような法案でございまして、われわれとしまして、現在の状況のもとでは、御提案申し上げております中身が一番いいものである、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○森井委員 保田さん、だめですよ。切りかえのときの混乱というのはわかるよ。しかし、経過措置のないときははないのですから、これは経過措置をつける。

厚生大臣にお聞きをするわけでありますけれども、たとえば今度の年金の支給開始年齢、厚生年金の場合現在男女差があるわけですね。男子は六十歳、女子は五十五歳なんです。先ほどの社保審の厚年部会の意見書では、私も首をかしげてい

○山口(新)政府委員 厚生年金におきましては、二十九年改正以来再三いろいろ要件の改訂等をやっておりますが、やはり項目に應じてまして何がし

かの経過的な措置を設けてきておるといふのが従来の例でございまして。

○森井委員 大蔵大臣、お聞きのようにこれは無理があるのですよ。とにかく経過措置全然ゼロなんです。

もう一つ申し上げますと、今度の場合共済組合の合併ではなくて統合という形になりました。ですからこれは、財布はそれぞれ別に持つという発想になっておるわけですね。財布を別に持たせておきながら、来年の秋には一緒に財政再計算をやら

れ。これは掛金に響いてくるわけですね。あの案を見ますと、何と掛金が一遍に六割も上がるかっこうになっておる。しかも各共済組合にはそれぞれ過去に財政再計算をしたルールがある。たとえば公企体の場合は前回五十六年、次回は六十一年です。それを来年の秋にやれというのですから、これは一年半も早いのです。そうしますとどういうことになるのですか。大体五年でこうなるという計算をするわけですから、掛金も、このころはこうなるであろうという覚悟を組合員もある税務決めることと、それから見通しをく、年金財政に対する信用も置ける。年金財政というのは本来に安定度というのが大切ですから、そのためには、厚生年金の場合被保険者の信頼というものが非常に大事なことになる。だから、財政再計算の時期というのは慎重にやらなければならぬということでは当然出てまいります。これも経過措置がない。全部来年一括して財政再計算をやる。これなんかもやがては先の方で段階的に合わしていくべきでしょう、私はそう思います。年金の統合ということから考えれば、財政再計算時期はやがては合わすべきだ。しかし、法律が通ったらいきなり財政再計算をする。結果として組合員の掛金が、いま申し上げましたように大幅に上がってくる。今度の場合合しかも強制でありまして、修正率は

○八から〇・九に引き上げて計算をしておる。やや専門的なことになりましたからこれ以上は申し上げませんけれども、財政再計算についても、これは経過措置というものは適当でないかもしれませ

んが、いまの共済組合についてはとりあえず一回は現行でやって、その上でいくべきではないか。特に、先ほど申し上げましたように、これはそれぞれいまだところ単独運営を許す法案になっているわけですから、やはり財政再計算についても弾力的に考えるべきじゃないか、こう思いますが、いかがでしょう。

○保田政府委員 給付の面の経過措置につきましては、全然これをとっていいということではございません。もちろん立場によりまして十分でないという御指摘があるう、かとも思いますけれども、われわれといたしましては、最低限の既得権の保障、従前額保障はさせていただいておるつもりでございます。これが、利害の非常に微妙な関係にござりまする関係者のいわば最大公約数であるうかというふうに理解をいたしております。

それから、二番目の御指摘の財政再計算の時期のお話でございますが、御指摘のとおり、今回の統合法案が成立をいたしますと、五十九年の十月に財政再計算を行うことになるわけでござります。財政再計算は、先生御承知のように、保険料を計算する前提となる諸条件が動きましたときにこれをやる。現在の共済法案では少なくとも五年以内に行うということになっておりまして、公企体の場合にはそういう法的な規制はござりませんが、これも従来から五年ごとに行ってきたものでござります。ただ、時期につきまして先生御指摘のように差がござります。

今回の統合の結果、公企体につきましては再計算の時期が一年半早まるわけでござりますが、再計算と申しますのは、先ほど申し上げましたような定期的な再計算のほか、給付面その他で大きな制度の改正が行われましたときにはこれを行うのが従来からの慣例でもござります。それがまた将来の年金財政を健全に運営していくための非常に大きなポイントとなるものでござります。今回四つの共済組合が一つの法案で法律をもって統合されます以上、国共済と公企体共済で扱いを異にするのはいかがか、こういうふうに考える次第

でござります。

○森井委員 専売公社にお伺いをいたします。財政再計算をいたしますと、あなたのところは財源率で逆転現象が起きるといって大変心配しているらしいです。俗っぽい言葉で言いますと、国鉄共済よりもかえって危機感というものは高まってまいりますし、負担も高い、こういう形になりますから、助けられる方よりも助ける方がはるかに財源率がついていこう形になってくるわけでありまして、実情とお考えをちょっと承っておきたいと思ひます。

○長岡説明員 今回の法案で財政調整事業を実施することになっておりますが、大蔵省の方でよく粗い試算ということで国共済に提出されました資料による予想財源率では、国鉄との比較でござりますけれども、国鉄の場合には財政調整を前提としていざ賦課方式に近いやり方で計算をし、私どもの方は所定の保険数理に基づいて計算をいたしておりますので、計算の仕組み自体が違つてはござります。一応の粗い試算で申しますと、国鉄の所要財源率が千分の二百十前後ではないかと推計されております。それに対して専売の財源率が千分の二百四十程度になるのではないかとこの数字で見ると逆転現象が出ております。私どもは、国鉄年金財政の救済を図ることが公的年金制度の信頼を確保する上で必要であるという理解は十分持っております。この数字は、こういう数字では、組合員の理解を得ることは非常に困難であるうというふうに考えております。したがって、今後財政調整委員会においていまの点を踏まえて十分に議論を尽くしていただきたいというのが率直な気持ちでござります。

○森井委員 大蔵省、そこで、いま御指摘いたしましたように、財政再計算の時期についてもいろいろ問題があることはもう御理解いただけたと思ひうわけでありまして、この種のものは、先ほど来繰り返し申し上げますように、余り無理をすると組合員の反発を買うことも非常に多いわけでございますから、したがってこの点については特に慎重にお願いをしておきたいと思ひます。

大蔵大臣、いまの専売の年金を受け取っておられる方、これから新規に移行する組合員の方、財政再計算、そういう問題については、私が御指摘を申し上げましたようにいろいろ問題がござりますので、大蔵省としても各方面の意見を十分聞きながら慎重に進めていただきたいと思ひます。いかがでしょう。

○竹下閣務大臣 本委員会においての質疑応答、そしてその実態、これを正確に報告するにとともに、自主的に御判断なさる場合に、恐らく慎重な態度をとられるであろうことは、十分私も期待をいたしております。

○森井委員 私の感じを申し上げますと、今回の統合というのは大変無理がある。特にいみじくも臨調の答申、これは余り褒めたものじゃないと私は思ひうわけですが、臨調答申でたまたま三公社の経営形態というものは軒並み変わるものになつていくわけですね。国鉄も再建監理委員会にまわす中でありますし、電電につきましてはすでに与党の方では一定の方針を決められて、関係各省でいま恐らくその準備をしていらつしやる段階ではないかと思ひますし、ややおくれしておりますが、専売公社につきましても民営化の方向と申して進んでおる。そういういたしますと、先ほど申し上げましたように私どもは臨調の答申には問題がござりますけれども、仮に民営化という方向にいきますと、これは厚生年金です、間違ひなく厚生年金、だれが考えたって厚生年金にいたします。なぜか。第一に国庫負担が違つたのです。いま公経済負担と称して、たとえば電電でしたら電話料で払つていらつしやる。あるいは郵政の共済でしたら郵便料その他で払つていらつしやる。本来、国庫負担をすべきです。しかし、公経済負担分を一五・八五%、仮にこれで固定をしておるとしまして、厚生年金でしたら二〇%。かつて厚生年金でありました私学や農林職員等はいま一八%になっております。矛盾があるのです。片方に

おいて民営化しろと言う。そして年金については国家公務員と一緒になれと言う。似た者同士というのだったらなぜ地方共済も入れないのですか。これは給付水準その他は国家公務員と全然変わらぬ。中にはいいものもある。パイを広くしないで、とりあえず国家公務員という場当たり的な、無理な統合をなさるからこういう形になるのです。

経営形態との関係では、いま申し上げましたように、これはだれでも考えますよ、厚生年金に移行すればわざわざ自分のところで稼いだ電話料や郵便料等で払わなくても済む。当然これは明確にしておきませんと、民営化になりました場合に、公経済負担と称するものは明確に国庫負担にしなければならぬ、これが年金のいままでの理論なんです。先ほど保田次長は慣例と言われましたけれども、こういう基礎にわたる部分はちゃんと整理をしなければならぬ。

端的な例を申し上げます。同じような仕事をしています国際電電は厚生年金でしよう。日銀も厚生年金なんです。もちろん日本航空も厚生年金です。民間になるであろうと言われている電電公社が民間になつても、これはいままでどおり共済にとどまらせておけ。しかも公企体職員の場合は御存じのとおりまだ仲裁裁定が実施されておられません。どう考えてもこれは私は理解がしにく。いかがですか、民営化になった場合は本来なら厚生年金だと思ひますが、大蔵省、考えがあらば示してください。

○保田政府委員 原則といたしましては、民間部門の被用者には厚生年金を適用する、公共部門の被用者には共済年金が適用される、このことは先生の御指摘のとおりでござります。ただし、年金制度には歴史や沿革がござりまして、公共部門でも公庫あるいは公団といったものには厚生年金が適用されておるわけでありまして、また、民間部門でも私立学校や農林漁業団体には共済年金が適用されているということでござりまして、年金制度の適用区分と経営形態とは必ずしも一致をしてい

特に国鉄とか電電とか、非常に大きな経営体が

存在したまま他の制度に移行するということは、もちろん理論的には考えられないわけではございません。しかしながら、現在厚生年金と共済年金との間には給付要件といったようなものに非常に大きな差がございます。また、制度を移り歩きましますときには、いままで積み立てられております積立金をどうするのか。それから、厚生年金の場合には当然標準報酬を過去にさかのぼってずっと計算し直さなければならぬといったような、現実算し直さなければならぬというところ、計算に公企体共済から厚生年金に適用を移すということとは非常にむずかしい状況、むしろ不可能と言ってもいいぐらいの状況にあるわけでございます。したがって、今回御提案申し上げておりますように、公企体につきましては、今後経営形態がたとえ民間に移行するといったような事情がございましたとしても、なお当分の間は共済組合制度の適用を続けていくことが勤労者にとってもむしろプラスなものではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○森井委員　もう時間がなくなりましたからこの一問でやめなければなりません。いまの議論につきましては、あなた、私も専門家の一人です。それは私学にしても農林年金にしても経過があるのです。もとは厚生年金だったのです。ルーツは厚生年金だから、特殊な事情があつてそういう形になりましたが、いたずらにこれから共済年金が次々に出てくるというかっこうになると、共済年金と厚生年金等の整合性の問題が出てくるので、私はこれは問題として指摘をしておきます。

そこで大蔵大臣、最後に、結局私は将来年金の統合というのはやはり厚生年金が基礎となると思うのです。そうしますと、これから厚生年金について議論をいたしますけれども、やはりいろいろな事情から給付水準は下がるという形になると思うのです。一方におきまして、各共済はそれぞれ企業年金、職域的な年金の部分もある。企業年金は、先ほどこっちと例に出しました国際電電のごと

ときは、年間百五十万というふうな企業年金を積んでいくわけです。少なくとも国家公務員がまじめに汗を流して働く、あるいは公共企業体の職員がまじめに汗を流して働くということになれば、いま申し上げましたように、公的年金部分としては、将来にわたりますではやはり厚生年金の水準に一応合わせる必要がある、私はそう思うわけです。そうしますと、基礎的な部分、所得比例部分等がございますけれども、やはり国家公務員、三公社の職員等についても、公的年金の部分とそれから企業年金的部分を入れてあげないと、働く意欲もなくなりますし、現に株式の上場企業はその七割くらいは企業年金をつくっているのですね。つまり厚生年金に上乘せをしておる。下手をすれば逆に、官民格差じゃなくて民官格差になる可能性すら出てきています。

そこで、今度の法案あるいは厚生省が議論をされます厚生年金の統合法案をあわせて、この際そういった各共済組合に将来にわたる自主性というものの、なかならず三公社については民営化の方向が示されているわけでありますから、将来にわたっては独自の企業年金等をやはり上乘せをしてあげないと、逆に民間と格差がつくという場合があるわけですから。もう企業年金の話は時間がないからしません。

そこで両大臣から、いま申し上げましたように、これからの年金については、そういった公的年金部分に、公務員あるいは三公社の職員といえども、自主的に労使の話し合いがそろえば、やはり独自の部分を認めるというふうにしていただきたいと思うわけでございますが、最後に両大臣の御答弁をお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○林國務大臣　いま森井先生から、先生大変お詳しいですからいろいろなお話がありました。いわゆる公的な部分と申しますか基礎的な部分とそれ以外の部分を分けてというようなお考えがありまして、私の方でいただいております答申の中でもそういった考え方は出てきておるわけでござい

ます。そういった物の考え方にに基づきますならば、先生のお考えのような考え方をやはり生かしていくというのが将来における年金制度のあり方でもありうかと思うわけでございますが、これは厚生年金法、国民年金法、いま私の方で鋭意検討中でございますから、そうしたものを踏まえて、また最初に、将来にわたってどうしていくかという関係整理を図るということを申し上げておきましたけれども、そういった中でもやはり考えていかなければならない問題だろうと思っております。

○竹下國務大臣 私は、いま森井さんの指摘された意見、一つも否定するものはないと思っております。が、要するにこれからの問題につきましては、一つは公務員制度の問題があると思っております。民間に経営形態が変わっていくというものは別といたしまして、そういう問題は、やはり関係各省においてこれから協議して検討を進めていく課題である。ただ、御指摘の事実に対して私は何ら否定しようという考えはありません。

○森委員長 御苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後三時一分開議

○森委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
質疑を続行いたします。大原亨君。

○大原(亭)委員 最初に厚生大臣に、引き続いて大蔵大臣に御質問いたします。

数日前から行革特別委員会におきましても、租税と社会保障費用の言うなれば負担の限界、こういう問題が議論になっております。現在、御承知のように二四％プラスアルファが税金でありまして、そして社会保険料が、いろいろな計算の仕方がありますが社会福祉費用が一〇％、合計いたしましたて三五％であります。きのう瀬島さんは特別委員会に出席をいたしまして、最高の限度額は四五％、でき得るならば四〇％程度に抑えたい、

こういふふうな発言があるわけです。そういたしますと、現状から残るところは一〇％であります。きょう閣議で報告された厚生白書にもいろいろと載っております。なかなか意欲的な厚生白書であります。そういたしますと、あと一〇％租税と社会保障費用をふやしていくということになりますと、それを中心とする論議の中で、その一〇％は社会保障の費用である、年金や医療費の問題である、こういうふうな考え方のようであります。「増税なき財政再建」がそういうことになるかどうかは別にいたしまして。そうすると租税の負担率というものは現状から余り変わらない。上限の四五％ということになれば、残る一〇％は社会保障の費用、社会保障費用というふうに考えられておるようであります。

その中で年金や医療費が、高齢化社会を迎えまして、あるいは年金の成熟を迎えましてふえていくわけですが、これが社会保険費用の増大を大体一〇〇程度の範囲内で果たしてやり得るものか、またその一〇〇程度の社会保障費用の自身は何か、こういう点について最初に御質問いたしまして、厚生大臣からお答えいただきます。

○林国務大臣　瀬島さんが行革特別委員会を参考人として御意見を述べられました四〇％、四五％が、租税負担率及び社会保障負担率と申しますか、その合計で将来の構図を描いたものだというお話は、新聞等を通じて私も承知をいたしております。

いまの先生のお話のように、いま三五%であり
ますが、社会保険負担というものは税金と違いま

して、やはり一つの応益原則というものがあるだろう、私はこう思います。年金なども、老齢化社会を控えましてやはりそれぞれの方々が保険料としてお積みになる。これは強制的でありますけれどもお積みになる。それを給付としてやっていくというのは、日本の老齢化社会ということを考えますならば、これは全体の率としてはどうしても上がっていかざるを得ないだろうというのが一つの考え方でありまして、医療につきましては、ほ

うっておくと毎年一兆円ずつふえているというところで、せっかくいま医療改革につきましても、その給付と負担とのあり方につきましても、またその他の医療の供給体制、薬の問題も含めまして私どもが総点検をしておりますのは、いわゆるそういう社会的な保険という形のものには国民に納得される範囲でなければならぬという、国民の批判を受けるようなことではないような形のものに抑えていくことがやはり必要だろう、こう考えておるところでございます。先生御指摘のように必ず一〇％に抑えられるかどうかというのは、むしろこれからいろいろな制度、仕組みを考えてやっつけなければならぬ一つのめどと申しますか、目標を示されたものだとは私共はおおとところでございます。要するに負担と給付、この辺のバランスをよくとっていくことが私は大切なことのように思っています。

厚生省におきましても、かつて社会保障長期展望懇談会というところで数字を出したことがございます。その数字はもっと高い数字のように推計をしたところでございます。社会保障負担というものは、一九八〇年をベースに見まして八一年は一〇・一％である、二〇〇〇年、昭和七十五年になりましてこれが一四から一五％になるであろう、二〇一〇年には一九から二一になるであろうというものが、一応の推算という形で出ているわけでございます。これはこうなるんだということではないので、むしろいろいろな形で国民的な合意を求めていくということの中で私たちは考えていかなければならぬものだろう、こういうふうな思っているところでございます。

○大原(幸)委員 いまお示しになりました社会保障長期展望懇談会の社会保障給付費の対国民所得比の試算の資料によりますと、年金だけをとってみても、いまの保険料率は、これは厚生年金であります五・三％の負担、それが昭和七十五年、二十一世紀には一二・七％になりまして、昭和八十五年、二〇一〇年には一六・九％です。それから、それだけでも一〇％を超える負担になるわけ

です。そういたしますと、四五％の範囲内で租税と社会保障費を抑えるということとは、いまの推計から見てみましても事実上不可能であります。ですから、むだを省きながら大切なものは高齢化社会に対応して充実させるということが、言うなれば非常に重要な課題でございます。私はこれが行政改革であると思っております。いまの政府がやっておるのは、赤字対策とか財政のつじつま合わせとかマイナスイメージとかということと、大蔵大臣おられるのですが、厚生省が大蔵省へ出す概算要求はマイナスイメージ、今度はまたもう一回十二月に査定するわけですが、その中には医療保険の本人十割を八割にするという、創立以来やったことがないような大なたをふるった概算要求、最後にこれを査定する場合にはさらに大なたをふるうわけでありまして。

ですから、臨調はどういう考え方を持って議論しておったのかということをお私共は考えるわけでありまして、これはすぐ崩れてしまいうような議論。しかし私どもは、社会保障やいろいろな給付の負担を保険料にするかあるいは税金で負担をするかというところは、政策の問題だと思います。問題はやはり所得を公平に再配分いたしまして、国民生活を安定させる、社会的な事故に対する不安を一掃するということ、いままで長い間努力をいたしましたし、憲法にも書いてある趣旨でございますので、それを質的に後退させることはできない。

それで、きょうの閣議で報告いたしました厚生省の白書によりますと、「新しい時代の潮流と社会保障」というふうなありまして、扉の方には、量の拡大から質に転換する時代だというふうな言っているわけなんです。だから、そういう中長期を展望いたしまして、日本の社会保障制度、年金制度というものをどうするのだということについての全体像を持ちながら改革を進めていくということが必要ですが、遺憾ながらそういう点については本末を誤っておるのではないかと、私はそういうふうな思っております。国民の負担の境界の

問題につきましても、大蔵大臣からお答えいただきます。

○竹下(国務)大臣 租税負担率は五十六年が二・三・六、五十七年が二・三・七、五十八年が一・二・三・七を予測しておるわけですが、これは御案内のように、今年度予算を編成いたしましたときに予測いたしましたところの成長率とかということに對して設けたものであつて、あくまでもこれは予測であります。

元来、租税負担率というのは国民総所得を分母として分子を地方税と国税を足したもので、こういうことになりましたので、必ずしも定量的に最初決めておくべきものでなく、結果として出てくるものが租税負担率であらう、こういう議論があるわけですが、だから、そのところも瀬島さんとも何度か意見交換をしてみたのでございますが、臨調で指摘した租税負担率あるいは国民負担というものは、必ずしも最初から非常に固定的な物の考え方をしたものではありません。しかし世の趨勢、他の先進国を見ましても、少なくともイギリスで五・一とか、スウェーデンなんかもっと高いにしても、したがってそれよりかなり低いところに結果がとどまるような政策運営をすべきだ。それで、瀬島さんは当面四・〇とか四五とかいうことを念頭に置くべきではないか、こういうことを言われておったこともございます。その理屈はよくわかる理屈でございますが、分子も分母も経済の情勢の変動等によつて異なつてまいります。結果として出てくるものでありますから、そういうものを念頭に置いておかなければならぬという意味において、これはこの間指摘された四五などというものは、なほほどな、私どもとして絶えず念頭に置かなければならぬ数値だなどという感じは私も率直に持っております。

○大原(幸)委員 瀬島さんが答弁いたしました四・〇％を目標としながら四五％が上限だ、五・〇％にもなる活力は失われる、こういうことは繰り返して言っておるし、この厚生白書の中にも活力の問題が出ておるわけですが、ですけれども、四・〇％と

いうのは、これは展望といたしまして、租税と社会保障費の負担の境界としては全然推定できないような数字であります。

これから増大する医療費とか税金の現在の国民所得に對する比率は抑えておいて、年金だけを一〇％程度上げて高齢化社会に對応しようという考え方が背景にあるのではないかと、いうふうに私は思いますが、それでも高齢化社会を迎えまして医療費もふえてまいりますし、年金もそれではおさまらぬわけでありまして、四五％ということを上限にいたしまして大蔵大臣はぎゅうぎゅう概算要求を締め上げていきますと、日本の高齢化対策というものは展望が持てないのではないかと、かえつてそういう近欲なことをやりまして矛盾が拡大するのではないかと、こういうふうには思ふのですが、いかがでしょう。

○林(国務)大臣 あるいは大蔵大臣から御答弁いただくこともありますが、先ほど申し上げましたように、社会保障負担というものは、老齢化現象、また医療技術の高度化等によつては、私共のものもあると思ひます。先生おっしゃることは私も非常によくわかるのですが、この推計の中で出ておりますのは、現在社会保障負担の年金部分は一・五・何％となつておる、それが一六・九％のところにいきますと、保険料負担というものはざつと概算しますと三・一％程度としてある。三・一％の年金のための保険料負担というものは一体いかになるものであらうかという疑問を私は率直に出しておるわけでございます。また医療につきましても恐らくいろいろな問題がありまして、医療がいまのままではいとはだれもお考えにならないと思うのです。毎年一兆円ずつふえていく。しかも町には乱診診療であるとか薬がどうだとかという声が満ち満ちておる。そういうときに改革をして、国民の納得のいけるような形に持っていかなければならぬというのが私の基本的な考えであり、そこらでございまして、そういうものをやばりこれから努力をしていかなければならないと思ふのです。

先生がおっしゃるように、目標としてこのくらいだ、大体の数字を示してということも確かに考えたとは思いますが、現実の制度をどう動かしていくか、それによってどう達成できるかということを一時的にやらなければ、単に将来目標を掲げて、理想を掲げただけで現実が伴わなければ、現実の政治には私はならないと思うのです。そういう意味で、いろいろな点でこれから改革をやっていくかなければならない、こう私は思うのです。そういうふうに考えていることを申し上げて御答弁いたします。

○大原(孝)委員 大蔵大臣、六十五歳以上をとってみますと、日本は一五、六%になるのが二十一世紀に入ってからで、それが国際的な高齢化率の大体の水準ですが、それが将来二二、三%程度になっていくわけです。国際水準を超えるわけですから、ですから、年金だけを計算してみても、中長期の展望を立てる場合には、財源措置については一定の財源が要るわけです。だからそれをどうのような手段、手だてで充足していくかというのを考えながらやる。

たとえば、医療の問題等につきましては私ども社会党が率先してやっておるわけですが、薬漬け医療とか検査漬けとか不正請求とか、私は十数年来やっておるのです。政府の中でも熱心なものと熱心なのがある。ある場合には時の医師会と癒着をした幹部もある。いま花岡さんは自浄作用というふうなことを言っていて発想を転換しようとしておられますが、それがいままではぎゅうぎゅうやっています。そういう医療の本当の意味の改革、充実について前進させなかつたようである。そういたしますと、厚生省の方も、官僚諸君も萎縮沈滞いたしておるわけでありまして、今度は少し医師会の体制等も変わってまいりまして、つい最近厚生省の中が非常に活気を呈してきておる。これが少しいま厚生白書に出てきておると私は読み取ったわけでありまして。それは厚生大臣がしっかりとおりのか、官僚諸君がしっかりとおりのか、あるいは自民党が変わりつつあるのか、あるいは野党

の主張が通つておるのかわからぬけれども、そういうことについては私は十分考えながら国民所得との関係を考える。しかし、必要なものは要るのですから、そのときにそれをチェックし過ぎて、角を矯めて牛を殺すような結果を大蔵大臣はゆめおろそかにやりになってはいけないと思ひますが、いかがですか。

○林(国務)大臣 前から。どうせ大蔵大臣からも

全く先生のおっしゃるとおり、角を矯めて牛を殺すようなことを私は全然考えていない。年寄りの時代になってくる、そうすると年寄りの病氣というのはふえてくるのですから、これはやはりやっとなければならぬと思ふのです。ただ、先ほど来申し上げましたようにいろいろな問題があるわけですから、これは先生が御指摘のとおり、そうした問題はやはり勇敢にメスを入れていかなければならぬ。

そもそも、いろいろなことを考えてみますと、私が思ひますに、病氣というものはだれがなるのだから、やはり個人個人がまずケアをすることが必要である。社会全体としても事前にいろいろな予防対策をやっていくことが必要である。そういう基本的な考え方をしっかりと打ち出してこの問題に取り組んでいかなければ、あれがけしからぬ、これがけしからぬなんて、みんなほかの人のことを言つておつたのでは、私は解決つかないと思ふのです。すべてのところにわたつてメスを入れてやっていくということが私は必要だと思ふのです。

今回の改革を別に私は財政が厳しいからというふうな形でしたわけじゃないのです。やはり必要なものは堂々と予算要求もしなければならぬ、また必要なことは無理言つても構いませんが、本来は、医療というものはあるいは年金というものは社会保険の上に成り立つておるわけでありまして、そういう原則をたつとびながらこれからいろいろな改革に取り組んでいこう、こう思つておるところでございます。

○竹下(国務)大臣 私どもが予算編成に当たりまして、ややもすれば、いわばシリリング、何年度はどういうシリリングとか、一つにはわが国の予算は財政法の示すところにより、いわゆる単年度主義というものがあつたわけでありまして。だから、予算編成に当たつての枠のほめ方というものが単年度主義的な傾向にならざるを得ないという要因があると思ひます。しかし元来は、政策運営全体は中長期の展望の上に立たなければならぬことは当然のことです。

したがって、年金の問題等をとりまえてみれば、私は専門家でないからわかりませんが、年齢構成といふものは、いまはおっしゃるような状態でございまして、いざいざ急速な高齢化社会が訪れてくるのは、いろいろな指標でも明らかであるところでありまして。それがしかも、日本の場合、ちやうど大原さんと私が一緒に国会に出ましたときの平均寿命を調べてみたら、男性が六十三・八、女性がちやうど六十九でございまして。大体いまが七十四・二と七十九・六と仮にすれば、ほぼ十・五歳ぐらゐふえておる、これは平均寿命でございましてけれども、それで、昭和二十二年に人生五十年をやつと越した。だから、この急速な高齢化社会といふのは、それに対応するだけのものも準備が必ずしも万全とは限らない。

それで、いま瀬島さんらが平素議論しておられる活力の問題といふのは、むしろ、かつて先進国と言われた国々がいわゆる活力を失つたのは、租税、いわゆる国民負担率といふのが大変に高まつたために、働けど働けど負担率が高まつていくだけだといふことから勤労意欲が喪失された。だからむしろ、財政改革といふものは、いま先進国病とか、特定の国を指してイギリス病とか西ドイツ病とか言ふのは非礼でございましてけれども、そういう国にならぬために、いまから中長期的な物の考え方につけてやり直せと言われておるものが臨調のお論しだろふと思ふのです。

そういう意味からいいますと、まさに大きな社会保障負担のウェイトとして予測されるであろう

年金制度などというものにおいても、現行の制度、施策をそのままに置いたらこのようになる。だから、そういう状態にならないようにいふことから、中長期的な考え方、物事を進めるべきだということから、今日年金担当大臣を中心として物事を進めるといふ段階に至つておるといふふうに私は認識をいたしますので、その都度リジッドな、大変厳しい枠をかぶせるということそのものがすべて正しいとは私と思つておりません。ただ、中長期の中において、現実問題として、一つの予算編成の過程において厳しさを押しつけるような考え方ではなく、そういう認識で予算編成に携わつていくべきであるというふうに考えております。

○大原(孝)委員 厚生大臣は三十分ほど中座されるのですが、これは理事会の決定ですから、厚生大臣おられなくても、厚生大臣以上の人々がたくさんおられるからいいです。順次質問を進めてまいります。

そこで国鉄総裁、あなた、国鉄はお忙しいから先にしほつて質問いたします。

私は、予算委員会等にはしばしば国鉄総裁の御出席を要請しまして、国鉄の年金問題を議論いたしました。大平内閣の当初から、国鉄総裁まだ就任比較の浅いときでありました。その当時から議論をいたしたことを記憶をいたしております。

私どもの主張は、国鉄共済年金は昭和五十九年、六十年にパンクするんだから、これをこのまま放置しておいてはいけません。これをどうするか、こういう点を指摘をいたしたわけでありまして。そして、この国鉄共済年金が崩壊をいたしますと日本の皆年金体制の一角が崩れるわけですから、そうすると、この崩壊を放置いたしたまはら、日本の年金は二十年ぐらゐの間に持たないやうにどんどんつぶれていきます。そうすると、日本の年金保障といふのは、高齢化社会を迎えまして全く弱肉強食の社会、いざ議論しようとしておりますが、弱肉強食の社会になるわけでは

す。だから国鉄の共済の問題は、国鉄の経営の行き詰まりの問題とくさんあるけれども、この問題は国鉄にとつて大切なだけではないに、日本の共済年金制度のために絶対に大切な問題である、こういう点を指摘してきたわけです。それに対して政府はどう対応するんだということをやってきたが、私は反省いたして、この問題に対する熱意と理解が国鉄総裁きわめて足りない、あるいは運輸省、運輸大臣あるいは政府は足りない、そういうふうな感じがするわけですが、どういふふうな感想を持っておられますか。

○高木説明員 ただいま御指摘いただきましたように、国会でも率直に申し上げて、一部の先生からは、国鉄年金の問題が非常に大変だ、どうするんだという御指摘なりあるいは御批判を賜ってまいりました。私も国鉄の事情は余りつまびらかでございませんでしたが、就任早々に、いろいろあつちの面、こつちの面から見ました場合に三つ四つ問題点がはつきりあるということを認識をいたしました。その際にやはり、大原委員のおっしゃいますように、年金問題が国鉄会計にとつて非常に大きな問題だということ、いま申しました三つ四つの問題の中の一つとして考えてまいりました。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕と同時に、それがどこから起こるかとお申しますと、一つは、わが国の年金制度の中で一番先にスタートをした。明治の末期に、有名な後藤新平先生時代の国鉄の国有化ということから関連してスタートしたという歴史を持つておるといことが一つと、それから、現実には交通機関の中でのウェイトが下がってまいりますから、人を減らしていかねばならぬということ、現役とOBとのバランスがだんだん崩れていくということがはつきりしておりましたので、何とかこれを早く解決をすべく各方面にお願いをしなければならぬ、ということ、どうも年金システム全体が複雑なことでございまして、私も私どもの窮状を訴え

ることに専念せざるを得ないわけでございます。それに対する対策そのものを自分ども自身がつくり上げていくということには大変力が足りないというところでございまして。しかし、いろいろなことでわれわれ自身も勉強をし、お願いをし、ようやくここまで来たわけでございますが、まだ今回の問題をもつては、年金会計といつたしましても暫定的にとにかくパンクを免れるというだけのことでございまして、国鉄会計にとりましてはまた別途大きな問題がますます出てきておるといふ現状でございます。

私は私なりに先生方の叱咤激励を受けながら今日まで一生懸命やってきたつもりではおりますけれども、それにしても残念ながら時間がかかったものだといふ感じを持っておるわけでございます。今後この年金問題は、今回の法案の成否に關係なく、国鉄会計としては非常に大きな問題でございまして、年金財政としてもこれはまた大きな問題でございまして、まさに今回の御提案は本当の第一歩ということで、しかしそれを乗り越えなければ第二、第三の道が開けていかないだろうといふことを考えまして、ぜひとも今回の改正のお考えが実現するようになりまして、強くお願いをする、希望をしておるということでござい

ます。○大原(亨)委員 今度の国家公務員と三公社の共済年金の統合法案についての主管大臣は大蔵大臣です。大蔵大臣でありますが、申し上げましたように、年金を改革する際には、たとえば公務員の年金開始五十五歳を六十歳にする際に、昭和七十五年まで二十年かけて経過措置をもつて段階的に改善をしていくというふうな、そういう慎重な配慮をとる。いままで議論がございましたが、既得権とか期待権というものを、いままでの保険上の契約を無視いたしました一方にばさつとやりますと、これは言うなれば年金に対する不信、政治に対する不信が出てくるわけです。そういう経過措置は個人の生活設計にも關係が深いわけですから、十分慎重にやらなければなりません。

そこで、この統合法案を議論する際において、今日以後もそれが残っておりますが、国鉄総裁は早く帰ってもらいますから申し上げるのですが、国の負担と公経済の負担の關係です。

三公社は、御承知のように国の負担の一五・八五%を追加費用と一緒に公経済が負担している、公団公社が負担しているのです。しかし、公経済で負担している中についても、将来の厚生年金、国民年金との統合を考えると、この中には社会保障的なものもある、それから国鉄の経営上の特殊事情から発生した問題もある、身分上の問題もある、それは職域的な年金の対象となる問題である、それらを分離しまして、そして国の負担でなすべきもの、たとえば一五・八五%というふうなものは、厚生年金の二割という負担もありまして、国民年金は三分の一の国庫負担があるわけですから、それは国庫負担にする。そうして、たとえば職域年金の面で、私が資料を集めてみますと、国鉄の退職の年齢は、本年、最近の事情によりましてほとんどが五十五歳で退職をするわけ

です。電電公社とか国家公務員あるいは専売等は五十八歳とか六十歳平均がほとんどであります。五十五歳と五十八歳の退職の差がありますと、この期間中年金をもらうわけですから、国鉄の方は行政改革との關係でどんどん早く整理をしておりますが、この年金との關係、雇用との關係を考えると整理をしておりますので、そうするとそこへ大きな穴があくわけです。五十五歳で全般的に退職すると五十八歳で退職するのは大違いであります。そのあいた穴を他の共済から入れるというふうな、金に境はありませんけれども、そういう印象を与えます。そういう五十五歳でやめるといふような事情等は、行政改革や経済情勢の変動や戦後の運送事情等からも変動があるわけですから、それは企業年金的なもので上乗せで負担をするというふうな考え方を持っていかないと、これから他の年金等と統合したり調整する際に大きな支障があるのではないかと。

私もしばしば予算委員会では指摘をしたのです

が、日本銀行とか道路公団等は公経済です。厚生年金の二割の国庫負担を受けているわけです。余剰の利潤が出ましたら国庫へ納付するような制度になっておりますが、税金等を納めておりませんけれども公経済です。ですから、三公社にいたしまして、一つの行政改革、税制改革の一環として、そういうような整理の仕方をすべきだと私は思うのです。国鉄がそういうことを主張したのがあるいは大蔵省がそういうことを主張を許さなかったのかもしれないが、そういう点は整理をしない、これが年金統合の第一段ロケットであるといふようなことは言えないと私は思うのです。

ですから、公経済で負担するものと国庫負担するものは整理をする、これが年金改革の一つの柱ではないかと私は思います。いかがですか。○高木説明員 この年金による国鉄の負担、また年金の現状によりまして年金財政のあり方といった問題からいいますと、ただいま委員が御指摘になりましたようなことでなければならぬのはなかりうかというところを、実は私自身も感ずることが非常に多いわけでございます。

しかしながら、現行の国鉄をめぐるものもろの制度につきましては、どうも年金だけじゃなく、他の部分についても大変ふやういふ点が私どもから見るとあるわけでございます。と申しますのは、現行公社制度が発足いたしました昭和二十年代というのは、国鉄はいわば独占企業であつたわけでございますが、今日では、飛行機の關係におきましても自動車との關係におきましても、全く競争産業的な立場に置かれておるわけでございますが、もろもろの点でなかなかそういう競争産業の立場に置かれておることを前提とした制度になっていないわけでございます。その点はつとに大原先生からも御指摘を受けておりますが、年金だけでなく、実は国鉄を取り巻くもろもろの制度が、どうもちょっと現在の国鉄の経営の実態と合っていないといふことを感ずることが多いわけでございます。

○大原(幸)委員 これは厚生省の政府委員でよろしいのですが、いままでの各委員から、私どもの主張でもありますけれども、年金改革、日本の年金をどうするんだということを決めておいて、きちんと年金像を決めておいて、そして第一段ロケケットを出していくというふうにしないと、国鉄の救済は昭和六十年から六十四年までというふうな短期間での場当たりの赤字対策だけでは、他共済

ットと言われている六十一一年までに厚生年金、国民年金と共済年金の関係調整をするというのは、五十九年に厚生年金、国民年金の横割りの統合法案が通ったのを受けて、それで共済も被用者年金として、国民年金との関係等で厚生年金をにらんで関係を調整するという意味であるかどうか、お聞かせいただきます。

○山口(新)政府委員　いま先生お話しの方は、この五月の閣議決定の線によります第二段階のところの問題でございます。お話しのように国民年金と厚生年金の関係整理を図るということでございますけれども、それに対応して、私どもとしては、共済組合も、どの範囲になるかわかりません。

が、必要な範囲内の同じ趣旨の関係整理を図るということを期待しているわけでございます。

それで、法律の通ります順序がどうなるかということは私どもがとやかく申し上げることでございませぬが、一応厚生省の考え方が出まさんと、共済関係の部門では対応が具体的にできないわけでございますから、そういう意味で、第二段階の中の第一部では、厚生省関係の関係整理を書

○山口(新政府委員) 現在せっかく作業を續けているところでございまして、最終的な形が決まった段階では公表できると思いますが、現段階では差し控えさせていただきたいと思ひます。

○大原(亨)委員 僕はそれがけしからぬと言うののです。つまり、私どもはいろいろな審議會その他の議論を通じて、これは考え方は持つてゐるんだけれども、年金を將來どうするんだという全体像を考へておいて、そうして部分的な統合案をやつていかなないと、第一段ロケットを出したけれども、ロケットの行くところがなくて自滅するようになるのですよ。つまり、国家公務員と三公社が一緒になつたのでは百九十万人でしやう。いまの状況で百九十万で独立した年金は維持できないですよ。国鉄の共済の赤字の救済もできません。

よ、昭和六十四年以降は。そういうロケットを出すけれども、こことまわってしまつて一緒に空中分解するというふうなことをやつたら、それはだめじゃないかということをやっている。だから、年金は全体としてはこういうふうにやるんだ、それを早く出さないさい。その出す一つのポイント、厚生年金と国民年金をどのように統合して、保険料や年金水準や開始年齢をどう考えるかとい

○山口(新)政府委員 主たる考え方といたしましては厚生年金部会の御意見でございますが、それ以外にも昭和五十年以来各方面からいろいろな御意見が出されておりますので、それらをも私どもとしては十分参考にといたしたい、こういうふうに考えております。

○大原(寧)委員 その考え方は、厚生年金部会の答申にありますように、妻の年金権を確立するために、サラリーマンの妻を国民年金に強制加入いたしましたして、被用者年金との部面で基礎年金として再編成していこう、横割り年金、縦割りを横割り年金にしていこう、北欧型にしていこう、こういう方向は動かないでしょう。

○山口(新政府委員) 妻の年金権の問題でございますけれども、現在は、国民年金に御本人の努力で任意加入していらっしゃる方もありますし、一方で厚生年金の加給年金の対象にもなっているわけでございます。そういう意味ではダブって年金制度がかかっている方もないぶんいらっしゃるわけであります。

先ほど先生からお話しのありました、いわゆる

有識者に対するアンケート調査でございますが、この結果でも、この問題につきましてもは国民年金を強制適用すべきであるという御意見と、一方で夫の年金の中でカバーすべきであるという御意見も大分あったわけでございます。そこら辺両方を参酌しながらできるだけ合理的な案にしたい、こう考えておるところでございます。

○大原(孝)委員 もう大体その案はできておるはずで、それは、いま出るとこの審議が混乱するから出さぬでしょう。そうじゃないですか。国会対策上出さないのじゃないですか。そういうことではないかと言います。そういう審議の対応の仕方では、年金行政の一元化を私も主張いたしておりましたけれども、八つの法律で六つの省に分かれて、国会が六つの常任委員会で統制されて審議しておるわけです。そして関係団体との関係で改善を重ねていったから、それが行き詰まってきた。これをどうするかという議論を年金改革で議論をして、これを改革して、日本独自の高度の高齢化社会にどう対応するかということで議論しているわけです。非常にむずかしい仕事であります。そのときに、日本の年金をどうするかというのを知らせないような政府が年金を担当する資格が大体あるのか。

そこで大蔵大臣、質問を進めてまいります。五十九年から六十一年にかけましては、六十一年度の限度といたしまして第二段ロケットで厚生年金、国民年金と共済年金の関係調整をするというふうに書いてあります。閣議決定も書いてあります。その際には、厚生年金の国庫負担は二割です。国家公務員と公共企業体、公経済負担ですが、公経済負担は、公の負担は一五・八五％です。この国庫負担については、厚生年金部会が、現在の国庫負担程度を維持すべしというふうに意見書を出しております。国庫負担につきましてはどういう考えをお持ちでありますか。今回の改正に当たりましての考え方を伺います。

○保田政府委員 お答えいたします。現在の公的年金の各制度におきます国庫負担の割合といえますのは、先生御承知のようにそれぞれ非常に長い歴史のある沿革を持っておるものでございまして、これをすべてバランスがとれているというふうな一義的な尺度は必ずしもございせん。しかしながら、給付の水準の差でございます。支給開始年齢の差でございます。それから、さらには被保険者の負担能力といふようなものを総合的に勘案しながら国庫負担のできるだけの均衡を図りたいということで、御指摘のような体系ができておる。しかし、これは見方によりましては、これでもうベスト、動かす余地が全くないかと言われますと、われわれもそこまでの自信があるわけではございません。

先ほど来厚生省当局から御説明いたしておりましたように、今後国民年金、厚生年金等を初めとして公的年金制度全体の再編統合が行われるわけでございまして、その段階で国庫負担のあり方につきましても基本的な検討をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○大原(孝)委員 大蔵大臣、大蔵省は全体の予算査定において大蔵省は知っておるわけですね。厚生省が近く出します案の中には、厚生年金の意見書にもありますように、厚生年金と国民年金の統合をやるわけです。基礎年金の制度を設けるわけですね。そういたしますと、妻の強制加入の問題が起きてくるわけですね。そうすると、六十一年度に改正する共済年金も、妻の年金権について不公平な取り扱いをするわけにいきませんから、強制加入ということになるでしょう。そうしますと、いまの国民年金は定額の保険料ですから、これも矛盾がどんどん出てくるわけですね。一月に五千八百三十円取っておる。それは課税最低限以下の人も低所得の人も五千八百三十円負担しておる。それを被用者年金の共済年金でもくっつけることになるわけですね。そうすると、保険料の負担におきましても国庫負担等の関係におきましても、費用負担の問題につきましては、厚生年金と同じ問題が共済年金には五十八年から六十一年度までに、第二段ロケットまでは発生してきます。

ね。そういう問題を処理しなければいかぬでしょう、関係調整は。

○保田政府委員 いずれにいたしましても、国民の非常に多くの部分をカバーしております厚生年金、国民年金の関係整理の様子を見ながら、われわれとしてもその社会保障的な側面について関係調整を図っていきたい、こういうふうに考えております。

○大原(孝)委員 今度は大蔵大臣、いままでの議論を受けて答弁してください。

つまり私が言っているのは、今回の統合法案が第一段ロケットであるが、空中へばっとなんて行って空でとまってしまつて、どこへ行つていいかわからぬから、ばかっとなんて爆発するかもしれない。百九十万では自爆する可能性がある。そういう数字がいつかは出てくるわけですね。そこで、昭和五十九年から六十一年度にかけて、被用者年金全体と共済も含めて国民年金との関係、妻の年金権との関係を調整する必要性に迫られるわけですね。いまの答弁のとおりです。そうすると、国民年金と一緒にいたしまして基礎年金をつくりまして、保険料の決め方や取り方でも非常に大きな差が出てくるわけですね。それをやる際には、現在やり出したものはまたすぐ変えるのではありません。今度改正で出したものは変えるのではありません。保険料、財源等につきましても、取り方にしましては変わってくるわけですね。山口さん、いかがですか。あなたは年金全体の制度については詳しいが、どうですか。

○山口(新)政府委員 基本的には今回の第一段階の問題と第二段階の問題との関連の問題だと思ひますが、私は、第一段階の問題はやはりそれなりにグループごとの一つの合理化の動きであろうと思ひまして、全体の立場から見ましてそれなりに意味があるというふうに考えております。といひますのは、古いのですが、厚生省が持っております厚生年金と船員保険にいたしまして、二十九年度に内容もそろえて完全通算をやるといふような部分的な半調整をやつたわけですね。

ざいします。今回も船員保険部会では、ひとついままでの長年の歴史はあるけれども厚生年金と一緒にするかどうかという御意見も出しておられるわけですね。それからまた、厚生年金の中でも第三種被保険者という特別グループがございまして、このグループは現在、第三種の方は年金受給者で約四万七千人おります。被保険者の方は第三種被保険者約三万人でございます。このグループがもし独立しておりましたらとても成り立たない状態になっておると思ひますが、厚生年金の全体の中に初めから組み込まれておりますので無事に年金が払われているというようにございまして、民間グループの中ではそれなりに、従来でも年金制度としての基礎を強めるための努力があつたわけでございまして。

そういう意味で、共済グループは共済グループとしてそれなりに合理的な方向を歩まれているというのは意味のあることじゃないか、私はそういうふうに理解をしております。

○大原(孝)委員 非常に中身の苦しい答弁であります。

大蔵大臣、来年にかけては厚生年金と国民年金を統合します。これは閣議決定があるわけですね。それから五十九年、六十年、六十一年度にかけて共済との関係調整をするわけですね。ここから始めるのじゃないのです。六十一年度までの関係調整です。そういたしますと、妻の問題を考えると、強制加入にすれば、所得がなかったら免除の規定がありますから、保険料を納めなくても三分の一の国庫負担は入ってくるようになります。空期間ではあります。三分の一入ってくるようになります。三年間たちますと、免除しておりますけれども一年分になります。ですから、そういうことについて共済の奥さんと厚生年金の奥さんを法律で差別待遇をすることはできません。だから関係調整しなきゃなりません。そうすると、保険料の取り方で、国民年金は基礎年金で今度どう取り方をするか見ものであります。これは定額保険料です。五十万円の月収の人も十万円の月収の

人も、一カ月に五千八百三十円の保険料なんです。来年は六千三百円というふうになっていくわけですね。上がるものだから、掛ける力がなくなるから脱落者、落ちこぼれがいっぱいできてくるわけですね。この制度は最初は百円の保険料から、昭和三十六年に始まったわけですが、こまで来たら矛盾がいっぱいあるのですが、それをどういうふうにするかというところは、厚生省は歴代の年金局長の中では、昭和三十六年に国民年金をつくったときに小山進次郎さんという人がいました。亡くなりました。いい人は早く亡くなる。それに次いで山口年金局長は優秀じゃないかと言われているわけですね。しかし、どういふうにするか私は見ています。大変なことなんです。だから、その問題をどういふふうに出すかというところによって、今度は共済年金の保険料は二、三年のうちにすぐ変えなきゃなりませんよ。その点、私が指摘してきた点はわかりませんか。

○保田政府委員 厚生省を中心とします公的年金制度全体の関係整理の内容につきましては、われわれはまだ詳しくは知られていないわけですが、いろいろいすれにしても、厚生省を中心として、そういう全体の構想がそろそろいよいよ段階で、共済年金制度といかなる関係整理を図るかというところを検討したい。いま具体的に、この問題についてはこうしますというのを申し上げるほど厚生省の構想を了知しているわけではございませんので、その点はお許しをいただきたいと思えます。

○竹下國務大臣 私は、大蔵委員の指摘された問題は、乏しい知識ながら私なりに理解できま

す。○大原(亨)委員 そこで問題を進めてまいりますが、そういう環境の中で短期間で大きな急変が予想される、それを一つ一つやらなきゃならぬ、国庫負担の問題を含めて。こういふときに今度第一段ロケットを出しておるのですから、そのときに問題になりますのは、五十九年、来年の十月に財政再計算期をそろえたことだ。これがいよいよ悪い議論は私はいません。そして出された案は、国鉄は千分の百七十五が千分の二百四になるわけですね。電電は千分の百三が、これは半分にしますと五・一五ですが、千分の百七十になる。国家公務員も千分の百三が千分の百七十になる。専売は千分の百十六が千分の百九十四になるわけですね。莫大に上がるわけですね。保険料が七割、九割というふうにならざるを得ないのです。

十月の財政再計算期に具体的に決められることになるわけでございます。

その中身は、先ほど来先生御指摘のように、国鉄の共済組合に對します財政調整のための千分の十二、国家公務員共済組合の例でございますが、千分の十二が入っておることは確かでございます。残りの非常に大きな部分は、千分の三十八が、前回の財政再計算から五年たつわけですが、その間に年金のベースアップが行われておりますとか、あるいは財政再計算に際しまして修正率と云うものを乗じまして、本来ならば必要である財源を全部保険料として徴収していただくために将来の年金給付の財源に穴があいていく、そういうものを取り返すものが千分の三十八あるわけですね。それからもう一つは千分の十七、先ほど来申し上げましたが、財源率に對しまして修正率の〇・八、現在〇・八でございまして、将来の年金財政を健全化するとともに後世代との間の年金負担を公平に保ちたいという観点から、この修正率〇・八を〇・九にぜひとも引き上げさせていたいただきたい、こういう内容のものでございまして、引き上げ幅の非常に大きな部分は、むしろ各共済年金財政の将来にわたっての健全性の確保と、後世代との間の負担の公平を図るという観点からのものでございまして。

割を九割にするやつを八割に返す、これは六十一

年ごろに考えてもよろしいという議論は当然に起こってくる問題ですね。これは検討課題でありまして、いまお答えになりました千分の三十八に相当する部面に関するところですが、一つの問題は、私もしばしば予算委員会等で議論しておりますが、この保険料は、政府がいまやっておりますのは共済も厚生年金も積み立て方式ですから、その保険料を出しまして積み立てておいて、それにどういふ利子を掛けていくかというのが保険料の予定利回りです。現在これは五・五％です。恐らくこれは昭和二十九年か三十年ごろには三・三％であつたはずであります。予定利回りを三・三％から五・五％にしたのはなぜかと言つと、これは大蔵大臣も当時は大蔵省におられたから知っておられるかもしれませんが、預金部に対する融資の利子であります。いまはこの利子は七・三％です。あなたも大蔵省ですからよく御承知だ。七・三％です。五・五％の予定利回りを七・三％に一通にしないで、六・五％というふうにして上げます。利子がふえてまいりますから返つてまいります。千分の三十八の数字が違つてまいります。一％ほど予定利回りが上がりますと、保険料率には幾らはね返つてまいりますか。わかつた方がひとつ答弁してください。これは政府委員でなくてもだれでもいいですから、わかつている人が答弁してください。

一五

○保田政府委員 われわれの方では運用予定利回りの五・五％を変更することはおよそ考えておりませんので、現在手元に計算した結果を持ち合わせておりません。

○大原(亨)委員 それだから下の者が答弁せよと言ふのに、あなたが答弁する。それが答弁か。だけれどその数字を答弁してごらんない。

○山口(新)政府委員 私の承知しておるところでは、完全積み立てで計算しております場合には、予定利率を〇・五％上げますと約一割影響がある

○大原(亨)委員 そういう答弁をしようと思つて、厚生年金、国民年金統合案のこういう答弁を受けてこういう法律を出すという発表の時期を大蔵省は抑えておるのでしょうか。そういうインテリゲンチヤをしようと思つて抑えておるのか。私が指摘をした点は、共済組合との関係で問題があつたということがあるわけになりますかというところを大蔵大臣に質問いたしたわけですね。指摘をした問題がおわかりになりますかということを質問しているわけですね。

○保田政府委員 先生の先ほど来御指摘の数字は、われわれの方で、今回御提案しました統合法案を御審議いただくための参考として、前回の財政再計算の基礎数値をもととしてお示しをいたしたものでございますが、これは正式には五十九年

○大原(亨)委員 千分の十二については六百億円相当です。これについては一定の意見を各委員が出しておるので、私もそのことは時間の関係で繰り返しません。

○保田政府委員 われわれの方では運用予定利回りの五・五％を変更することはおよそ考えておりませんので、現在手元に計算した結果を持ち合わせておりません。

○大原(亨)委員 それだから下の者が答弁せよと言ふのに、あなたが答弁する。それが答弁か。だけれどその数字を答弁してごらんない。

○山口(新)政府委員 私の承知しておるところでは、完全積み立てで計算しております場合には、予定利率を〇・五％上げますと約一割影響がある

というようにござります。ただ、現在厚生年金は修正積み立てをとっておりますので、そのまゝのとおりにはいかないということが言えるかと思ひます。

○大原(幸)委員 厚生大臣、あなた年金担当大臣ですが、保険料に対する予定利回りは三・三％だったのです。それが五・五％になったものがずっと続いているのです。いまは一方が上がつて七・三％くらいになっているのですから、六・五％ぐらいで計算すれば、保険料の千分の三十八というのは、今回再計算のときに出した数字は変わるのじゃないかという指摘をしておるわけですよ。そういう点も議論をすべきである。

○大原(一)委員 長代理退席、委員長着席。というのは、厚生大臣、積立金の有利運用と自主運用の議論がありまして、小山進次郎さんは、国民年金の解説書、有名な解説書ですからテキストになっておりますが、その議論の中でも、厚生年金、国民年金の金を財源にほとんど全部投げ出す、共済も一定の割合で出す、そういうのは、そのはね返りとして経済全体にはね返つてきて、財源を得て、その財源をもって年金を改革するのであります。こういうふうに国会で答弁しているのです。だから、いまはその問題の保険料の予定利回りは単に観念論上の数字であります。保険料を算定する大きな基礎なんです。そして、積立金の自主運用とか有利運用というものと非常に関係があるわけなんです。ですから、主管大臣の厚生大臣はその問題については根本的に見直して、石頭の大蔵省を打ち破つてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○林国務大臣 実は、私はその利回り問題は大変に関心を持っております。なんです。

いまお話がありましたように、資金運用部の預託金ではどうだという話ではない。これは長期的に考えますとやはり実質金利で考えなければならぬ、ノミナルな金利じゃなくて実質金利でいろいろのものを考えていかなければならないのではないかと議論があります。だから、そういう

たものを考えていくのと、要するに、年金の財政再計算のときにどういうふうな形のものを考えるかというときには、やはりそれを実質で考えていかなければいけないだろうという気がいたします。と、それからもう一つは、現実運用していくときの金利を幾らの金利で考えるかという問題がある。私はその二つの問題があると思ひます。いま先生からいろいろと御議論がありました。さすが専門家の大原先生だと思ひまして私も傾聴しておつたところでござりますが、そういうふうな問題は私の方としても十分考えてみたいと思ひつておるところであります。

○大原(幸)委員 来年の五十九年十月に財政再計算するに当たりまして、四共済の保険料を決定するわけですね。財源率を決定して保険料を決定するわけですね。ですから、千分の十二の問題があるというところは、いままでしばしば指摘をしたところなんです。そして、単位共済の自主運用との関係でどうするかというところがあります。

それから千分の十七で、つまり修正率を八割にするか九割にするかという問題があります。これはいま急いで九割にする必要はないということの議論であります。

それから第三の問題は、積立方式をとる際に、これは個人の保険料を積み立てるのですが、予定利回りの利率の問題があります。これは積立金の自主運用、有利運用と深い関係があります。私は、この問題は被保険者の立場に立つて考えなければ、日本の公的年金は土台が崩れるというふう

に思ひます。そういう問題があります。そういう問題等を考えながら、第一段ロケットの今回の統合案については、やはりそういうことを展望しながら、国庫負担の問題、公経済の負担の問題を指摘しましたが、それらをやりながら弾力的に対応する措置をやるということ、修正すべき点は修正すべきであるということ、私は強く指摘しておきたいと思ひますが、いかがですか。

○保田政府委員 御提案は確かに御承りをおさしていただきますが、先ほど来予定運用利率五・五％

が低過ぎるのではないかとござります。この点につきましてちよつと私たちの考えを述べさせていただきます。この積立金の運用利率と申しますのは、組合員が加入したときから本人がOBになる、それから本人が亡くなつた後さらに遺族年金という制度があるわけでございます。その遺族年金がなくなるまで将来にわたる非常に長期間の運用利率をあらかじめ予定するということでございます。それで、われわれとしてはこの利率はやはり非常に安全を見なければならぬということが一つござります。

それからもう一つ念頭に置かなければなりませんのは、現在の年金制度では、年金の実質価値を維持するという観点からスライド制を導入されております。このスライド制を実施するための財源というものは、何とかこの実質利回りをなるべく高く確保して、実際には予定利回りを超えることが将来のスライドのための財源を確保するという点でもあります。こういうような二つの点を御留意の上、運用予定利回りが高いか低いかにいう点については御検討をいただかなければならないのではないかと、こういうふうにご意見を申し上げます。

○委員長退席、中村(正三郎)委員長代理着席。○大原(幸)委員 年金担当大臣、いまの答弁はけしからぬということを私は言っておきます。いまの答弁は納得できない。それは問題ですから、問題点として指摘しておきます。それから、拠出金の法的な性格について森井委員の方からも若干議論があつて、質問としてはまゝとまっていたなかつたわけですね。それで、各単位共済が出す拠出金ですよ。これは保険料なのか、税金なのか。財政調整委員会では内容を決定いたします。単位共済に要請するわけですよ。それは個人個人の保険料にはね返るといふうな仕組みに法律はなつておるわけですか。それはどこの法律がなつておるわけですか。条文を讀み上げてください。——次長がわからなかつたら、わか

っている人が答弁すればよろしい。

○保田政府委員 提案者としてには保険料と觀念をしておりますが、その根拠につきましては、野尻参事官より御説明させていただきます。

○野尻説明員 共済組合法の附則第二十条にござりますが、ちよつと読み上げます。「第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、長期給付財政調整事業が実施されている間、長期給付財政調整事業に係る拠出金は、長期給付に要する費用とみなす。」という規定がござります。この「長期給付に要する費用」というのは、共済組合法上の保険料と同じ意味を持つ用語でございます。したがつてこれは掛金、負担金、いわゆる保険料に相当するものだとお考えいただいて結構だと思ひます。

○大原(幸)委員 これは何となく書いてありますけれども、これは個人個人が保険料を負担して払うのですと、千分の十二ですから労使折半で六割ずつです、千二百円の負担です、こういうことが言われておるわけですね。

ただし、これはそういうことをだれかが要請しなければいけません。客観的に言えばそれは国鉄の赤字であります。それをどうして埋めるかというところの法律の仕組みであります。しかし国鉄が要請するわけじゃない。どこが要請するのですか。

○保田政府委員 今回御提案をいたしております法律が成立いたしますれば、長期給付財政調整事業運営委員会というものがつくられることになつておりました。国鉄共済組合に対します財政調整事業、平たく言えば援助事業の具体的な内容は、新しくつくられます運営委員会におきまして御検討をいただく、こういうことでございます。

○大原(幸)委員 その財政調整運営委員会というのは法人ですか。諮問機関でしよう。法人でない。何でもないので要請できますか。個人個人の保険料を払いなさいと言つて要請できますか。

○保田政府委員 内容につきましては委員会が決めまして、最後は、大蔵大臣が意見を聞いて大蔵大臣が認可ということださうでございます。

○大原(幸)委員 大蔵大臣が認可したら、一人一人は千分の六の保険料を払う義務が発生するので

○保田政府委員 運営委員会で作成していた

○大原(幸)委員 各単位共済組合、これは独立の法人です。これは市町村と同じなんです。これは公共法人なんです。公共団体なんです。だから独自の意思決定と執行能力があるんです。そこに対して、一人一人の組合員に対してそういうことを要請したからといって、その単位組合が拒否したらどうするのですか。定款に決まなかったらどうするの。

○保田政府委員 御提案いたしました法律に基づきましてそういう要請をいたすわけでございますから、われわれとしては、各組合におきまして、それに沿った御決定を定款に定められることを期待したいと思っております。

○大原(幸)委員 これは憲法八十四条と財政法三条の財政民主主義の原則に係るのです。これは保険料法定主義というのがあるのです。だから財政民主化、これは戦後の平和憲法のもとにおいてできた体系ですけれども、これは強制することではできないのです。だから、単位共済はどういう方法をもって拠出金を払うかというところは、言うなれば自主的に決定するし、強制権の発動、差し押さえ等の国税通則法等の強制徴収の原則は適用できないのです。この法律は非常に無理に無理を重ねて、ない知恵をひねり出して、そしてずっと結びつけておるからつなげておるのには見えないけれども、中身は全然法律の体系をなしてはいないのだ。だから、単位共済が拠出金を出す場合は、当然国鉄を放棄することはできないということになれば、その自主性を尊重しなければいけない。そうしなかつたらこれは協力を得ることはできないのです。

○保田政府委員 御指摘の各組合の運営の自主性

につぎまして、われわれはこれを否定しようというつもりはございません。公的年金制度全体の将来に向けての統合という方向から格別離反するということでない限り、できるだけこの自主性は尊重をしまいたいというふうに考えております。

○大原(幸)委員 いままで議論をしてきましたので非常に明確になりましたが、その議論の中で、厚生大臣、あなたは年金担当大臣ですから大蔵大臣を含めて答弁してもらいたいと思うのですが、この統合法案で、新しい年金の中には職域年金のものがあろうというところは、厚生年金の専門部会が意見書を出しているわけですから、そこで出てくるのは何かといいましたら、これは森井委員からも質問があった点というふうに私は承っておりますが、民間では、厚生年金基金等のいわゆる公的年金に対する半ば公的な上乗せの措置があるわけですから、職域年金があるわけですから、職域年金の公的なもので公給済、これは国庫負担分まで三公社が出しているのですけれども、出している独自の年金体系をつくるかと思えばつくれるのです、意見書の趣旨におきましても、しかし、またたに出してはいかぬのです。それは国民が納得しなければいかぬのです。そこで、一定のルールを設けてそういう職域年金のものを一つつくっていくという前提でこのことをやるならば、一遍にばかると切ってしまおうということでは、経過措置はとり、激変緩和の措置をとるということは既得権、期待権に係る、保険契約、公契約に係るものではないから、実情に即して慎重に対処すべきだと思

うが、いかがですか。

(中村(正三郎)委員長代理退席、委員長着席)

○林国務大臣 質疑のやりとりを聞いておりました、今回の共済統合法案というのは各方面のいろいろな御協力、御理解を賜らなければできない法案であるということも初めから申し上げておるのとおりでありまして、いまま政府委員から答弁をいたしましたように、委員会におきまして審議

をして大蔵大臣の認可を受けてそれぞれの共済組合でもって決めていく、こういうふうなシステムでございますが、私は、それはやはり共済組合をいかにして守っていくかという精神でなければ支えられないと思うわけでございます。そういう意味で、政府委員から御答弁申し上げましたのも、そういう点を苦心してつくったことであらう、私はこう考えておるところでありまして、法律的には憲法にどうだこうだというお話がありますが、そういうことをやっていたいかなければ現在のいろいろな問題の解決にはならない、そういうことで御審議をお願いしている、こう御理解を賜ればありがたいと思っております。

○大原(幸)委員 最後に、懲戒問題がありましたね、保田さん。懲戒問題は、共済組合年金の言うならば不当、良否は別にしまして、職域年金の身分関係、特別権力関係から発生する問題です。ですから、これからの年金改革というのは、年金の一元化の方向は社会保障的な年金ということですから、それで負担と給付は一緒にするのです。懲戒的なものは排除するのです。それが方針なのです。その方針に従って、それはほかのことでやればいいのです。どこでもいじめるということはいけません。そこでは厚生年金だつてちゃんと分けて、社会保障は社会保障というふうにしていくのです。社会保障との関係を調整するのですから、懲戒的なものはなくするというのが原則であつて、なくしない場合でも、できるだけ段階的に縮小していくという方向でやるべきだ。これはいままでの議論を踏まえて私の主張でありますし、それはオーケーという答弁が出ることは決定しますが、もう時間ですから、きょうは問題の指摘をしておきます。

以上申し上げましたように、私も、一部でデマ宣伝があるのですが、与党の諸君の中からは出ませんでした。社会党は国鉄共済年金はつぶしてはならぬと思つておるのだ。申し上げましたように、これをつぶしますと日本の皆年金体制が崩壊するように崩壊するのです。国鉄の経営主

体の問題ではないのです。経営とは違ひのです。年金というものは、大河内さんが「国破れて年金あり」、こういうことを言われている。それは年金というものは一定の信頼性がなければ、やはり政治に対する信頼はないというふうな主張を裏づけるのです。そういうものです。ですから国鉄共済年金は絶対救済すべきですが、年金をどうするかというところは、最初に私が質問しましたように、租税や社会保障の負担率のおか目八目とか、活力がどうのへつちくれのというふうな臨調的な感覚ではなしに、日本の制度の実態に即して、必要なものは切っていく、しかし必要なものは充実させていくという観点でなければ、高齢化社会における連帯を保つことはできない。

ちよつと偉そうなことを言つて失礼だけれども、セキリティというものがあつた。それは国の安全保障の場合もセキリティと云つて、社会保障の場合もセキリティと云つて、社会の連帯が崩壊しますと国の安全保障はないのです。アフリカニスタンみたいな問題が起るのです。だから国のセキリティ、安全保障というものは実は国内の連帯の問題なのです。しかし、いまの低成長、高齢化社会を迎えて、出たところ勝負で大蔵省がずたずた切ります。こうだつて年金なんかをいじつてまいりますと、矛盾は拡大するのではない。だから、現状の年金の信頼性を失わない、そういう観点で被保険者や国民の意見をよく聞きながら、中長期の展望を持ちながら年金を大切にしていこうというふうな考え方が、大根をばかばか切ろうという考えと年金の改革をやつてはいけません。将来展望がなければいけない。だから私は、皆年金については基本年金を導入すべし、財源については必要ならそれに適した財源をやれ、雇用と年金を一体的に解決しなさいということを経済的に主張いたしておるわけでありまして、国鉄共済年金を一番真剣に考えているのはわれわれだ、こういうことをはっきり申し上げておきます、私の質問を終わります。

○林国務大臣 大原議員のお話を聞いておりました

て、基本的な考え方というものは違わない、年金制度というものはやはり十九世紀のお互いの先進工業国社会で持っていたところの非常にすぐれた制度だと思ふのです。

それで、これはヨーロッパの諸国でもそれぞれの国で年金のいろんな問題が言われておるわけでありまして、日本におきましてもまた日本でのいろんな問題が出てくる。基本として相互連帯という精神がなければ、私はこの制度の維持発展はできないと思つております。そういう意味で、いろいろ細かい点がありますが、私はそういった精神を持っていることが、これからの二十一世紀へ向かつてのお互いの方向づけの中で非常に大切なことではないかと思ひます。そういった意味で、言葉は悪いかもしれませんが、小異を捨てて大同につくという精神こそ私は非常に必要なことではないか、こう思ひまして、御答弁とさせていただきます。

○森委員 平石磨作太郎君。

○平石委員 今回の共済年金の統合法案につきましては、もうそれぞれ審議が尽くされたことだと思ふわけですが、私もこの統合法案につきまして、それぞれの関係大臣にお聞きをいたしますが、当然重複することが出てくることだと思ひます。重複をしましてもお許しをいただいて、ひとつよろしく願ひをしたいと思います。

そこで、まず厚生大臣にお聞きをいたすわけですが、厚生大臣は年金担当大臣として、共済年金を含めての八つの年金統合について指名を受けておるわけでありまして、したがって年金の将来のあり方、全体像、これについて大臣はまだ示してない、こういうことでございますが、将来のあるべきわが国の年金統合再編ということについてその姿が示されておるかもしれませんが、この姿を示す考え方、これは各制度全体のバランスをとる、それから負担と給付の公平といったようなことがその基礎になければならぬというように私は感ずるわけですが、大臣、そのことについていかがですか。

○林國務大臣 政府としましては、昨年の九月及び本年の五月二十四日にそれぞれ閣議決定をいたしまして、政府の基本的な考え方をまとめておるところでございます。これは文書をすでに先生がお持ちでございますから、この場でどくどく申し上げませんが、基本的にはやはり、国民皆年金ということになりますならば、国民すべてが老後に生活保障が受けられるようにする。これは憲法の規定に従つてそういったことがあるわけでありまして、そういったことをやっています。と同時に、できるだけ公平の原則を貫く。公正の原則を貫くと申し上げた方がいいかもしれません。公正の原則を貫いていくということになればならないものだというふうに考えておるところでございます。——何だったら閣議決定を細かく読みましようか。

○平石委員 いや、いいです。

まさに大臣のおっしゃるとおりだと私も理解をいたしておるわけですが、そこでまず共済年金が統合されるというように出発をしたわけでありまして、その場合に、いま大臣がおっしゃった将来の展望、これへ向かつての一段階でなければならぬ、こういう気がいたすわけですが、それへ行くとためには、やはりいまから事前に、統合をしていくというそのスケジュールに従つて、その一つの姿に向かつての行き方は整合性を持っていかねければならない。

そういう意味から、自治大臣にまずお聞きをいたすわけですが、自治大臣、お見えになつておりますか。——そこで自治省にお聞きをいたしますが、前国会におきまして、地方公務員の共済組合が一部改正されて、この統合がなされました。私はこの統合については、もちろん関係委員会ではございませぬので、これについての質疑はしてなかつたわけですが、仕上がったものを見てみますと、地方公務員の共済組合で公立学校の組合と警察職の組合が統合から外れている。したがって、一つの財政単位にするのならともかくも、いわば地方公務員として、どちらかとい

ますと小さい組合のみが集まつて、大きな組合は別建てになつておる、こういうことがなされたわけですが、ここに整合性のないものとして出発をした、こういうふうに思ふわけでございます。この地方公務員の共済法の改正を見ますと、これらの組合は当分の間別にするんだ、こういうことに相なつておるようですが、これについて一言お答えをいただきたい。

○秋本説明員 いま御質問にございましたように、地方公務員の共済年金につきましては、さきに国会で法律改正をしていただきました。年金の財政単位を一元化するというこの措置をやらしていただきました。

地方公務員の共済年金におきましては、ほかの年金グループと非常に大きな違つた点がございまして、財政単位が十六というふうに多数に分かれております。年金の被保険者の数で申しますと、全体の被保険者のうちの約五割程度でございまして、財政単位の数で申しますと、全体二十六のうち十六を占める、そういうことになっております。したがって、その中には保険グループとしては百万人を超える程度のものでございまして、中でも、中には一万人前後といったような非常に小さいものもございまして、そういう小さいグループにおきましては、これから先の年金制度の運営という面からしますと非常に不安定な面がございまして、同時に、そういう小さなものの中におきまして、財政状態、特にいわゆる成熟度と申しますか、現役の被保険者に対する年金受給者の割合といったようなことからしますと、これも非常に大きなばらつきがございまして、

したがって、今後の年金制度の安定的な運営を図っていくためには、全体の財政単位をできるだけ大きくして一元化していく、そういう方向が必要であるということで、相当の期間にわたりますして関係者の方といろいろ相談をまいりました。私もとしては、財政単位を一元化するについては、地方公務員の共済組合がすべて加入した連

合会といったようなものをこしらえて、そこにすべて入った一元化ということが望ましいと思ひまして、法律の原則におきましては、先生御承知のとおり、全体の地方公務員の共済組合で連合会をつくるということにいたしましたけれども、法律の附則におきまして、当分の間、公立学校、警察、そして一般の地方行政という三本立てでいくことにさせていただきます。これは公立学校、警察、一般の地方行政というように、職域を異にする職員でもって構成されておる共済組合である、それからまた、公立学校の場合で申しますと百万人を超えるという、規模としてはかなりなものである、そしてまた、全体で共済組合は九十一ございまして、そのうちの八十九、つまり公立学校、警察を除いた八十九の組合において小さな財政単位に分かれておるという問題が集中的にあるということで、ここについては緊急に財政単位の統合を図る必要があるということから、附則におきまして、当分の間、三つのグループで財政運営をやつていくということにさせていただきます。わけでございます。

○平石委員 いまお話がありましたのは私の答えにはなつてないので、説明はあつたけれども。

地方公務員共済組合審議会の答申を見ましたらこう書いてある。「連合会の設立に際し、公立学校共済組合及び警察共済組合を当分の間加入しないものとする」ということについて、不適当ではないかとの意見もあつた。中略しまして、「今後加入にあつては、両組合と充分協議の上、合意することが望ましい。」というところで、審議会においてすらこういうことが指摘をされておる。そういったしますと、いま厚生大臣がおっしゃつたように公正でなければならぬ、しかも将来の年金統合については、どのエリアにおいてもある程度の歩調を合わせていってもらわないと、私はもう別建てでやります、こういったことが許されるようなことでは年金統合はおぼつかない。前の委員に対する厚生大臣の答弁の中でも連帯ということ

を強調しておりましたが、そういう連帯の意味から言いましてもこれは適切ではなかった、私はこういふように思うわけでして、この当分の間というのは大体どのくらいを予定しておるのか、いわゆる財政単位を同一にするという一元化については、当分の間というのはどのくらいの時期を指しているのか、お答えをいただきたい。

○秋本説明員 財政単位の統合、公立学校共済と警察共済が連合会に加入することになるのいつの時期になるのかということにつきましては、関係の共済組合との間の協議、連合会に加入している共済組合との間の協議といったようなことを経ていく必要がございますので、いまの段階で、この時点には加入するということを申し上げることは非常にむずかしいと申すわけで、この法律改正の際におきましても、いま御指摘のございました地方公務員共済組合審議会、そのほか社会保障制度審議会の御答申の中でも御指摘ございましたように、また国会における御審議の際にも、早急に加入するようになすべきであるという御指摘もいただいております。私もとしましては、そのような御指摘を踏まえながら、できるだけ早く機会に加入することが望ましいというふうな考え方でおりますので、そういう方向に沿って関係の方との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○平石委員 そこで、厚生大臣にお聞きをしたいのですが、厚生大臣、先ほどの御答弁の中にもありましたように、いわゆる関係懸念というのがあるわけですね。その関係懸念の座長は、年金問題担当大臣である厚生大臣。そして、自治大臣も関係の一人としてその関係懸念の中に入っておるわけですか。この関係懸念というのは一体何のためにあるのか、お答えをいただきたい。

○林国務大臣 いまお話がございました自治省の問題も自治大臣がいろいろ御担当してやっていたておりますし、また、いま御審議をいただいております四共済の統合につきましては大蔵大臣が御所管をしておられるわけでございます。

で、そういう点からすれば各省にまたがる問題でございます。そういったものをまとめて議論をしていかなければ、まさに先生から先ほどお話がありましたような統一された、均斉のとれた改革というのはいかならざる、こういふことで、この関係懸念が五十五年の一月二十二日の閣議了解に基づき設置されたところでございます。そういう中でのいろいろな問題を私たちが議論をいたしておるというのが実情でございます。

す。地方公務員は三百二十五万という中で百十八万もある公立学校の組合、警察職員三十八万、これだけ大量な組合員が別建てになってしまうというところでは、私は均衡のある公正な発足とは言えない、こう思うわけですね。したがって、それは何が一体原因なのか、その理由を申していただきたい。

○平石委員 議論をせられても、それがいわゆる不適切な議論では困るのです。私は今年当初の予算委員会におきまして、この点を心配して大臣にお聞きをしておりました。これは五十八年二月二十三日、予算委員会における質疑なんですが、いま申し上げた質問をしたわけですね。したがって大臣は権限を持つべきである、それで担当大臣は、これらの問題調整に当たっては権限を持ちながら話し合いを進めていく方がよいベターですよ、こう指摘を申し上げたところなんです。そのときに大臣は、この年金制度につきましましては、それぞれの伝統とそれぞれの発足の経緯がございまして、ただ私が、担当大臣が権限を持つだけでは処理ができません、これは話し合いによってやるべきでございます、そのために関係懸念があるのだ、こういうお話でした。そして総理からも、権限付与についてはどうかと思うという御答弁をいただいたのですが、それぞれのエリアにおいて独自の考え方で進めるのであるならば、その法案提出に当たっては、担当大臣がやはり合議の上で判を一つ一緒に提案をしていくというこの権限だけは持っていないと、いま指摘申し上げたようなことが出てくるということを私は心配をして、前に指摘をしたわけなんです。これは、この大臣の答弁を読んでもいいですけれども、いま申し上げたとおりです。

○秋本説明員 財政単位を一元化する際に、すべての地方公務員共済組合が加入した連合会というようなものをつくって、すべてを一元化することが望ましいというふうな私どもも考えておったわけでございますけれども、現実的な問題として、どういふふうにするかという一種の選択というのと申しますのは、五十九年十二月までに次の財源率の再計算をしなければならぬという一つの事情がございます。そうしますと、現在の状態のままで、つまり十六に分かれたままで財源率の再計算という時期を迎えることとしますと、この財政単位ごとに、財源率においてはかなりの格差が生ずることが予想されるという点もございました。そうしますと、地方公務員の共済年金制度は法律で内容が定められておりますから、同一の給付制度でございます。ところが、どの財政単位のグループに属しているかによって、その負担においては相当大きな差が出てくるということが予想されたわけでございます。したがって、すべてを一括、一つの財政単位にまとめようということでもって、その上で財政単位の統合ということを進めていくのか。それとも、緊急にその財源率再計算という必要がございますので、現在非常に多数に分かれ、かつ、非常に小さなグループがたぐさあるところからは少なくとも一元化していく、そして法律の本則においてはすべてを一元化するということを明確にしておく。どういふ考え方で臨むかという一種の選択ではなかったかと思うのですが、私どもとしましては、地方公務員の共済年金制度のこれから先の安定的な運営を考えました場合には、法律の本則においてはすべての地方公務員共済組合

が入って一元化する。しかし、当面は小さなグループに多数に分かれておるものを一つにし、そして公立学校と警察と三本立てで進んでいくことが望ましいのではないだろうか、そういうことがやむを得ないのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

○平石委員 時間がありませんからこれを深く議論はできません。ただ指摘だけしておきます。この公的年金制度に関する関係関係懸念決定が五十八年四月一日。この中で「地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る」ということが決められておる。それが三元化になっておる。これは指摘しておきます。

それからもう一つ。この審議会の答申の中にございまして「したがって、単に国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想がある」とすれば、それには反対である。こういうことを書いてある。したがって、私は大蔵大臣にお聞きをしたい。先ほどから大蔵大臣はちよっとおくれましたので十分に私の趣旨がわからないかも知れません。厚生大臣にはお聞きをしたのですが、この年金統合についてまことに不整合な発足が始まった。そして、今回提案されておる法案につきましても、これは先ほどの答弁の中にございましたが、地方公務員のエリアの中で学校と警察はちよっと違うのだ、だから別という説明がありました。今回の法律の中では公共企業体職員と国家公務員、これをいわゆる類似として一緒に合わそう、こうしている。この不整合な扱い方、これは大臣、どうお考えになりますか。

○林国務大臣 形式的に言えば、確かに先生のお

つしやるのとおり不整合だという印象はぬぐえないかと思ひます。しかしながら、年金統合というのは、先ほど来申し上げておりますように、全国的な年金にしていかなければならないのが最終目標でありまして、年金の問題というのは、もう先ほど来御議論がありましたようにいろいろな複雑な問題を抱えておる、またそれぞれの年金がそれぞれ歴史を持っておる、いわば生き物でありますから、生き物を法律をもって全部ばしつとやるといふのは、余りにも法家思想に過ぎるのではないかと私は思ふわけであります。

実は自治省からもこの問題につきまして、当然私は年金問題担当大臣として協議を受けたわけでございますが、十六に分裂してございました財政單位を三つにまとめるという趣旨であること、そういったことからいいますと、いろいろな問題はあるかもしれませんが、少なくとも一歩前進であることは間違いないところである。そういう形で、全体の中で少々の不整合というふうなものがあるとしても、じゃ進めない方がよろしいかといえども、やはり進めたい方がよいではないか。お互いさういふ現実的に考えていかなければならない。いたずらに奇を追求することなく、理想に走ることなく、現実の問題を解決することに、私はこの問題の本質があるのではないだろうかと思つておるところであります。

○竹下国務大臣 厚生大臣からお答えでございますが、確かに先生とお巡りさんが抜けておる、大物が抜けて小物だけが一緒になった。前回の国会においていろいろ御審議をいただいた一応通していただいたわけでありまして、その限りにおいては、今度の場合は少なくとも類似的な四つはまさに一緒になっておるといふ意味においては、平石さんおっしゃる意味は、そのとおりかと言われればそのとおりですと言わざるを得ないと實際思つております。

が、現実問題としてこの難問題を始末するに当たって、とにかく現実問題としての方策として、年金担当大臣を中心とし、あるいはこれはむしろ

自治省が中心になられてこういう結果になったというふうにも私も理解しておりますので、まさにそんなりとしておるなというふうには私も思つておりません。

○平石委員 いま両大臣から御答弁をいただいたのですが、まさにそういったことを調整するのが閣僚懇のあり方だと思ふ。そういったしますと閣僚懇はまさに機能を果たしてない、こういうふうに言われても仕方がないと思ふ。したがって私は、今後閣僚懇が本当に年金統合に向かつての機能を果たしてほしいと、これは強く要請をしておきたい。

それから、今回の公務員の統合法案につきまして、この法案の要綱の中にございますが、いわゆる年金制度の再編・統合の第一段階とこの位置づけであるわけですが、ここがどうも私にわかりません。先ほど厚生大臣にお聞きしたように、まだ姿が見えないのです。そのなの中で第一段階という位置づけをとっておるわけですが、この関係をお願ひしたい。

○山口(新)政府委員 第一段階ということの意味合いでございますけれども、ともかくも、現在いろいろ分立している年金制度につきまして、将来の方向は全国的な一元化ということだと思ひますが、そういう方向へ向かひまして各グループごとにそれなりの合理化の努力をされるということとは、全体の流れとしても決してそこをやるものではないという見方ができると思ふわけでござい

ます。そういう意味で、私もといたしまして、第一段階の今回の四共済と一共済の財政單位の統合ということについては積極的に賛意を示したというところでござい

ます。○平石委員 妙に論理が後先になっていかぬのですが、そこするものではない、こうおっしゃるわけですが、そこするものでもない、将来像が出てないわけなんです。これは社会保障制度審議会もここに指摘をして

ござい

ます。国は、公的年金制度全般の将来展望を明らかにしてないにもかかわらず、今回の諮問を公的年金制度の再編・統合の第一段階として位置づけていることは、甚だ理解に苦しむ。こういう社会保障制度審議会の指摘もあるわけなんです。したがって、諮問を受けた制度審は、この公務員の統合法案につきましては年金統合への段階ということについては理解ができません、こういう指摘があるわけなんです。私もそのように感じるのです。そのことの理由は明らかにしてない、将来展望を明らかにしてない、だから、どの姿が第一段階になるのか明らかでないんだということをおっしゃるわけなんです。そういう意味から見たときに、やはり私はこの将来展望を早く出さねばならないと思ふのですが、大臣、大体的にそこにはそういうたぐひが立つのですか、お伺いをしたい。

○林国務大臣 第一段階、こういうふうなお話が社会保障制度審議会の中で出ましたということは私も承知しておりますが、あの七十年を目途にして年金制度の統合を図っていくということが一つの大きな目標でございまして、恐らく全体像ということになれば、その段階までいかなければ、細かなところまではなかなかできないと私は思ふのです。ただ、非常に大ざっぱな物の考え方を申し上げますならば、先生御承知のとおり、その全体の九割を占めるようなところが厚生年金及び国民年金という形で賄われておるわけでありまして、これがひっくり返るというふうな話ではないだろう。厚生年金及び国民年金法の改正を次期通常国会にお願いするところ、大体大ざっぱな方向としては将来構想はこうなるのではないだろうかと。またそれは、いろいろな地方公務員あり、国家公務員その他のところがございますから、びしやんと最終のところまで決まったような話じゃないけれども、国民的な年金構想というものは大体こうなるのではないだろうかというふうな考え方が、おぼろげながらと言つては少し言い過ぎかも知

れませんが、大体そんなところになるだろうということをお示しできるのではないかと思ふのです。

ただ、これは現在の段階では、厚生年金及び国民年金につきましてどういふ法案をつくらうか、先生御承知のとおり、この中におきましてもいろいろな問題があるわけでござい

ます。○平石委員 いま大臣おっしゃったように、私もなかなか大変な事業だと思ふのです。だから、一概に短兵急にとは思ひぬですけれども、ただ、私が中身を見たときに、前回ずっと御指摘申し上げたように、大まかな点で大きな年金設計というものがないわけですね。その一つの年金設計は描いてはおるかも知れませんが、その一つの将来の年金設計へ行くのに、大まかな点においてもう足並みが乱れて出発をしている、これを私が指摘したわけなんです。だから少なくとも、むしろいろいろな問題があると思いますが、いま大臣の答弁の中にあつたように、小さい、細かいところまではなかなか大変なことですから要求いたしませんけれども、大まかな点において関係審議会等が指摘しておるようなことが抜かれておるぞ、このことを私が申し上げておるわけ

です。したがって、細部にわたつてまでのことは要求をいたしておりません。ここに、やはり社会保障制度審の中にも同じく指摘がありますので、くどいようですけれどももう一言申し上げておきたいと思ふのです。

「今回の諮問に先立ち、地方公務員等共済組合法の改正案が本審議会に諮問されたが、これと今回の改正案は共に財政調整を図ろうとしているにかかわらず、その間に重要な点において整合性を欠いていることが目立つことを付記する。」これは関係審議会においてすでに指摘がなされておるのです。だから政府は、諮問をして答申をいただいで、これは答申ですから、このことをも頭に入れてこういったことはやっていたいただかないと、これ

は将来統合いたします、連帯の意思でございます
という単なる善意だけではできないということ
私は指摘しておきたいと思うわけです。これはも
うこれ以上のお話を申し上げませんが、一応そ
ういったことを指摘申し上げて、要は関係の機能
を強化してほしい、そしてできれば大臣が権限を
一つ持つておきたい、ここに調整権限の一
つの法的な権限事項として持つてない、ただの
話し合いでは、いま申し上げたようなことで、関
係審議会の指摘から実行できない結果に陥つてお
るということを御指摘申し上げてお話を申す
それから、今度は国鉄さんについてお話を申
し上げ、御質問したいわけですが、この一元
化統合ということについて、国鉄は非常に関係の
類似の共済組合にいわばおすがりをして、国鉄共
済についての維持といったようなことを今回行
っておるわけです。これについては、いろいろと昔
のことを申し上げてもどうかとは思いますが、それ
も、それぞれ指摘もございしますので、いままでど
んな努力をされたのか。このように他の共済に
まで責任を負っていただく結果に陥つたが、国鉄
自体、共済組合自体においてどのように努力して
こられたかお話をいただきたい。

○高木説明員 国鉄の共済の制度が先々非常に
あいが惡くなるのがわかってまいりましたのは
大体四十七、八年ごろからでございます。なぜそ
うなったかといいますが、一つは、そのころ給与
水準が急激に上がりまして関係で、したがってそ
れにスライドして年金給付も上がるということが
一つでございます。それから次は、五十年代に入
りまして、初めて私の方の鉄道の事業そのものが
ぐあいが悪くなつてまいりました。もう少し具体
的に申しますと、お客さんが前年よりも減るとい
うこと、国鉄の収入が減るという形になってまい
りました。つまり母体の国鉄財政がぐあいが悪く
なつてまいりましたわけでございます。

そこで、これはいかぬなということ、まさに
取り組みを始めたのが五十一年ごろでござい
ました。そのころから今日まで約六、七年かかっ

ているわけでございます、大変やり方がなまぬ
りではないか、もっと早く何かしなかったのか
という御指摘はごもっともだと存じますけれど
も、そもそも当時は、まだ年金を全体として長い
目で見て統合する方向に進めるべきだというよう
な世論形成もできていなかった時代でございま
すので、どういう方法で自分のところの年金がまず
パンクしないようにするかということについて、
実情を各界に御説明し、特に年金システム等にお
詳しい方に御相談申し上げて、何とかしなければ
ならぬという取り組みをしたのは五十二年ごろか
らでございます。

私、率直に申し上げて、こういう形で他の組合
員の方々に御迷惑をかけなければならぬことに
なつたことについて大変申しわけなく思つてお
るわけでございますが、テンポは残念ながらおくれ
ましたけれども、それなりに努力はしたつもりで
ございます。

また、共済の中の問題といたしましては、五十
一年度、五十三年度には保険料率の引き上げを行
いますと同時に、いわゆる追加費用の繰り入れ方
式の変更を行うといったようなことで財源確保策
を講じましたし、さらに五十六年度には、五十六
年から五十九年までの緊急四カ年計画というもの
を学識経験者の御意見に従ひましてつくりまし
た。その中で、保険料の大幅引き上げ、それから
過去の未払い追加費用の集中的な償還といふ
ことをやっておりますか、それを行うといったよう
なことをやっておりますわけでございます。現在
私どもの組合員の負担はかかる年金加入者より
も大きくなつておることは御存じのとおりでござ
いますし、また経営者といふことも、そちらの方
の立場での共済年金のための負担が著しく巨額に
なつておることも御承知のとおりでございます。

やれるだけのことをやりましたが、とうとうこ
ろまで、もうこれ以上組合員によくない負担をさ
らに追加して求めることもなかなか困難であるし
るまで来たというところで、このところ一、二年

必死にお願いいたしておる次第でございます。
他に御迷惑をかけることは、年金システムの成
り立ちから見ますとはなはだ心苦しいわけではご
ざいませうが、率直に申しまして、ここまででい
い上り限界に達したということでございます。そ
の辺をお酌み取りいただきまして、御迷惑がか
ります各組合員の方々にそのことをわかつてい
ただいてお助け願いたい。そして、日本で一番
初めに始まりました年金制度は国鉄でございま
すし、しかも今日のように国鉄自体が交通産業の中
でやや斜陽化の時代になつたわけでございますか
ら、ちょうど過去におきまして石炭関係の方々に
組織関係の方は厚生年金という大きな袋でうまく
いっておるといふこともございますので、われわ
れの場合にも小さい袋の中ではどうにもならぬと
いうことでございませうからお願いいたしますと
言つておるわけでございます。なかなか各組合
の一人一人の組合員の方々までおわかりいただけ
るということにならぬと思ひますが、ちやうどい
い機会でございますので、われわれはわれわれな
りにやっておりますことと御理解を賜りた
いと思つ次第でございます。

○平石委員 国鉄共済は他の共済に比べて非常に
成熟度が高い。これはそれぞれいろいろの国策
の問題、日本の今日までたどってきたいろいろ
経過がそこに現れておると私は思ふし、それから共
済組合発足も、答弁にありましたように非常に古
い。そういうことが総合されて今日に陥つたと
言つても過言ではなからうと思ふ。したがって、
その責任をすべて国鉄に求めていくということ
は酷な行き方ではなからうか、こういう理解は持
つておるつもりでございます。だが、それかとい
つて他の共済にこれだけの負担、〇・六%、月当
たりにして千二百円をこれからお願いをするのだ
という結果になつておるわけですか。これの徴収
その他については先ほども指摘がございましたが、私は
その点については後日また論じてみますけれど、
も、一応そういうこと。そうなりますと、私は、
国鉄の救済ということがまず年金統合の前に焦眉

の急であるといったようなことが今回の提案にな
つておる、このように理解はするわけです。
ところで一方、いわゆる類似として統合されま
すところの電電公社、専売公社、国家公務員連合
などの共済については、なぜ国が負担をしないの
か。よく私は陳情のときに話を承るんですが、
何で私たちがそれを受けなければならぬんですか。
先ほどの話の中にも入れたつもりなんです。国
の責任、しわ寄せを国鉄は負つておる。こうなり
ますと、国鉄の共済については政府の責任がある
政府の責任のエリアについては、国鉄事業体とし
てやつてはおりますけれども、事業体そのものが
もういわゆる破局の状態に陥つてきておるのか、監理
委員会でどんな姿になるのか、これも定かでない
というふうな中で、国鉄については政府の責任を
のものが救済の面であつては政府の責任として
五年間かかってくる。この姿はやむを得ない処置
と思ふのか知りませんが、どうも酷じゃないか。
少なくともそれだけのことをしようとするのであ
れば政府も半分ぐらいの負担はして、そしてひと
つ皆さんお願いしますという姿勢がとれなかった
のか。すべて類似の方々にお願いをいたします
これはちやうと残酷じゃないかというふうな気が
するわけですが、大蔵大臣、そこらあたりはどう
ですか。

○竹下国務大臣 この問題が起きた当時、それか
ら国共審議会の制度審、制度審は平石委員も委
員であります。それで、端の最初国鉄共済が大変
だ、もつと前から本当は指摘しておつたじやない
か、それを胸をこまねいておつて今日こうじや
ないものを出してもという御意見もその間にありま
した。それで素朴な感情として、歴史的な淵源がご
ざいますので、それは大変複雑な問題がいろいろ
ございませう、それは素朴に現象面だけ見た場合に
は、そういう気持ちになられるのも当然かなとい
う感じが私は素直にいたします。が、今日、この

財政事情からして、そういうところに私どもが出勤するだけの余力を持たないという状態の中でどうするかというのを考えますと、結局社会連帯とかあるいは労働連帯かもしれないが、そういうところにすがらざるを得ない。

したがって、平石委員から御指摘がありましたとおり、この両審議会も、考えようによっては、本当によくもこんな答申をいただけたなと思います。その底には何が流れておったかというときはさりながら、急務としてこれは答申ぐらいはしてやらなければ法律的手続ができないじゃないか、それがもう一つ底に流れておった。それがあ

る意味においては甘えておるといふ感じが私もしないわけでもございせんが、たまたま国共済、専売が私の所管でありますので私がこの所管大臣になりましたが、そういう苦衷をみずから感じながらお願いしてきておるといふのが私の実感であります。

○平石委員 そう出られるとやりにくいのですが、事情は私はいま大臣おっしゃったようによくわかるのです。だが、そういうったような抽象的なことだけで他の組合員にお願いをするということとは、政府としたら責任逃れじゃないか、責任を果たしてないのじゃないか、あるいは極端な言葉で言えば責任転嫁じゃないか、こういうったようなことを感ずるわけです。

そこで、これは国家公務員共済組合審議会の会長今井一男さんから大蔵大臣にあてての答申です。いま大臣から答申の話がありました。これも答申と言えりかどうかわからぬわけですね。これは末尾にこう書いてあります。「審議経過を略記して答申とする。」それで、「本諮問は、本審議会創設以来二十五年間における最大の難問であった。」そして、「政府が早急に具体案を提示すべきであるという点については、意見が一致した。」とか、なんとかかんとか意見は羅列してあるわけですね。意見は羅列して、最後に答申はできない。「本諮問は、もともと、多くの利害が錯綜するものであるの、その審議は難航を重ねたが、国会

への法案提出期限の関係もあり、とりあえず、これまでの審議経過を略記して答申とする。」これは本當言ったら、この審議会の委員に対して申しわけないのですが、答申というものではないのです。それだけむずかしいのです。そして、それだけ無理を他の共済組合にかけておるといふこと、他の共済の組合員と共済のいわゆる財政に負担をかけておるわけです。これを大蔵大臣がいただいているような法案をつくるに、どんな感じだったか。さっきの答弁と、これを私が読み上げてからの——大臣はこれを読んだと思うのですか、どうですか。

○竹下国務大臣 これは答申に書いてありますとおり、「本審議会創設以来二十五年間における最大の難問であった。」したがって、まずこの答申をいただきます間に、御案内のように三公社は審議会がございせんから、したがって法律的に言えはいきなり制度審に持っていくという筋かもしれせん。しかし、やはり国共済はきちんとしてた審議会があります。したがってそこで審議していただく。そうなれば、やはりお願いをして三公社の関係者の方々にもそれに参加してもらって、少なくとも運営上は国共済の審議委員の方と同じような立場で御発言いただいたりするようないろいろな配慮をしました。しかし、「難問であった。」と書かれてありますように、なかなか審議会で速記をとって云々という状態にならぬ、されば懇談会にしてください、いろいろなことを苦悩しながらまとめたてた、私はこう思うのですよ。だから、経過報告をもって答申にかえる。元来、あるいは先生方で見れば、そういう答申が、経過報告をもって答申にかえるといふところまでも至らないで、その議まとらざるというところあるいは自然流会とかそういう状態になっておったかもしらぬと事実思いますが、あのときの状態を見ますと、最終的にこの状態の中でまとめたのだいたいの、結局、さはさりながら、政府も実態は急ぐであらう、されば少なくとも手続上は瑕疵のないようにしてやらなければならぬじゃないか

という気持ちで経過報告をもって答申にかえる、こうなったのであって、その底を貫いたものは最終的には連帯ではなかったか。手を合わして採みたいような気持ちであったことは事実であります。委員長は年齢も高齢でもございせんし、本當に大変済みぬことをしたなあと思ひます。

それで、これは余談になりますが、せっかくでございせんので、一日、御夕食とは申しませんが、したがって、パーティーでも委員の先生方いかがでしょうかと非公式に言ってみたら、君、いまそういうような状態ではない、少なくともここまでする程度いっばいで、それから先はおまえさんらが一生懸命で法律をつくって国会へお願いする、ということでもございせん。これは学識経験者側も労使側もなるほどなあと思つて、そういう非常に大きな、時には変則的なことをやってもいいがらまとなつたものであるだけに、便乗するようですが、よけいそれにこたえなければならぬという責任感もまた私なりに生じておるといふことでございせん。

○平石委員 そこで、電電公社にお伺いをいたすわけですが、電電公社は、もちろんこの法案については執行部の方にお聞きをしましてどのようなことは言えないかわかりませんが、先ほどちょっと触れましたけれども、労働組合の方から私もいろいろとお話をお聞きしておるわけですが、今年当初予算委員会において、説得し得るものをつくらぬと困りますよといふことを私は提言したはずなんです、これは説得をでき得るのか。この案について労働組合が反対をしておるが、どう考えますか。電電公社、簡単に言

ってください。

○中原説明員 確かに労働組合は現在に至るまでも、正式にこの問題について私どもと話し合っておるわけではございせんけれども、きわめて激烈に反発をしておるといふことは事実でございせん。ただ労働組合も、全電通労働組合が単独に行動し得るものでもなくて、やはりその友好団体を含めまして総評等といふとお話し合いの結

果、いろいろな代案というものを持ちながらみずからの行動を決めてきておると理解しており、現在に至るまでも、反対は反対といたしまして、種々みずから考える方策というものを提示しながらいろいろと行動をしております。

そういう意味におきまして、政府関係機関であります私もより労働組合自身の方が、独立的な判断力といひましようか行動力というものを持っておる時期に来ておるし、いまや私もこれにこれという形で具体的な注文をつけているというよりも、みずからの考えと友好団体との協力の中で、いまいろいろ全体がうまくいく方向は何であらうかといふことについて模索しながら行動しておるといふことと存じております。

○平石委員 電電公社については経営形態もまだ定かではないわけなんです。この経営形態が変更し得るといったようなことがよく言われておるわけですが、少なくとも近く経営形態が変わるといふようなことも予想されますし、そういう中で仮に民営という形にでもなれば、これは厚生年金という形になるわけですが、こころあたりの整合性をどうするか。そうであってもやはり六十四年まではこのままで進むんだ、財政単位として徴収するんだ、こういう法案なんです、ここにも非常に無理がある。私はその点もいろいろとお伺いをしたいのですけれども、時間がございせんので指摘をしておきたいわけなんです。

非常に大まかな面から見てもいろいろ不整合な面が見えるし、それから、いま申し上げておることにつきましても、身分は民間になりながら共済組合員としての負担を六十四年まではしなればならぬとか、いろいろ不整合な面が出てくるというところ。それから、六十四年を過ぎた場合にそれから先がまだ何もわからない。仮にそのままであれば、民立になっておても六十五年、六十六年、六十七年とずっとそんなことをしななければいかぬ。国鉄はだんだんと分母が少なくなつて分子が多くなつていくはずなんです。そういうしますと、それから先のめどが立っていない、これは非

常な不安だと思ふのです。そこに、政府の責任といわゆる救済をしてやる共済組合との関係——これは六十五年から先は一体どうなるのかいろいろ詰めたが、ひとつ簡単に答えをいただきたい。これには将来展望もないから先がわからないという事で不安がありますが、大蔵大臣、いかに取り扱うのか、六十四年から先をどうするか。

○保田政府委員 二つの問題を御指摘になられたわけでございますが、まず一つは、年金の適用区分と経営形態とは必ずしも一致しない場合がある、この点は先生も薦と御承知のことだと思ふわけでございます。この点につきましては、この法案審議の段階でわれわれいろいろ検討いたしましたのですが、厚生年金と共済年金とは制度に大変大きな違いがあるわけでございまして、給付の水準等が異なりますのでございまして、その要件にも大変大きな違いがある。それから、このような大きな企業体が適用区分を変えるかといふような非常に大きな技術的な問題点もあるわけでございまして、われわれとしましては、この際は、将来の年金の一元化が図られるまでは、たとえ経営形態の変更がございしても、現在の厚生年金制度に残っていただくことがいいのではないかと、こういうふうにお考えしておりますのでございます。

それから、現在予定しております六十年以降六十四年までの国鉄共済組合に対する財政調整事業が一応終わりました後どうか、六十五年から先はどうなるかということでございますが、この点につきましては、先ほど来御議論をいただいておりますが、五十九年から六十一一年にかかけましてはたびたびお話がございましたが、厚生年金、それから国民年金等の関係整理が図られるわけでございしますが、それらの検討と並行いたしまして、共済年金制度につきましても厚生年金、国民年金との関係調整を図りまして、将来の公的年金一元化に向けての制度の大検討の中でうまくやっ

ていきたい、こういうふうにお考えしておりますのでございます。

○平石委員 十分定かなことにはお話を伺うことができなかったわけですが、非常に問題が大きいのがゆえに答えにくい面もあったかも知れませんが、それから、共済そのものが財政事情も異なっております関係上、いろいろとむずかしい問題もあると思うのですが、要は、私がこの時間をおかりして御指摘申し上げたことは、将来の年金統合に当たっては努めて整合性を維持しながらやってほしい。そして、それをするためには関係機関の機能をもっと充実してもらわなければ困る。それから、年金問題担当大臣が関係機関の座長として機能を果たすためには、いまここにいただいておりますが、中曽根総理から年金問題担当大臣として指名をする、これは委嘱状か何状か知らぬですが、そんなことにしかならないわけですね。それからあたりが、やはりこれから調整をしていくについてはもっと権限を持ったものとして、整合性を整えながら私はやってほしい。このことを強く要請をしたいわけなんです。

それと、電電公社の組合員等から非常にいろいろなお聞きしておるのですが、これの保険料の徴収の問題、これはいろいろと先ほど論議がありましたが、この点については私の方も非常に論議をしたかったけれども、時間がございせん。これは後に譲ります。

これで終わらしていただきます。

○森委員 御苦労さまでした。

塩田晋君

○塩田委員 たいだいま議題となっておりますいよいよ年金統合法案に關しまして、厚生大臣並びに大蔵大臣、国鉄、運輸省当局にお尋ね申し上げます。

第一は、厚生大臣にお願いいたします。政府の目指しております公的年金制度の一元化のための具体的な方針、特に日程についてももう少し具体的に、いまでも質疑答弁があったわけでございますが、政府としてどのようなスケジュールで進ん

でいくかということをご明らかにしていただきたいのが第一でございます。ことしの四月一日、年金関係の閣僚懇談の決定がございまして、昭和五十八年度中にはこれを固める、明らかにするということでございますが、それ以来相当月数もたつておるわけでございます。相当検討は進んでおるものと思われまふ。これにつきまして厚生大臣の御答弁をお願いいたします。

○林国務大臣 公的年金制度につきましては、昨年の九月及び本年五月の閣議決定に基づきまして、将来にわたる公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行うという基本方針のもとに、現在やっておりますのでございます。

具体的にやれという先生からの御話でございますが、今から申し上げますが、五十八年度におきましては、現在ここにお願いをしております「国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行う」とともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。すなわちこの前の通常国会でやりました「地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る」というのがその次でございます。

次に、「高齢化社会の到来に備へ、長期的に安定した制度の確立を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行い、昭和五十九年から六十一一年にかけて次の措置を講ずる。第一に、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の関係整理を図っていく」ということでございます。これらにつきましては次期通常国会に法案をお願いしたい、こういうことで鋭意努力中でございます。この問題につきましては社会保険審議会厚生年金部会におきましてすでに意見書をいただいたところでございまして、その趣旨を尊重いたしまして現在事務当局において鋭意作業中でございます。

共済年金につきましては、その趣旨に沿ひまして国民年金、厚生年金保険及び船員保険の制度との関係整理をこれから図っていくということでございまして、こうした措置を踏まえまして、給付面の統一化

にあわせまして負担面の制度間調整を進めます。「これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するもの」とし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるものとする」というのが、現在政府が考えておる大体のスケジュールでございます。

○塩田委員 大体このスケジュールにつきましてはお聞きしたわけでございますが、実はもう少しきめ細かく、今回の統合化法案との関係、位置づけを御説明いただきながら、このスケジュールをもう少し詳しくお聞きしたいのでございしますが、できる限り詳しく御答弁をお願いいたします。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕
ところで、厚生大臣にお伺いしたいと思ひます第二点は、総理、また総理の意向を受けられた厚生大臣が、社会保障あるいは社会保険につきまして自主努力、自主自助ということをよく言われる。また社会保障の医療の面でも在宅という観念がかなり入ってくる。もちろん自主自助ということとは必要なことではございますが、これも限度があると思うのです。そもそも共済というのはともに救うという意味で、相互の救済ということですね。持てる者が持たざる者を助ける、あるいはまた傷ついたり者、病んでいる者が健康な者から助けをもらう、そういうところに保険制度があり、社会保険が保険制度という技術を採用してこういう問題に当たつてきている。これは世界の大勢です。そこへ自主自助ということになりますと、またみずからの責任で受益者が自分の負担をすべし、こういう方向でどんどんいきまふと、行き着くところは、金を持ってる人は、年金に限って言いますと、ほとんど個人年金なりあるいは企業年金という方向。そうなりますと各保険あるいは共済の制度が、組合ごと自立していくというふうなばらばらになってくるというところでございまして、どうしてもいいところと悪いところがあるが、どういふことになりかねないと思ひます。世界の大勢、社会保障制度の発展というのは、所得の平等を図りながら、そしてなおかつ、

その中に富んでいる者と富んでいない者、あるいは失業している者と失業していない者、病氣している者と病氣していない者、お互いに助け合うという相互救済、この精神が基本にあり、その方向で行くべきものだと思うのですが、年金担当大臣といたしまして厚生大臣は、この関係を基本的なものであるとお考えでございますか、お伺いいたします。

○林国務大臣 福祉というものは、かつて上から与えられたものであったわけでございます。いま先生のまさに御指摘のありましたように、社会の発展に従いまして、貧しい者に対して富める者がやうていこう、それはお互いに貧しくなるかもしれないし、富むかもしれないから、助け合いという精神でやうていこうということでございます。上から一方的に与えるというのとは違って、お互いが助け合っていくという精神だろうと思うのです。これは、協同組合思想というのがまさにそういったところのあらわれだろうと私は思うわけでありまして、したがって、その共済とか協同組合というものは、一つのプライベートな形での相互扶助というものが前提にあったと思うわけでございます。

ところが、近年、年金制度が十九世紀においてヨーロッパに発達してきたというのは、そういった制度では賄い切れない問題がある、国全体として賄っていかなければならないのではないかと、そういったところに年金制度というものが国家のもの、あるいは地方自治体のものという形で出てきておるのだらうと思うわけでございます。それは、先ほど申しました共済なり協同組合というものが私的な性格を持っておりまして、それぞれの企業や業種にあればあるいは産業間における盛衰がある、企業間における盛衰がある、そういったものを超越して国全体としてやうていかなければならない。そうしますと、もう一つやうていかなければならないのが加わるわけでございますが、そういったものと関連をさせてやうていこうというのが現在の年金制度、また社会保険制度ではないかと

私は思うのです。

そういった系譜を見てもいいと思います、その根底にありましては、それに対して協力をやうていこうという個人の意思でなければならぬと私は思うのです。最初に言いましたように、お上から勝手に与えられたものであるから、もう一方は全部もたらうという考え方はだめでありまして、お互いがこの制度を育てていこう、全体が社会連帯の精神のもとにやうていこうということが、こういった制度を維持発展させる上においてはぜひとも必要なものであらうと考えておるわけでありまして、そういったものがいまの年金制度のまさに基本問題ではないか、私はこう思っております。

○塩田委員 そういった観点から見ますと、今回の年金統合化法案なりこれから考えておられます公的年金制度の一元化という問題は、それぞれの制度でそれぞれ掛金をし、それぞれの組合で運用してこられた、そして財政事情も何も皆事情が違ひの中で、全くの独立で自分でやるのだということではないに、現に六十年程度にわたって破綻しようとしてくる国鉄共済年金につきまして、端的に言いますとそれこそ友愛と連帯の精神で助けよう、そして必要なものは財政調整をやってお金を出しまして、拠出しまして、こういう中身になっております。これにつきましては、関係者の皆さん方の大変な御努力があり、そしてまた御理解がなければできないことだし、そういった努力をされたことに對しまして敬意を表するものでございまして、全体としては非常にいい方向で努力が行われ、成案を得ているものと私は評価しております。

ところで、大蔵大臣に次にお伺いしたいのですが、年金の額の算定に直ちに響く公共企業体等の仲裁裁定、国家公務員の人事院勧告、これは今年度分が勧告とありあるいは裁定とありベラスアップがあるかないかというところは、来年度の三月に退職される方にとっては大変な影響のあることです。また、現在年金を受給しておられる方

につきましても影響があることでございます。これを今年度一体どうされるのか。私たちは、仲裁裁定を完全に実施していただきたい、また人事院勧告についても完全実施を強く求めておるところでございます。これはいわゆるスト権等の労働基本権の代償措置としてとられている現在の制度であり、また二十数年来き慣行として労使間において確立されてきたものでございますから、ぜひとも完全に実施をしていただきたい。特にこれは大蔵省の腹、また財政のやりくり、その技術、腕前にかかっておるわけでありまして、大蔵大臣にこの仲裁裁定と人事院勧告の完全実施を強く求めるものでございますが、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 御意見を交えてのお尋ねでございますが、今年度の仲裁裁定につきましては、仲裁裁が出まして、そして政府として会合を持ちまして、簡単に申しますならば、予算成立後目下お浅く、今日の段階では完全実施が予算上可能であるとは断定しがたい、こういうことでいゆる議決案件として国会に付議をしたわけでありまして、したがって、公式論で申し上げますならば、今日は国会の判断を待つておる状態にある、こういうことにならうかと思っております。昨年の場合あるいは一昨年の場合、いろいろな例がございまして、いまの場合、中身を申し上げてみましてもこのような状態で、話が進んでいるとかいう状態にはいまだない、言ってみれば国会の御判断を待つべきものであるという姿勢を持っております。

それが人助につきましては、国会及び政府に對して勧告をする、こういうことでございまして、最終的には全國民の立場に於いて関係閣僚會議で意見交換をし、内閣一体の責任で決定すべき課題であります。今日まで関係會議が三回ございまして、その間、財政当局者といたしましては、財政事情は公債の発行残高が百兆円を超えておるといふ異例に厳しいものである、これからの行財政改革に取り組んで、もって財政の対応力を回復することが急務である、したがって、その認

識の上に立つて厳しい姿勢で臨まざるを得ないというふうに考えておるわけでありまして。

ただ、政治判断として閣僚協議等で行われまう問題といたしましては、もちろんいま御指摘になりましたように、昭和四十五年にいわゆる完全実施になっております。三十八年がたしか十月実施、それから九月実施、八月実施、七月実施、六月実施と年ごとに追って、四十五年にこれがいわゆる完全実施になったわけですが、それ以来の確立した慣行と、いまおっしゃいましたことを十分承知しつつも、昨年、財政事情からこれを見送らざるを得なかったという状態が今日まで続いております。国会等におきましては与野党の話し合いもあり、またそれを背景とした議長さんの見解というものは、二年間続けて凍結することがないやうにというふうな表現になっておりますが、凍結という言葉はフリーズでございまして、フリーズならリリースもあるという議論になりますが、私どもが受けとめておる表現としては見送ったという表現をしております。が、議長見解に示された見解というのは、同じように見送るなよということであるという認識も十分に持ちながら、最終的には国政全般あるいは國民の次元に於いて決まなければならない課題であらう。したがって、現在の段階では、給与関係閣僚會議等において三回協議が行われたという経過をお答えするにとどまらざるを得ないという実情でございます。

○塩田委員 大抵、民間の会社におきまして売り上げが非常に落ち、経営が苦しくなると、あしき経営者はどうしても弱い労働者、勤務者にしわ寄せをする、人件費の圧縮をまず一番考えるのです。よき経営者は、いかに苦しいときでも、まじめに働いておる勤務者には報いなければならぬ。一生懸命働いて活性化した労働者、勤務者がなければ、企業は人なり、人が本当に動かなければいい経営はできない、企業は発展しない。そういう点から言いますと、人助にしろ仲裁にしろ後回しにして、そして人助に至っては昨年は凍結してしまつた、上げなかつた。この人の面にしわ寄

せをするというのは一番あしき経営だと私は思うのです。そういった考え方を根本的に転換をしていただきたいと思います。まじめに働いている公務員が大部分なんです。違法なストをやっている公企体の諸君、一部にはおります。また批判されるべき人もおりますけれども、一生懸命やっている人たちが大部分なんです。

現在も仲裁裁定は、池田内閣以来二十数年続いて完全実施されております。人事院勧告につきましても、いま大蔵大臣が言われたようにきき慣行ができておる。その中で、いかに財政の異常事態とはいへ——財政のことを言いますと、二年前あるいは昨年にしても、三兆円、六兆円の歳入欠陥で大変だと言いつつながら、大蔵省の皆さん頭がいいものですから、三兆円、六兆円はいつの間にかちゃんと措置をしてやっておられる。そこがまた技術といえますか、工夫すればできないことはない。やはり基本的に人を大事にする、人を基本に置いていくという観念を第一に持っていたきたい、このことを要望いたしまして、この問題はお願いしたいと思います。

ただ、大蔵大臣、仲裁裁定につきましては、なるほど国会に議決案件として付議されております。しかしながら、いつ解散総選挙があるか、大蔵大臣はどのように見えておられるかわかりませんが、もし万一、あるいはもう公算が非常に強くなっておりますが、今国会で解散総選挙になって、そして仲裁裁定の議決案件がそのまま議決されませんと、これは廃案になり、技術的に実施できないということが言われております。これについていろいろお聞きしたいのですけれども、時間がございませぬので、そういった事態も考えられるということですね。その場合にはいろいろ次善の策としてあります。これは、政府当局が議決案件を引いて承認案件に切りかえるとか、あるいは労使間で話し合って財政のやりくりをして、六月、七月段階で財政上できないと思ったけれども、その後の財政事情がだんだん明るくなってきて最近の情勢ではできそうだという判断に立て

ば、議決案件を取り下げてすぐにも労使間で話し合えて仲裁裁定を実施することは可能であるわけでありませぬ。そういったいろいろなケースを考えながら今年度内完全実施していただかないと、また今国会はそういう政局の急な状況から言って、この問題についてはひとつ真剣に考えて処理をしていただきたいということを強く要望しておきます。

それからあと一点、運輸省、国鉄当局に対してはお伺いをいたします。

国鉄の共済年金制度の中で、六十年度でパンクするという状態は数年前から予測もしておられたらうし、今日に至るまでに当然に手を打つべきことだったと思われるのです。これを放置しておいた経営責任あるいは監督官庁の責任、これは重大だと思つておる。しかも、よくよく調べてみますと、今度の法案の中にも出ておりますように、国鉄共済の従前の年金額と国公共共済の規定に準じて算定した額の年金額と非常に差がありますね。差があるからこまめに、経過措置として下回らないようにという措置が出ていたわけですが、これは一体どうして今日まで放置をしてきたか。国家公務員と国鉄職員との年金の差、算定額の出し方等につきまして幾つくらい差がありますか。

○岩崎説明員 いわゆる官官格差と言われるものかと思つてますが、一つは基礎俸給のとり方の差がございませぬ。三公社の場合には退職月の一日現在の俸給による。国家公務員の場合には退職前一年間の平均俸給ということになっております。主な点だけを挙げますが、第二点は基礎俸給の最高制限が設けられておること、公務員の場合には現在四十四万ということですが、国鉄の場合には一応その制限がない。ただ、この該当者はほぼ役員に該当するものですから、国鉄の場合には数がきわめて少ないというように考えております。

それから三番目は、退職年金支給率の最高制限のあるなしということ、国鉄の場合には、共済方式ではございませぬが、通年方式で計算する場合に七割の制限がございませぬ。この点は国家公務員と同じでございませぬが、共済方式の場合にはその制限がない。こんな点が主な違いかと思ひます。

○塩田委員 細かくその問題を追及したいのでございませぬが、いま概略言われました数点があるわけですが、たとえば最高額の天井ですね。この設定にしても、人数は少ない、こうおっしゃいます。が、年々積みもって何十年かになりますと、これは相当な人数になりますね。頭打ちになる人は毎年大体何人くらいですか。

○岩崎説明員 五十七年度末の数字でございませぬが、四十四万を超えている既裁定年金者が約千二百名ほどおります。

○塩田委員 それは一年度だけじゃなしに累積でございませぬ。

○岩崎説明員 そうでございませぬ。

○塩田委員 その金額にしてもかなりのものになると思ひますね。

それから、いまの見直しですね。従前の額が上回る場合はそのままにして追いつくまでやるといふ、これは現在まで現に受けておる人たちが、累積も含めて全部計算し直すわけですね。

○岩崎説明員 そのとおりでございませぬ。

○塩田委員 そういった問題が、細かく見ていきますとたくさんあるわけですね。国家公務員の場合には、昭和三十四年、恩給から共済年金へ移る際に全部見直しして、そういった点を直したわけですね。そのときに国鉄はまだ年金財政が豊かだからというところか、合わさなかつた。

それからもう一つ大きいのは、年金の額の算定の際に、過去一年間の平均で国家公務員はやっておられますが、いま言われたように、国鉄の場合には退職月の一日時点ですね。しかも、ほんほんと上へ上げて高い俸給で計算するということをいままでずっとやってきていたわけですね。相当なものになると思ひます。国鉄の年金財政がパンクするということがわかりながらそういったことにも手をつけずに、国鉄だけのせいじゃない、ほかの公

社もそうです、あるいは議員立法でやったんだからわれわれは知らないんだということも言われませぬけれども、余りにも無責任だと思ひます。まじめじゃないと思ひます。どうしてそれをやらなかつたか。これについて追及すれば幾らもあるわけがございませぬ。しかし、それにもかかわらず他の各共済の方々が、掛金のふえることも覚悟の上で国鉄共済を救おう、こういう大乗的見地から相互救済をやる、こういうことで、非常にこの案は麗しい状況なんですね。

しかし、本心に国鉄はもともと愛される国鉄にならないと、たとえば、あんな国鉄の人たちに私たちの掛金から援助するなんて真つ平だと言ふ。これは私が言っているんじゃないんです、国鉄のつくられたパンフレットにそういう表現があるのです。「あんな国鉄の人達に」というこの感じは、私のみならず国民一般にあるわけですね。国鉄が経営も労働組合も含めて本心にふくやっていると、よくよくやっていると人ももちろんだ目についております。また最近非常によく直しておられる、努力しておられるというところもよくわかります。確かに直つてきました。しかしまだまだ目につくもの、国鉄を利用して本心に嫌な思いをした記憶のある者が、私のみならずたくさんおられると思うのです。そういった者が、何ぞ掛金をふやしてまで国鉄を救わぬといかないかという感じは相当ありますから、そういったことを背景に今度の法案ができ、通る際には、どうかなお一層覚悟をして、愛される国鉄として、非難されないりっぱな労使関係をつくり、本心にまじめに経営に取り組んで、しっかりと国鉄を、われわれ国民の国鉄でございませぬからつくり上げていただきたい、このことを希望いたします。

そして、これに関連いたしまして、先ほどの、激変緩和措置としていろいろ経過措置等をつくつてありますね。それと同じ意味で、他の共済が一緒になつて財政調整をやりませぬが、その際に掛金がどうしても上がってくる可能性がありませぬ。その際に掛金についての激変緩和措置といったも

のを考えたらどうかという意見があります。これ
が一つ。

もう一つは、財政調整の際に「提出する拠出金」という表現がありますが、これを「貸し付けする貸付金」ということであれば、大分他の共済の感じも違うのではないかと意見もあるのですが、これについてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○保田政府委員 お答えをいたします。

来年の十月に財政再計算が行われるわけでございまして、その際に国家公務員共済並びに公企体共済の掛金率は相当引き上げざるを得ないわけでございしますが、これにはもちろん国鉄共済組合に對する財政援助のための負担もございします。しかし、その大半は、前回の財政再計算以後年金の給付改定が行われておりますこととか、あるいは保険料の具体的な計算に際しまして、平準保険料に對し修正率を乗することによって当面の保険料負担のアップ率を抑えたことによりまして年金財政に大きな穴があいておる、それを取り戻すためのものが大きいわけでございます。したが、いましめて、われわれとしては、御検討いただいておりますのは、われわれの単なる試算ではございすけれども、来年度の財政再計算におきましてはできるだけ大幅なアップが行われまして、これによって年金財政の将来にわたる健全性が確保されるというところ、それから、現在の現役が安い保険料で高い給付を受けるというところは、将来の年金の現役の人たちに重い負担を残すということとございすので、そういう意味で、現在と後世代との間の年金負担の公平といった観点から、できるだけ御提案申し上げておりますような線で保険料の引き上げが行われることを希望いたしておるわけでございます。

それから貸付金でございますが、確かに御提案のように、国鉄の共済組合に對しまして貸付金によつて財政調整を行つてはどうかという点につきまして各方面からいろいろ御提案がございましたので、われわれの方で検討をいたしましたのですが、

残念ながら、現在の国鉄の共済組合の状況からい
たしますと、現時点で借入金で泳いだとしてしま
しても、将来返済が果たして可能であらうか、国鉄共
済組合の将来についてバラ色の期待はなかなかむ
ずかしいのではないかと。仮に借り入れをした場合
に、これを国鉄共済組合が将来返済するというこ
とになりますれば、その際に、その当時の被保険
者が負担しなければならぬ保険料はびんとおほ
上がつて、とても負担し切れるものではないほど
高くなるのではないかと。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕
それから第三に、もし国鉄共済組合が国共済と
か電電、専売の共済組合に對して、貸し付けられ
た金を返済できないというようなことが仮にあつた
としますと、これらの組合の財政を悪化させるこ
とになります。そして、それを将来の組
合員が財源的に穴埋めをしなければいかぬ、保険
料を引き上げなければならぬということになりま
す。これはまた現代の現役と将来の被保険者との
間の世代間の不公平という問題にもつながるわけ
でございまして、われわれとしてはどうもやはり
貸付金というのはいさぐらいが悪い、賛成しかねる、
そういうふうな考へております。

○森委員 米沢君。

○米沢委員 塩田質問に関連いたしまして、二、
三の質問をさせていただきます。

いま、財政調整の具体的な方法は提出でなくて
貸し付けにしたいという話がある。それ
に對していま大蔵省の方から御答弁がありまし
た。私も、この救済に回る方の負担増、あるいは
はまた給付水準の是正を考えたときにはわか
らぬ話ではないわけでありす。将来の保険料ア
ップを弾力的に考えるなどの方策は、たとえば融
資にするとか一部融資にするとか、あるいは積立
金を崩すとか、いろいろなやり方もあると思うの
ですけれども、年金財政の将来を考えた場合には
泣いて馬鹿を切る、そういう気持ちで提出という
形になったのだとわれわれは理解をしておるので
あります。ところがこの制度審の中で、どうも抛

出ではなくて貸し付けでやるような合意といいま
しょうか、法案には提出という形にしなければな
らぬけれども、保険料のアップは弾力的にやると
いうこと、当分の間は引き上げないということと
合意があつたのだというふうに、制度審に出た人
から聞いたのですが、これは本当なんですか。わ
れわれは、それはそれで、もしそういう気持ちで
運営の面で運営委員会が議論されるというなら
ば、法案を出されるときに説明があるなり、ある
いは法案にそれなりの気持ちが書いてあれば納得
しますけれども、残念ながらそういうのは一切な
くて、提出だけでいきます。こう言いながら、ど
うもその中身の議論の中では、まあ積立金を何と
か崩して保険料が余り上がりぬようにしよう
なんというところで、何とかうまくやればいいんじ
やないですかという話し合いがすでに行われてお
るというふうな話を聞きますと、これは不愉快で
たまりません。その裏取引に参加できない者は
だまされてこの法案を読んだようなもので、その
あたりをはつきりしてもらいたいと思ひます。

○保田政府委員 先生御承知のように、答申の取
りまとめの段階におきましていろいろの御意見が
対立をして、審議会が一時中断するといったよう
な状況があつたことは事実でございますが、最終
的には、いろいろな御意見をいただきました結
果、答申が取りまとめられたわけでございす。

意見の対立した主眼点として、国共済と公
企体共済の統合の時期と、それから国鉄共済組合
に對する救済の方法の二点というのがその主眼
ものであつたわけですが、その国鉄に對する救済の
仕方として、法律が通つた後、実際の運用の
際には、貸し付けみたいなことでやってもいいと
いったような裏取引があつたというふうにはわれ
われは一切存じておりません。したが、いまして、
法案の御説明の際にそういうことに言及しないの
はまた当然のこととございすので、その辺はよ
く御理解をいただきたいと思ひます。

○米沢委員 ということは、この法律ができれば上
がってから財政調整の運営委員会ができる、その中

では少なくともいま私が申し上げたようなことは
絶対ないというふうな取り扱いになるということ
ですか。

○保田政府委員 具体的なやり方は運営委員会に
任せられるわけでございすけれども、法律の骨
格として、提出によりまして財政調整を行うとい
う基本が崩れることはないものと信じていたい
思ひます。

○米沢委員 まあ信じるという言葉になるとちよ
つと問題だと思ひますが、そこからは後からの問題
ですから、運営委員会のあり方等について監視、
といつても見て回るわけにはいきませんが、その
成り行きを関心を持って見ておるということに
しておきましよう。

それで、次の問題は、こういう問題が出てくる
のは、結局負担増を何とか緩和してくれ、こうい
うことだと思ひます。そこで、その負担をさ
せられる方は一体どこまで国鉄とおつき合ひしな
ければいかぬのかという話がいろいろ再々議論に
なつております。

そこで、それに関連してちよつとお話を聞きた
いのでありますが、ほかの地方共済あるいは私
学、農林共済、このあたりの絡みもありますね。
ところが早く参加すればその分だけ負担増は減つ
てくるわけですが、あるいはまた、これから五十九
年から六十年にかけて厚年と国年を整理をし、
そしてまた共済年金とすり合わせるということと
ございすから、そこが早ければ早いほど負担
増も、保険料をいつも国鉄さんに上げておる分が
消えてしまふということとございす。プールし
て扱うということになっていきますから、そこら
のスケジュール等にもこれは絡んでくると思ひま
すが、そういう意味で地方共済、私学、農林共済
との統合みたいなものは、大体スケジュールの中
でどのあたりに整理をされるのか。そしてまた、
国鉄共済への支援は、つき合つていられる方は一体い
つまでつき合はばいいのか。そのあたりの問題を
ちよつと聞かしていただきたい。

○保田政府委員 将来の公的年金制度の統合のス

それからもう一つは、ちょうど共済年金とのすり合わせの段階で問題になるのは恩給期間の部分

○林國務大臣　まさにいま米沢先生御指摘のような諸問題があるわけでございまして、私の方で次期通常国会に厚生年金及び国民年金の統合法案を出すとともに、出すことは出しますが、それと関連いたしまして共済制度との関係整理を図るというのは、そういった段階でいろいろやっていかなければならぬだろうと思うのです。すべてが一気に解決できるとも私は考えておりません。できるだけ解決していかなければなりません、事は公的年金制度だけに限らない問題も出てくるだろ

きまして、給付水準の適正化を図る一方で、従来と同様に保険料の負担増を国民にお願いしなければならぬ。そういうことになりますと、負担は果たしてくれ、運用はということになるわけでございしますから、当然に、その運用につきましては有利な運用というもので話をしなければ、国民の御納得をいただくことは当然のことである。そうした点で、有利な運用ということは、年金財政そのものの中の特に保険料の負担増を食いとめるという役割も持っているわけでありましますか。

この問題は、負担した者に直接福祉政策の形で返ってくるような運用がしたいという願望は当然一方に出でくる。そしてまた、集めた人の意思が働いていくことが好ましいという議論も当然出でくる。しかし本筋から言えば、やはり一元的運用の中で、安全にして有利な運用をしていくのが筋道であるということでありますので、臨調答申等々からいっても、一元化運用は維持さるべきものであると書かれてありますが、そういう答申にすがっていくということでなく、やはり私は、財

政論からでも一元的運用そのものが貰われるべき問題ではなからうか、こういうふうに考えております。ただ、かといって要求そのものをシャットアウトするほど私には力もない、こういうことであります。

○米沢委員 時間がありませんで余り議論できませんが、共済年金は自主運用されていきますね。それで、最終的には今回の新法ができたとき、共済年金と厚年あたりのすり合わせになったときに自主運用の問題がどういうふうに決着づけられるか、そういう問題がちょっと開きたかったのです。

それから、今度の臨調もいろいろありましたけれども、「統合運用」みたいな言葉が入ってきた。しかし、政府は御承知のとおりいって取りまして、臨調の言うことすべて行革でやるかといいますが、みんないいと取りしてやっていますから、こんなときだけ金科玉条で、「統合運用」と書かれてあるなんて言われても、ちょっと間尺に合わないという感じは実際にはするんです。特にこの年金積立金は強制徴収したものですから、できるだけ有利に運用していくというのは行政の責任だ。そのあたりは郵便貯金の郵便年金と違うと思うのです。そこあたりを参照していただいて、できれば自主運用の風穴を厚生年金にもあけて、それでできるだけ有利に運用しながら保険料等にも配慮できるような措置をするということが僕は行政の責任だ、そう思うのでございます。そのこともあわせてお聞きいたしたいと思うのです。

それから、統合運用で年金の積立金が自主運用になっていく、郵便貯金が自主運用になっていくということになりますと財投の原資がなくなる、これはよくわかるのでございます。そういう意味で、それぞれある程度、程度はあると思うのですけれども、同時によく言われますように財投のあり方も、大蔵大臣考え直さなければならぬことがたくさんあるんじゃないか、そう思うのです。御承知のとおり本四架橋とか東北新幹線とか北陸

新幹線、赤字は明白ですね。一体いつ黒字になるかということも余りわからない。そういうところに実際はこういう年金原資みたいなものがはやり出されているというのはいくら問題ではないか、私はそういう感じがしてなりません。最終的な赤字は税金でしりぬぐいするわけですから、そういうようなところに貴重な年金財源が使われる。そういう意味で財投のあり方も、大きな役割を持つてはおりますけれども、実際の財投の広げ方等についてももっと慎重であつてもらいたい、そう思うのでありますが、その点は大蔵大臣に聞かせていただきたいと思います。

○竹下国務大臣 財政投融資、その原資は資金運用部、そしてその資金運用部のまた原資はまさに年金財源であり、あるいは郵貯である、そういうことでございますだけに、これが有利運用されなければならぬということは事実であります。

一方、だからといって、このいわゆる国民のニーズに対応して、われわれ真水と言っておりますが、言ってみれば生金の金なかなか出しにくい場合、財投の持つ効用を活用して、政策遂行上これを役立たせ得ることも間々今日まであるわけでありまして、したがって、その辺の兼ね合いの問題もございまして、御指摘なすつたとおり、国の信用において集めたわけですから、いずれにしてもこれが有利運用ということとは絶えず考えていかなければならぬ問題だ。しかし、今日までもこの運用問題になりますという議論があつて、金を買うつとあるいは土地に投資するとか、そういうようないろいろな議論がありながらも、今日、いわば元本保証のあるものに限つての一部運用を認めておるといふような状態もございまして、原則は、臨調さんのその下に隠れてという意味ではなく、統合一元化運用というのが財政運営の上からはたてまえではないかなというふうな感じを持つております。

○林国務大臣 積立金の運用はやはり有利に持つていかなければならないというのは、まさに先生御指摘のとおりだろうと思うのです。そうした中

で、いま竹下大蔵大臣から御答弁がありましたように、一元的な運用をしていくといういまの制度の仕組みがあるわけでございまして、そういういろいろな仕組みの中でどう考えていくかというのがこの問題のポイントだろうと思ひまして、特に私は、置かれていきます金融市場の情勢などがずいぶん変わってきていることも事実でございまして、そういう観点もいろいろ考えまして、現在事務局で鋭意検討しておるところでございまして、最初には先ほど御答弁申し上げましたように、やはり年金を担当して下さる者といしましては、その金の拠出をされる方々、特に保険料を上げていかなければならないということになれば、その出される金が増え先生御指摘のように若干強制的に集める金でございまして、その御意見が十分に反映するよう仕組むというものは考えていかなければならない、こういったことで鋭意努力をしております。

○米沢委員 終わります。

○森委員 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 大臣や政府委員の皆さんも大変御苦勞なことだと思いますが、私が終わってから二番目でありまして、いましばらくよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の共済年金統合法案を私なりに勉強してみたいわけでありまして、国鉄共済年金の危機を切り抜けるために、いままで国鉄労使にできるだけの負担を押しつけてきたけれども、もうそれでは間に合わないというので、類似の共済制度を統合してはかにも押しつけて、それで政府だけでは何にも出さないで、とにかくそういうやり方で乗り切つていこうという、全く虫のいい法案だという感じがするわけでありまして。

初めに、同僚議員からも同じような質問がいろいろあつたと思ひますので、その点で重複するかもしれませんが、私も納得できないからお尋ねをするのですが、国鉄共済の危機の原因がどこにあるのか。そしてその責任はだれが負うべき

ものかということですね。私はいままでの議論を聞いておつて私なりに理解をしたところでは、あの戦時中から戦後にかけてたくさんの人たちを国鉄に政策的に採用した。その人たちがいま集中的に退職期を迎えて年金受給者になっていっている。そこへ持つてきて、国鉄の経営が危機に陥つてきたために、一方では国鉄の現役の労働者をどんどん減らそうという努力が進められてきておる。この両方が相まっていまのような危機の状態を引き起こしたというふうに私なりに理解をしたのですが、そういうふうに考えてよろしいかどうか、まずお尋ねします。

○岩崎説明員 国鉄の年金財政が悪化してまいりましたのは五十年代に入つてからでございまして、その対策といたしまして、何回か申し上げておりますが、四回に上る財源率の引き上げ、それから国鉄本体からの追加費用の負担方式の変更による共済組合の収入増加、こういうような財源措置によって、どちらかと言へば自力救済ということとで今日までやってまいつたわけでありまして、技術的対策にならず、いまの事態を迎えた、こういうことでございまして。

これに對しまして、見通しが甘かつたのじゃないかと、あるいはもう少し早く手を打つべきではなかつたのかというふうな御批判をいただいております。反省すべき点はあろうかと考えておりますが、ただ基本的には、いままでに先生がおっしゃいましたように、国鉄本体の減量化に基づく職員数の減、それからちやうど終戦の前後の大量採用者が現在退職時期を迎えておる、それによつて二万数千名の年金受給者が毎年発生をしておる、こういうような主として社会的、経済的といひますか、そういう要因に基づく構造的な原因によるところが大きい、こういうふうに考えざるを得ないと思つております。

○小沢(和)委員 そこで、大蔵大臣にまずお尋ねをしたいのですけれども、いま私が理解したような国鉄共済の危機の原因だとすれば、これはいづれも国鉄の労使がその責任を負うことはできない

よるな、国の政策の結果としてこういう危機が引き起こされてきたことになるのじやなかろうかと思うのです。そうだとすると、もつと国が積極的に責任を負う、国も負担をするという態度はあつてしかるべきではなからうかというように私は考えるのです。全然負担をしないというのは私にはどうも理解ができないのですが、いかがでしょうか。

○保田政府委員 国鉄共済組合の財政悪化の原因につきましては、先生御指摘のような国鉄に特有の事情があつたということは私も否定はいたしません。しかし基本的には、長い目で見た場合に給付と負担の關係が長期的に安定したものでないとなつて、言いかえれば、負担に対して給付が高くて、将来の負担に耐え得ないものになつていたといふ制度の内容の問題がもう一つあるわけでございます。それからもう一つは、年金財政の基礎が国鉄という一つの企業に基礎を置いていた。それが産業構造、輸送構造の変化に対応し得なかつたといふところに、私はより基本的な原因を求めたいわけでございます。

原因がそうであるといふと、私は基本的には、この対策として給付と負担の關係、負担のアンバランスを是正しなければならぬ。その方向としては、負担を上げるか給付を引き下げるかのいずれか、あるいはその組み合わせしかならぬわけでございますけれども、現在世に行われております公的年金制度に対する批判の一つは、官民格差、特に公企体の給付が高過ぎるのではないかという批判があるわけでありまして、それを踏まえますれば、とりあえず公企体の共済組合の長期給付の給付水準を国共済の水準まで引き下げるといふのが一つの基本的な方策である、そういうふうな考えをしております。

それからもう一つ、年金の基礎が一つの企業にあるために非常に財政的に不安定になつていふ点につきましては、やはりこれは基本的に保険集團のすそ野を広げることに解決すべきものである、私はこういうふうな考えをしております。

でございます。御承知のように、民間の企業が社会経済あるいは構造の変化に伴ひまして経営が思ひやうなくなつた、人員整理が行われるといったやうなときに、当然個々の企業が年金制度を持っておりますとその影響をもろに受けるわけでございますから、現在は厚生年金といふ非常に大きな保険集團で持ちまして、かなり大きな企業のそういう事情がございまして、この保険全体でカバーをするといふことになつておるわけでございます。

今回の国鉄の共済組合の財政悪化の原因が基本的に先ほど申し上げたやうなものであるとすれば、今回御提案申し上げておるやうな方策が基本的にとられるべきでありまして、その救済策を安易に国庫負担に求めるといふことではなくして、社会保険の枠内で強い者、弱い者が大きくまとまりまして助け合ひ、こういうことが基本であるべきだと考えております。

○小沢(和)委員 いまいわゆる官民格差、国鉄の共済が非常に内容が高過ぎるといふやうな話がありまして、私も調べてみたけれども、それは若干はいいところがあることは否定できないと思ひます。しかしそれが、何かあたかも国鉄共済の今日のような危機を引き起こした基本的な要因だといふやうな認識の仕方は全く間違つていふことは私に思ひます。しかし、そのことについてはほかにいろいろ質問したいから、論争しませんが。

そこで、国鉄共済の事務当局にもう少しお尋ねをしたいと思ひます。国鉄共済年金の支払いを確保するために、従来国鉄が、本来国が負担すべきものをいろいろと負担してきたといふことがいままでも何遍も問題になつておるわけですが、その実態を確認する意味でちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

一つはいわゆる追加費用です。戦前の鉄道省とか鉄道院とか言つておつた時代からの恩給など、こういうやうな権利を全部国鉄がいま引き継いで支払つておる。これを確保するために、いわゆる

追加費用といふことで莫大なお金が出されておるやうなことに聞いているけれども、これが幾らぐらいのものか。

○岩崎説明員 追加費用は、現在の法律が施行される以前の期間に見合ふ年金給付費用でございますが、これは事業主である国鉄本体がその額を共済組合に繰り入れる、こういうことになつております。五十七年度でそのお金が三千六百九十二億といふことでございます。

○小沢(和)委員 私は、これは国鉄ではなくて、当然政府が責任を負つて支払うべきものだと思うので。

それからその二番目が、他の年金には国庫負担があるけれども、国鉄など公共企業体の共済にはない。その分を事業主が一五・八五％負担されておる。これも年間どれぐらいになるのか。

それからさらに、国鉄共済が危機に陥つてから、先ほど自力救済といふお話が出たのですが、その自力救済といふことで保険料がどんどん引き上げられて、他の公共企業体の共済よりもかなり高い負担になつておると思ひます。これが一体どれぐらいいふいふ負担をさせられておるか。これも本来国鉄が持つべきものなのかどうかという点では大いに議論のあるところじやないかと私に思ひます。

この二つ、まとめてお答えください。

○岩崎説明員 最初の公的負担でございますが、国鉄もいろいろ特別な法制下にありますが、たとえば全額政府出資であるとかあるいは予算が國會で決められるとかあるいは法制上特別の地位が与えられておる、こういうことで公経済の主体たる地位にありといふことで、現在公的負担は国鉄が肩がわりしておりますが、その金額は五十七年度で二百八十億でございます。

それから、保険料についてのお尋ねがございました。保険料のうち掛金といふことで申し上げますが、掛金は現在国鉄は俸給に対して七・四％でございます。これは他の共済の掛金に比べますと四割程度高い水準にございまして、現在のように

年金制度がそれぞれ分離して運営されておるという状況下においては、その収支を確保する上において、先ほど自力救済の積み重ねの結果こうなつたと申し上げましたが、やむを得ないことであると考えております。

○小沢(和)委員 一つ一つの数字はお答えがないところもありましたけれども、こういう關係で、本来国が負担すべきものを国鉄が支払つておる分が年間にして五千万億ぐらいにもなる、こういうやうなことを私たちが聞いておるわけでありまして。

三番目にお尋ねしますけれども、もし国鉄がいまゆる厚生年金に加入したとすれば、こういう余分な負担といふのは全くなかつたといふことになると思ひます。厚生年金だつたら国鉄は大体どれぐらいの負担で済むのですか。

○岩崎説明員 厚生年金の負担率、事業主負担といふのは御承知のように五・三％でございます。これは基本給に諸手当を加えた給与に対する比率でございますので、それと同じ程度を国鉄が負担をするといふとすれば、五十七年度で大体六百四十億ぐらいの事業主負担金にならうかといふように思ひます。

○小沢(和)委員 いまお聞きのとおり六百四十億程度で済むものが、こういう共済をやつておるために余分な負担が年間五千億にもなると思ひます。私は、いまのように国鉄の経営が非常に苦しいときには、当然少しでも負担を軽くするといふ立場から、政府が手を打つべきだと思ひますけれども、今度の法案を見ても、実際には逆で、こういう負担はそのまま残しておく。それだけでなく、さらに追加費用とか、あるいは他の年金の国庫負担分に当たるもの支払いの時期を変更するといふやうな形での負担増といふやうなものも合わせてまた二千億円も、国鉄労使や年金受給者まで含めて負担をしてこれを切り抜けるといふことになつておるわけですね。こういうやうに、国鉄はいま、たゞでも危機だといふやうに言われておるときに、共済の危機を切り抜けるため

にどんな負担ばかりかぶされてくる。一体こういうことで政府の責任を果たしていると言えるのかどうか、これはぜひ大蔵大臣の見解を明確に示していただきたいと思ひます。

○保田政府委員 国鉄当局が共済組合に対して多額のいわば公経済負担をしておるといふことは御指摘のとおりでございますが、現在、わが国の社会保険制度におきましては、保険料を事業主と被保険者が負担するのが基本でございます。ただ、社会保険制度を推進するという立場から、被保険者の所得水準でございますとか保険給付の水準の高低といったようなものを勘案しながら、国とか地方公共団体、さらには国鉄、電電、専売といったような公企業が、公経済の主体ということで一定割合の公的な負担を行っておるといふことでございませう。

それは確かに厚生年金と違うではないかということはおっしゃるとおりでございますけれども、全国的な労働者一般あるいは私学なんかでもございませうが、私学の教職員等一般を対象として保険を推進するといった場合に、国とか地方公共団体とか公企業にかかわる何か公経済の主体があるかという点やはり見当たらぬ。そこで、最後に担保すべきものとして国庫負担をしている、こういうことなのであります。

したがいまして、年金制度の非常に古くからの沿革等に基づきまして財政援助の仕方が違うわけでございますが、特に公共企業体の共済組合の場合に、公経済の主体として各企業体が費用を負担しているそのことにつきましては、国鉄、専売、電電といったそれらの企業が、昔は確かに国の特別会計にその淵源を発するとかあるいは国の事業を代行しているといったようなこと、その収入もいわば税に類したものであるといったようなことから、公経済の主体としての責任を当然負ってしからべきである、そういうふうな理解をしておるからであります。

先ほど先生御指摘のように、昭和六十年から六十四年にかけては国鉄の共済組合に対する財政

調整事業を行います。その前提の試算についてごらんをいただきますと、国鉄の負担分が千四百億ふえることになっておるわけでございます。これは公的負担給付の負担切りかえ、あるいは追加費用の当年度払い、未払いの繰り入れによる増といったようなものでございませうが、これは、先ほど申し上げましたような公経済の主体として国鉄当局が負担することになるわけでございます。

いづれにせよ、これらの金は国鉄の損益勘定の損失に立つわけでございます。国鉄全体の経営をどうやっていくかということが当然今後の予算編成の際の一つの大きな問題点になると思ひます。その点につきましては、国鉄監理委員会あるいは運輸当局、国鉄当局といったようなものと協議しながら善処をしてまいらざるを得ない、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○小沢(和)委員 私は、いまのようなやり方でしたら、国鉄と国鉄共済の両方ともますます悪くなつていく、そういう悪循環になつていくんじゃないかと思ひます。これをどこかで断ち切る必要があるんじゃないですか。いま国鉄の赤字が一兆数千億円というふうな言われまますけれども、その大きな要因の一つがこの共済でしよう。だから、この共済が、さつきから話が出ておるように六千億とか七千億とかという金額、それに莫大な借金をして新幹線なんかつくれた、ああいう利子の支払いやらと合わせたら、いまの国鉄の赤字だ赤字だと言っている一兆数千億円には見合ひくらの金額になるんじゃないですか。だから、この辺にメスを入れれば国鉄の経営も立ち直るし、国鉄共済も安定していくことができるということになるんじゃないかと思ひます。ところが、いまのように国鉄の労使に一切責任をおつかぶせる、それでもやり切れない分は今度はほかの共済に押しつけるというふうなやり方でしたら、結局のところ、六十年から六十四年までの措置だと言ひけれども、これが終わったときには国鉄の経営ももっと悪くなる、国鉄共済ももっと悪くなる

ということにしかならないんじゃないですか。それから先のことについてこれでは全然展望が出てこないと思ひますけれども、あなた方はどういふ展望をお持ちですか。大蔵大臣、はっきり答えてください。さつきから次長ばかりだからだろ答弁して困りますよ。あなた、ずばり言つてください。――また言う。大臣、やりなさいよ。

○保田政府委員 今回の財政調整事業は、昭和六十年から六十四年度を一応五カ年計画の目標としておるわけでございます。五カ年計画が終了しました後どういふ展望が開けるのかという御質問かと思ひますが、決してその展望は明るいものではないと思ひます。今回御提案申し上げておるような小規模の保険集団の拡大だけでは恐らくもたないであらうと思ひます。その点につきましては、公的年金制度全体を再編統合いたします第二段階として、昭和五十九年から六十一年度にかけては厚生年金、国民年金の間の関係整理が行われるわけでございます。共済制度につきましまして、この関係整理を横目に見ながら整合性のとれた関係整理をこままた図つてまいりたい、というふうな考えでおるわけでございます。

○小沢(和)委員 いまも言いましたように、国鉄の危機をほかの共済に押しつけるという形で切り抜けようとしておるわけですが、そうすると今度は、ほかの共済の方もどんどんこれによって苦しくなつてくると思はれるわけです。大体専売なんかいまでも楽じゃない。だからさつきから逆転現象というふうな話が出たわけですが、五十九年十月から国鉄の共済のための千分の十二の上積みを出さなければいけないということで、専売の関係が一九・四％の負担になる。それから国公と電電も一七・〇％と、いままでから比べたら一挙に四割でしたか、先ほど数字が出たように思ひますけれども、それくらい大幅に上げていく。こういうやり方でしたら、結局今度はほかの共済も悪くしていつてしまふということになる。だから、その人たちはこういうやり方は納得できないというのでさつきから議論になつておるのじゃないんですか。

○保田政府委員 高齢化社会を迎えまして、将来にわたつて年金制度を財政的に安定させるための仕組みを考へることが急務であるというところが、まさに先ほど先生がお示しになった数字であらわれておるわけでございます。したがつて、基本的には給付の水準を適正な負担の水準に見合ふものにする、そのための年金制度の改革が必要であるというところがまさに先生の御指摘の数字にあらわれているのではないかと。それはあながち共済だけではないわけでございます。厚生年金、国民年金、わが国の年金制度全体の問題として、政府が緊急に取り組まなければならぬ年金財政の現状を示すものだ、こういうふうな考えをまず。

○小沢(和)委員 先ほどから七十年を目指して年金制度全体を統合一元化していくというお話があったのですが、私は、いまのような国鉄共済の危機を、まず共済全体をくくつてはかき押しつけて乗り切ろうとするやり方では乗り切れない。そうすれば結局は全体の統合ということで、今度は厚生年金やらにもブルルさせてそこに押しつけていく。厚生年金の保険料も、国鉄が今度は二〇・四％ということになりますけれども、それから見ればいま厚生年金は一〇・六で非常に低い、これもそういうふうなずつと上げていく中で全体におつかぶせて切り抜けていく。結局政府の方は今後終始一銭も出さないで、もっぱら国民の負担率をどんどん上げていくことによつて乗り切つていく、こういうような手法が私には大目見えてきたような気がするのですけれども、そういうことなんではないかと。

○保田政府委員 年金制度は結局国民の負担によつて支える以外にないのであります。それが保険料であるか租税であるか、それは制度の仕組みでございませうが、いづれにせよ国民の負担によらざるを得ないということを御指摘させていただきたいと思ひます。

○小沢(和)委員 いまの問題についての私なりの意見を出すために、次の問題に入りたいと思ひ

のですが、いま政府は、この国鉄共済の危機をチャンスとばかりに、国民の意識革命というか、もうこれからは余り年金などが改善されると思うなよ、給付の水準は下がるし負担は重くなる、そういうものだと考えろというようなキャンペーンを盛んにやっているわけですね。そのキャンペーンの中身を見てみると、非常に意図的ないわば誇大宣伝が含まれているように私は思うのです。

その一つの問題として、厚生省年金局が出した「年金制度のあらまし」というパンフレットの数字を取り上げてみたいと思うのですが、ここに「年金制度の将来の見通し」というのが載せられております。これを見ますと、給付費の対国民所得比というのが五十五年には三・九%であったものが、昭和八十五年には一六・一%まで四倍以上にはね上がるという数字が載っており、これを見ると、これは大変だ、こんなに国民所得の中で比重が大きくなったなら耐えられないだろうなというような印象を与えるものになっておるのです。

ところが、よく見てみると、この国民所得というのは総人口増加率と同率で増加をするということとを前提にして計算してあるのです。総人口増加率というのはどれぐらいかということを調べてみると、この三十年間で高い時期で年間大体〇・八%ぐらい、だんだん下がって、終わりごろは〇・五%ぐらいになるんですね。実際にこんな低い率でしか国民所得が伸びないという仮定自身が非現実的なものじゃないだろうかと思ふのです。こういうものを前提にして、もうとてつもなく高くなる高くなるという宣伝は、これはまさに誇大宣伝じゃないですか。

○山口(新)政府委員 私どもでつくりましたパンフレットの問題でございしますが、一見先生御指摘のような疑念を持たれる場合もあるかと思うわけでございますけれども、これは静態の計算でございます。静止状態で計算をして、現在価格ならどのくらいの割合になるかということを見たものでございまして、もちろん国民所得の伸びをある

程度推定をいたしまして規模をふくらますという計算の仕方もあるわけでございます。ただ、国民所得が伸びますときは同時に雇用者の所得等も伸びるわけでございます。過去の年金を見ていただくとおわかりのように、年金自体実質価値の維持をやっております。従来は再計算のときに賃金に見合った改善をいたしておりますから、そういう意味では、国民所得が一つの推定値で伸びるということとは、同時に賃金、それに対応して年金の方もふくらむということでございます。率にいたしますとその意味では恐らく余り大きな変わりはないものと思ふます。

ただ、いま御指摘のような疑念をお持ちの方が一般的には案外多いんじゃないかということ、五十八年版ではこちら辺はそういうあらぬ疑いを避けるために削除しております。

○小沢(和)委員 削除したというのは私もよく知らないが、これはその前のパンフレットで話をしているわけですか。

いまあなたは、実質国民所得が伸びるときには賃金やしも伸びる、だから年金もふえる、だからこの関係はそう違わぬというふうなお話がありましたが、私も、私は、国民所得の数字が手元になかったら、GNPでちょっと計算してみたのです。低成長に入った昭和四十九年から五十七年までの九年間で、GNPの伸びの方は、四十九年を一〇〇とすると一四〇・七、四割伸びているのですよ。ところが賃金の方はどうかというと、この間は四十九年を一〇〇としたら一一・八。だから、伸びるの伸びると言われるけれども、いままでの実績を見れば、こういうふうにGNPよりも賃金の伸びの方がずっと低いのです。だからあなた

が言われるように、その関係はそう違っていないというふうな単純な言い方で、この数字はやはり一応信頼できるかのようなことを言うのは間違っていると思ふのです。このところははっきりさせてもらいたいと思ふのです。

実際GNPで見れば、この間実質三%から五%ずっと伸びているのですから、そうすると賃金に

比べるとずいぶん大きくギャップがありますよ。だから、そのギャップが三%ぐらいずつで実質的にずっと積み重なっていくというふうに考えてもらいたい。あなたの方はこれで四割から四割半になるという計算だけれども、実際それぐらいのパーセントです。このギャップが広がっていくというふうに見たら、倍にもならないということになるんじゃないですか。

○山口(新)政府委員 いま私が手元に持っております経済指標の数字は、十年間というものは出ておらないのですが、年度によりまして国民所得と労働者一人当たりの定期給与との伸びに違いがあるわけでございます。たとえば五十六年度で見ますと、国民所得の方は四・四%ですが、給与の方は五・四%というふうな年もあるわけでございます。その意味では比較の時点をどうとるかでも大分違うことが出てくることもあるかと思ふのです。そういう意味で数字の上ではもっと精査してみることがありますが、いずれにしても、このパンフレットに出ておられるのは、そういう現在の価格で見たときにどのくらいになるかということ、厳密な意味では誤解を招きやすいということ、これは削除したということでありま。

○小沢(和)委員 そうすると、これをカットしたというのは、あなた自身これが誇大宣伝だから引つ込めようということ、もうそのこと自体で勝負あったということだと思ふのだけれども、要するに四倍なんかにほならない、この数字自体が非現実的だということ、あなたの方は認めたわけでしょう。そこをはっきり答えておいてください。

○林(国)大臣 いま賃金と国民所得の話が出ました。私はこれはいろいろな見方があると思ふのです。国民所得の伸びに対して賃金が伸びないという場合もある。しかし長期的に戦後の趨勢をずっととってみれば、やはり日本経済を支えているのは多くの労働者の方々ですから、その水準と国民所得は大体パラレルに來ているのが趨勢ではない

かと思つてゐるのです。だから恐らくそういう傾向をもとにして事務当局で資料を出しました。が、昨今の状況を見るとまさにそういう御指摘のようになつてゐる。これは、日本の社会構造、経済構造としてもやはり全体として考えていかなければならない問題があると思ふ。あると思ふますが、そういう点で御指摘のようなくとも実はあったものだから、余り誤解を招くような話はいささない方がいいだろう。しかし、経済原則というか経済原則で言いますと、国民所得の伸びというのは一人一人の所得のトータルでありますから、トータルは伸びる。そうでなかったら国民所得概念というものがおかしくなるだろうと思ふのです。そういうことで、だから誇大だと言われるのは非常に行き過ぎじゃないかと私は思ふますけれども、そういうたようなことは誤解を招くといふからという形で削除したものでござい。

○小沢(和)委員 さっきも申しましたように、私の試算では二倍にもならないくらいだろうというふうに考えます。日本は何といつても世界有数の経済力を持った国でありますから、そのくらいのことであれば、マクロ的に見れば、いまの年金の水準というのは確かに簡単に維持できるとは私は思ふないけれども、維持していくことはできるのではなからうかというふうには考えます。ただ、ミクロ的に見れば、確かに計算上は年金の負担の仕組みが困難になつてくるということは言えるわけですから、だから、マクロ的に見ればそういうふうな状態だということ、それが反映できるような財源をどう確保できるか、そういう仕組みをどうつくっていくかというのをもう少し考えてみる必要があるんじゃないかと私は思ふのです。

もうちょっと具体的に申してみますと、いまこの年金の財源というのは、特に厚生年金なんかは例をとれば、要するにそこで働いている人数と賃金によつて拠出する額が決まってくるわけですね。しかし、大企業などで最近急速に進んでいる

ロボット化あるいはオフィスオートメーションで
すか、こういうようなものによって、そこで働く
労働者が物すごい勢いで減ってくる。そうする
と、大企業が非常に大きな経済力を持っているに
もかわらず、そして、そうやって人を減らして
新しい機械などを入れたために利潤などがどんど
んふえていっているにもかかわらず、そういうよ
うなことが年金の負担の財源としては全然反映し
てこない。労働者の数が十分の一になったら、ほ
ぼそれに見合うように年金の財源としても減って
しまうわけでしょう。ここでも一工夫する必要が
あるのじゃないかと思うのです。

実際、私も大蔵省の法人企業統計をもとに
して「資本金階級別厚生年金保険料負担の売り上
げ高比率のすう勢」というものをつとめたので
すけれども、これで見れば、資本金が二百万から
五百万程度の中小企業の場合には、昭和四十七年
度の年金保険料負担の売上高に占める比率が〇・
三九だったものが、五十五年には〇・六三へと一
・六二倍にふえている。ところが、資本金が十億
円以上の大企業になりますと、四十七年には〇・
二七であったものが、五十五年には〇・三二とわ
ずか一・一九倍、二割もふえていないのです。
だから、中小企業の方にはこの保険料負担が売
上高の中で相当な比重を占めております。ますま
すその比重は高まってきておられるけれども、大企業
はほとんどその負担がふえていない。この辺にも
う少し着目をして、この辺から今後の年金の財源
を確保することを考えてみる必要があるのじゃな
いだろうか。

実際、世界各国を見渡してみると、フィンラン
ドなどではすでにそういうような考え方に基づい
て、事業主拠出率を企業の資本集約度に応じて決
めていくというような考え方を打ち出しているの
ですね。こういうようなことは政府として積極的
に取り入れていく考え方はありませんか。

○林国務大臣 ロボットの話が出ましたから、私
からお答え申し上げます。

企業と中小企業、また零細企業における社会保険
料の負担の程度が違っているということは事実だ
と私は思います。しかし、わが国の年金制度は、
相互扶助と社会連帯の精神に基づいて、従来から
加入者が互いに保険料を拠出することによって老
後の生活を支え合うという社会保険方式をとって
きているところでありまして、御指摘のように、
大企業はもうかつているからどうだということ
まですぐに飛躍していくことはどうだろうか。

ロボットの話をやっているからとえばロボットの税
を取れなどという御議論がありますが、そこまで
やっていると、それじゃロボットのかわりにコン
ピューターはどうだ、マイコンはどうだ云々の議
論が出てくるわけでありまして、そこまではな
なか踏み切るわけにはいかないと思っております。

ただ、こうした考え方の中で、いまフィンラン
ドの例が出ました。あのフィンランドのような形
のものを日本にすぐ入れられるかといえ、私は
できないと思っております。この社会保険料、特に年金の問
題におきましては、労使折半というのが長い間の
わが国の実情になってきておられるわけございま
して、その原則は覆すわけにはいかないだろうと私
は思っているのです。

ただ、大企業と中小企業の間で負担をどうする
かという問題は、先生御指摘のとおりあります。
だからその辺は、むしろその中においてどうする
かということルールとして少し検討に値する御
提言ではないかと思っております。ところであります
私の方でもさらに検討させていただくことにいた
します。

○小沢(和)委員 時間が余りないから、それじゃ
その問題についてはぜひひとつ検討していただき
たいということでは先へ進みたいと思っております。
次に、私は企業年金の問題について一言お尋ね
をしてみたいと思うのです。

公的年金制度がこういうふう非常にむずかし
くなっている、だからこれからは企業年金に力を
入れていこうという意見があるわけですね。

けれども、労働者の立場から見ると、いままでも退職
金としてまとめてもらっていた分を何年間に分
割してもらい、それに利子が若干はつくでしょう
けれども、そういう程度のもので、公的年金制度
を補充するものとはとうていなり得ないのじゃな
いだろうかという評価を私は持っているのです
が、その点いかがお考えでしょうか。

○林国務大臣 いわゆる企業年金という形でやっ
ておりますのは、いろいろその種類があるわけ
でございます。これは言うならば全くの積み立て
で、それぞれの企業が全く企業の立場におきまし
てそれを有利に運用して求めていく、いわゆる普
通の貯金その他のものとそんなに変わらないもの
だろーと思っております。そういったものが労働者あ
るいは会社社に勤めておられる方々の老後に対して
一つの保障になると私は思うのです。先ほどお話
がありましたように退職金制度のかわりに、退職
金というのはいきなり一時に出るわけですね、企業年金で
あるならば年次を追って出るといふこともあつて
いい話だろーと私は思います。一概に否定すべき
ものではないだろーと思っております。

それと、われわれの方で考えておりますいわゆ
る公的年金というものはおのずから性格が違つ
てございまして、私の方でやっておりますのは、
いま働いていてる世代がお年寄りのところをど
う賄っていくかという全体のシステムでございま
して、一般の企業年金というものは、たとえばイ
ンフレが非常に高進してくるということになると
長い運用をすることはなかなかできないというこ
とがある。われわれの公的年金の方につきまして
は、インフレに対しても強いような制度でなけれ
ばならないというふうに私は考えているので、性
格は全然違いますけれども、私は相補ってやるこ
とも一つの企業としての方向かとも考えておるこ
ころであります。

○小沢(和)委員 すでに株式上場の七割の企業で
この企業年金が導入されているという話もありま
すけれども、私どもは、鉄鋼労連と電機労連が共
同で五十六年十一月に調査をした資料というのを

ちょっと見てみたのですけれども、これでいきま
すと、一、二の例外はありますけれども、大部分
は一時金でもらってしまつて、年金を選択する人
は非常に少ないのです。たとえばトヨタなども
一時金の選択が九〇％というし、島津製作所など
もいままでも年金を選択した人はきわめて少ない。
中には小松製作所などというところでは年金
金選択はまだゼロだ、こういうところもある
という実情なんです。

やはり、いま大臣も言われたとおり、インフレ
のことなども考えたら、いまもらっておいだ方が
いいというものが多くの労働者の気持ちです。だ
から、こういうものは奨励しても、せいぜいのと
ころ企業の側にしてみれば、いわゆる退職金の引当
金が損金として算入をされるのは四〇％どまり
だ、これは余りメリットがなくなつてきたのでこ
ちでやつた方がよいというふうな程度の意味し
か持たなくなつてきているのじゃないだろうか。だ
から、年金サイドから見たら余り奨励してもしよ
うがないものだといふふうには見えてくるので
すが、大臣も大体その中立的なスタンスかなと
いま思ったのですが、そういうふうな理解してよ
ろしゅうございいますか。

○林国務大臣 退職金の引き当て制度が出ました
から、これはむしろ大蔵省の方から御答弁いた
だいた方がよいと思ひますが、企業といたしまし
ては、退職給付引当金というものは内部留保にな
るわけでありまして、企業年金というものは外部
流出になるわけでございますから、おのずから企
業会計上は異なつてくるということがあると思
ひます。

いま御指摘のように、退職をしたときに一時退
職金をもらつた方が非常に多いということもあり
ますが、これはやはり長年にわたつて給付される
のですから、その分一時にもらえば計算上はその分
だけは減額になつてくるわけですね。だから、その
辺の選択が会社をやる方々についてあるのだろ
うと私は思います。だけれども、それはやめる方
方がやめるときに、いままでは会社の借家にお

たけれども今度は自分の家に住まなくてはならぬとか、この際何かをしようとかいう形のものもあるだろう。私は、そういう企業年金制度というものがあつて、そうした上であつて退職される方の選択に任せられるような制度というものはあつていいのだから、こう思うわけでございまして、一概に否定すべきものではない。奨励をしるというほどやるべき話かどうかというの、もう一つやはりやってみなければなりませんが、一つのあり方ではないだろうかという感じを私は持つておるところでございます。

○小沢(和)委員 では、最後の質問に入りたいと思うのですけれども、先日、社会保険審議会厚生年金保険部会の意見の中で、いわゆる第三種の被保険者の取り扱いについて再検討すべきだといふことが出されております。これは炭鉱労働者の年金の支給開始が五十五歳になつてゐる、これをほかと同じように六十歳にせよというようになつてあります。しかし、これは私は賛成することではできません。炭鉱労働者は、機械化されたといつてもやはり命がけの非常に労働条件の中で働いてゐるわけですから、私は石炭対策特別委員といふことで先日北海道に行つてみましたけれども、どの山もますます奥部化、深刻化して労働条件は非常に悪い。だから、そういう労働者の皆さんは、いわば五十五歳が来るまでといふことで必死になつて歯を食いしばつて命がけで働いてゐる。こういう劣悪な労働条件の中で六十歳まで働くといふことを期待する方が無理じゃないかといふ気が私はするわけですから、そういう状況の中ですら、やめてから後にも短命に終わる人が多いというのが実態だと思ひますし、こういうことを考えた場合には、私は炭鉱労働者については従来と同じ五十五歳を今後も維持すべきだといふことを考えるわけですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○山口(新)政府委員 厚生年金部会の意見書の中でのくだりは、この第三種被保険者の特例だけではありませんが、過去、厚生年金保険では各種の特例的な取り扱いがあるわけでございます。そういうものをすべて今回は再点検をされたわけでございます。そういう中で、今後厳しい高齢化社会の中で一元化に向けて年金制度全体を考へていくというときに、一般的な制度である年金制度の中で、特定のグループについて優遇措置をするというものが果たしてどの程度まで許されるのかというところが問題になつたわけでございまして、そういう意味で第三種被保険者の取り扱いを見直すべきであるという御意見でございます。ただいまの開始年齢に関する先生の御意見でございしますが、私もそれは御意見として承つておきたい、かように考えます。

○小沢(和)委員 確かに年金全体の体系の中でどの部分について特別な優遇が認められるかといふのはむづかしい問題だと思ひますが、いまも申し上げたように、炭鉱労働者のいまの現実といふものを考えた場合には六十歳まで働けない、早期に引退せざるを得ないというのが実態だと思ふといふこと、それから短命に終わる人が多いといふことを考えた場合に、年金をもらへるようになったら間もなく亡くなつてしまつたといふような人が続出するような状態だったら、これは早く支給してあげなければ、やはりバランスからいつても公平を欠くといふことが出てくると私は思ふのです。この辺についてはぜひ科学的に実態を調査した上で検討しなければいけない問題だと思ふのですが、その点いかがお考えか、もう一通お尋ねします。

○山口(新)政府委員 私どもで、第三種被保険者と一般の男子の第一種被保険者の方で年金を受給しておられる方の年齢区分別の人員を調べたことがございしますが、その場合の分布では余り差がないわけではございません。そういう意味では、年金受給者としてはほぼ同じ程度のお年寄りとして存在しているといふことが言えると思ひますが、いまおっしゃいましたように五十五歳ですぐ亡くなるというようなところは、ちよつとそこまでは私どももまだ調べておりませんので、社会保険庁とも

相談をいたしまして、第三種として年金の資格がついた方が果たしてどのくらいの時期に死亡失権されるかといふようなことを、どの程度調べるかと可能かちよつとわかりませんが、遺族年金の流れとかそういうものも含めましてできる限りの調査はしてみたい、かように思ひます。

○小沢(和)委員 時間が来ましたからこれで終わりますけれども、最後に、いまの問題とも関連すると思ふのですが、前回年金問題について質問をしたときに、いわゆる鉄鋼産業などの三交代労働者についても満コロという言葉がある、つまり満期でころつといふ言葉があるところに、やはり私などが周囲で経験的に見てゐるところでは、亡くなられるのが早いという傾向があるのではなからうか。だから、そういうような方については早期に支給をするといふことが、バランスから見ても必要ではないかといふことを前に申し上げたことがありますが、この点も調べてほしいといふことをそのときも言ったのですが、その後この調査は進んでおりますか。

○山口(新)政府委員 これは社会保険庁の方で実情をどの程度把握できるかという問題でございしましたが、現実には被保険者の方でどういふ状況で勤務をしておられるか、そういう勤務条件まではとても把握できないのが実情でございします。厚生年金部会の御議論の中でもやはりいろいろな例が出ました。そうなりますと、むしろそういう問題はそれぞれの特殊な労働の場での問題として考慮すべきであつて、一般的な年金制度で対応するとは逆になつた不公平が拡大されるおそれもあるのではないかと、第三種の被保険者制度のあり方そのものをむしろ見直した方がいいといふ御意見になつたように私も受けとめております。

○小沢(和)委員 終わります。

○森委員 柿澤弘治君。

○柿澤委員 きょうは、共済年金制度の統合を図るための改正法案の審査に当たりまして、大蔵、厚生両大臣を初め関係の皆さんを大変遅くまでお

引きとめをして、お疲れのことと存じます。私の持ち時間は大変短うございしますので、もう一息ごしんぼうをいただければ幸いです。きょうの質疑の中でも、本法案に対して批判的な立場からの御意見、御質問が続いたように思ひますが、私自身は、この法案は、行革国会と言われております今臨時国会の中でも、行革推進のために重要な役割を担う法案である、そう認識しておりますし、そうした立場から、本法案と行革推進との関係について両大臣並びに国鉄当局の御意見を承りたいと思ひます。

経済成長の過程で業種別の成長のスピードに差が出てくる、また企業別に成長企業もあれば衰退企業もある、これは経済の冷厳な原則であらうと思ひます。そうした中で、共済年金制度は企業別の年金というスタイルをとつてゐるわけですが、今後、低成長、高齢化を迎えて存続できるものかどうか考えた場合には、存続が非常にむづかしい。その意味で、年金の基盤の拡大といひますか、統合がどうしても必要な段階に來てゐると私は認識するわけでございしますが、その点についての大蔵の御意見を承りたいと思ひます。二分しかございせんので、質問を全部まとめしてしまひます。

その意味で、共済年金制度の統合に關しましては、各企業体またはその企業体に働く方々の中で、自分のところが損をする、得をする、いろいろな議論が出てきてゐるわけですが、そういう低成長経済、高齢化経済の中で、この統合がある意味ではやむを得ないもの、また必要なのではないか、そこを、そこに働く方々も認識していただく必要があるのではないかと思ひます。

きょうもこの窓の外では、仲裁裁定実施を要求する組合のデモが続いてありますが、全専売、国労、全電通といふ、労働者の連帯を掲げて闘つてゐるわけでございします。そういう意味では、きょうは大蔵大臣からもしばしばそこに働く方々の連帯というお言葉が出ましたけれども、連帯精神をもう一度見直して、本法案の成立に積極的な協力

をするという姿勢が各企業体の働く皆さんの中に芽生えてほしいものだ、こう思うわけでございます。これは両大臣だけでなく伊藤委員の御意見も伺いたいのですけれども、議事規則ではそれはできませんので、両大臣の御意見を伺えれば幸いです。

また、行政改革との関連という意味では、私も昭和四十年代の半ばに国鉄財政を見ていたことがございます。国鉄の人員縮減を含む経営の合理化をやれば、国鉄が再建したときには国鉄共済がパンクをするときだとはば言われてまいりました。その意味では、国鉄の人員縮減を含む経営合理化をしていくためにも、それを推進するためにも、この国鉄共済年金の救済案というものを實現していくことが必要なのではないか。その意味では、年金の統合なくして国鉄の行革なし、こう感ずるわけでございますが、その点について大蔵大臣並びに国鉄御当局の御意見を承れば幸いです。

また、最後になりますが、将来の展望としましては、共済年金をこうした形で統合いたしましたとしても、今後行革が推進される場合には、国家公務員、公企体も含めた、今度統合される共済年金全体がまた危機に見舞われなとも限らない。その意味では、官と民の年金制度の統合というものが今後の道筋としてどうしても必要になってくる。この統合法案はそれへの一里塚であるというふうにご感ずるわけでございますが、今後の展望等も含めて厚生大臣の御意見を承れば幸いです。

以上、幾つかまとめて質問をさせていただきましたが、高齢化社会を迎え、低成長経済を迎えた現段階において、この法案を一日も早く成立させていくことが今後の行革推進の基盤になること、親方日の丸の思想をこの際思い切って払拭して連帯を確立すること、これが必要だと感ずるわけでございますが、締めくくりに両大臣の御意見を伺えれば幸いです。

以上、よろしくお願いをいたします。

○林国務大臣 第一に、産業間、企業間の格差がある。私は、栄枯盛衰常ならぬものがあるというのがこの社会だと思ふのです。そうしたときに、その企業の中で労働者あるいは退職者の問題をカバーすることは非常にむずかしくなつてきておる。また、産業だけでやっていくこともむずかしくなつていくことは先生全く御指摘のとおりでありまして、広くネーションワイドと申しますか、全国的にやっていくかなければ年金制度というものは確保できない。来るべき高齢化社会に対して、老後の生活、所得保障というものは非常に大きな問題だらうと思ひますし、その老後の生活、所得保障をするのがこの年金制度であるというところを考へるならば、やはりそういったものを飛び越えてやっていかねければならない。そのときには、先ほどもちょっと言葉が過ぎるかも知れませんが、これは連帯の精神でもってやっていただかなければ前進をしない。私はこう思ひます。そういった意味で、相互扶助、連帯の精神をもつてぜひやっていただきたい、こう思つておるところでございます。

国鉄と行革の関係は、恐らく大蔵大臣あるいは国鉄御当局の方から御答弁がありましようから、私からは省略させていただきますが、今度は官民の統合でございますから、やはりこの次には官民の問題に取り組んでいかなければならない。その前に、民の間における厚生年金と国民年金との統合をこの次の通常国会にお願いをしようと思つて鋭意努力しておるところでございますし、そうした中で、またそれと関連をいたしまして、官民の統合の問題を七十年を目途にして私たちも一生懸命努力をいたしたい、こう思つておるところでございます。

柿澤議員から、ぜひしっかりとやれという御激励を受けましたことを心から感謝申し上げます。私の答弁といたします。

○竹下国務大臣 御意見を交えての御質問でございますが、私からお答えすべきことは、御意見の

中で御開陳いただいたことと同じことではないかと思うらうでございます。

確かに高齢化社会、素朴に国民感情としてみんなが思うことは、かつての恩給制度というのは、平均寿命がそれに満たなかつたときでございまして、これは問題意識としてはいまのような重大問題にはならなかつたと思ひます。そのうして、いろんな歴史的経過の中で今日の各種年金制度ができておりますが、歴史的経過が違ふだけにいろんな問題をばらんでおりますもの、そこに原則として言えることは、まさにすそ野を広げていくということが基本的には存在する第一義的なものであると思ひます。そのささやかな第一歩としてのそれが今度の共済統合であるというふうな理解を私どもはいたしております。

それから、連帯の問題でございますが、本当に今度は、なかなか国共審の御審議をいただきます際に、いろんなそれぞれの立場で、職場エゴもございまいし、しかし、そのエゴを超越して、とにかく法律を出すために少なくとも手続上完備しなければ困るではないか。だから、中間報告をもつて答申にかゝるといふようなものであつたにしても、答申を出していただいたというその背景には連帯の精神があつたからだ、これだけはいまでも離れては感謝をいたしておるところでございます。

それから、国鉄改革の問題と年金の問題でございますが、国鉄という一つの企業の抱える共済年金に対して、多額の国鉄の財政がここに動出しておるわけであります。間接的に国の財政も国鉄そのものに出動しておるということを考えてみますならば、国鉄そのものが、これから監理委員会でのような議論がされ、二年間できちんとしたものをつくつて二年間でフォローアップするかどうかというようなことをこの間も行革委員会でも亀井委員長からお答えがあつておりましたが、どういふ形になるかは私はいま予測するだけの能力を持ちませんけれども、年金というものの解決が国鉄改革に向けて大きな、表現はいささか適切でございます

せんが、手かせ、足かせを除去する要因になるであらうというところは、私のつたない頭でも想像のつくところでございます。

○岩崎説明員 国鉄の経営再建と年金の統合との関係についての御意見だつたと思ひますが……

○森委員 簡潔にお願いします。

○岩崎説明員 はい。――国鉄のいまの年金、国鉄の年金制度が一つの企業内の年金制度でございますので、御指摘がありましたように合理化をすれば年金財政に悪影響を与える、こういうことがございます。また、年金の先行き不安ということが職員に不安、職員の士気に影響を与えるといひますか、そういう意味でも経営再建ということにきわめて重要な関係を持つということでありまして、経営再建を進める上においても統合はきわめて重要な前提だと、先生おっしゃるよう考へております。

○柿澤委員 終わります。

○森委員 以上で連合審査会は終了いたしました。これにて散会いたします。

午後七時四十三分散会

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員等共済組合法
目次中「第三十七条」第三十九条を「第三十七条」第四十条に、「第四十条」第五十条を「第四十一条」第五十条に、「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に

改める。

第一条第一項中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「公務の」を「当該国家公務員等の職務の」に改め、同条第二項中「国」を「国及び公共企業体」に改める。

第一条の二中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。))による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない政令で定めるものの以外のもを含むものとする。

ロ 公共企業体に常時勤務する者(日本専売公社法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第百五十六号)第三十条第一項若しくは第三十一条第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の公共企業体に常時勤務することを要しない政令で定めるものを含むものとし、期間を定めて雇用される者及び公共企業体から給与を受けない政令で定めるものの以外のもを含むものとする。

第二条第一項第二号ロ中「前号」を「イ」に改め、同項に次の一号を加える。

七 公共企業体 次に掲げるものをいう。

イ 日本専売公社

ロ 日本国有鉄道

ハ 日本電信電話公社

第三条の見出しを「設立及び業務」に改め、同条第一項中「各省各庁」とを「各省各庁及び各公共企業体」とに、「当該各号」を「同項各号」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条に次の二項を加える。

3 組合は、第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各号に掲げる長期給付を行うものとする。

4 組合は、前項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条各号に掲げる福祉事業(第五章を除き、以下「福祉事業」という。)を行うことができる。

第五条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改め、「(いう。)」の下に「又は各公共企業体の総裁」を加える。

第六条第一項第六号中「事項」の下に「(第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 福祉事業に関する事項

第八条中「(いう。)」の下に「並びに各公共企業体の総裁」を加え、「各省各庁の所屬」を「各省各庁又は公共企業体の所屬」に改め、同条に次の一項を加える。

2 各省各庁の長又は公共企業体の総裁(以下「組合の代表者」という。)は、組合員(組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。)のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第九条第三項及び第四項、第十条第二項並びに第十一条中「各省各庁の長」を「組合の代表者」に改める。

第十二条の見出し中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第一項中「組合の業務」を「当該組合の業務」に改め、同条第二項中「組合の利用」を「当該組合の利用」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公共企業体の総裁は、組合の運営に必要な範囲内において、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣の承認を受けて、その所屬の職員その他当該公共企業体を使用される者をして当該組合の業務に従事させ、又はその管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

一 日本専売公社 大蔵大臣

二 日本国有鉄道 運輸大臣

三 日本電信電話公社 郵政大臣

第十八条を次のように改める。

第十九条第二項を削る。

第二十一条を次のように改める。

(設立及び業務)

第二十一条 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うため、すべての組合をもつて組織する国家公務員等共済組合連合会(以下「連合会」という。)を設ける。

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)の事業に関する業務のうち次に掲げるもの

イ 長期給付の決定及び支払

ロ 長期給付に要する費用の計算

ハ 責任準備金(第三十五条の二第一項に規定する責任準備金をいう。ニにおいて同じ。)の積立

ニ 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ その他大蔵省令で定める業務

二 福祉事業に関する業務

3 前二項の規定は、組合が自ら前項第二号に掲げる業務を行うことを妨げるものではない。

掲げる業務を行うことを妨げるものではない。

4 連合会は、第二項に定めるもののほか、国家公務員等共済組合審査会に関する事務を行うものとする。

第二十四条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 国家公務員等共済組合審査会に関する事項

第二十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 長期給付に係る係給と掛金との割合に関する事項

第二十四条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十七条第一項中「九人」を「十一人」に、「三人」を「四人」に改め、同条第二項中「連合会加入組合」を「組合」に改める。

第三十一条第一号中「(除く。)」の下に「公共企業体の常勤役員若しくは常勤職員」を加える。

第三十二条第一項中「連合会加入組合」を「組合」に改める。

第三十五条第二項中「連合会加入組合を代表する組合員である」を「組合を代表する」に改め、同条第三項中「連合会加入組合に係る各省各庁の長」を「組合の代表者」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に意見を述べることができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(責任準備金の積立及び運用)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)を積み立てなければならない。

2 連合会は、責任準備金の額のうち、厚生年

金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

第三十六条中「及び第十一條から第二十條まで」を、「第十一條から第十七條まで、第十九條及び第二十條」に、「第十一條中「各省各庁の長」を「第十一條中「組合の代表者」に改め、第十二條中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」とを削る。

第三十七條第一項中「各省各庁の下に」又は「公共企業体」を加え、「当該各号」を「同項各号」に改める。

第四十條及び第四十條を次のように改める。
第三十九條及び第四十條 削除
第四十一條の前に次の章名及び節名を付する。

第四章 給付

第一節 通則

第四十一條第一項中「長期給付で連合会加入組合に係るもの」を「長期給付」に、「以下の条、第四十七條」を「次項、第四十七條第一項」に改め、「第七十五條、第七十九條の二第五項、第八十條第四項、第八十一條第三項、第九十二條の二第二項」を削り、同条第三項中「公務により」を「公務（公共企業体の業務を含む。以下同じ。）により」に、「当つて」を「当たつて」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「組合」を「連合会」に改める。

第五十五條第一項第一号中「連合会加入組合にあつては、連合会を含む。」を「又は連合会」に改め、同項第二号中「基づく」を「基づく」に改める。

第七十五條及び第七十九條第一項中「組合」を「連合会」に改める。
第七十九條の二第五項及び第八十條第四項中「、その退職に係る組合」とに「を削る。

第八十一條第三項中「組合が」を「連合会が」に、「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に、「よることを」を「よるものであること」に改める。

第九十二條の二第二項中「組合に」を「連合会に」に改める。
第九十八條中各号列記以外の部分を次のように改める。
組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする

第九十八條中「貸付」を「貸付け」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条に次の一号を加える。
七 前各号に掲げる事業に附帯する事業

第九十九條第二項及び第三項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に、「同項各号列記以外の部分」を「同項に」、「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第一百條第四項中「連合会加入組合」を「組合」に、「払込」を「払込み」に改める。

第一百條第一項中「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改め、同条第三項中「連合会加入組合」を「組合」に、「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改める。

第一百三條第一項中「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に改める。

第一百四條第一項中「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に、「組合（連合会加入組合にあつては、連合会）」を「連合会」に改め、同条第三項中「国」を「国又は公共企業体」に、「各省各庁の長（連合会に置く審査会にあつては、大蔵大臣）」を「大蔵大臣」に改める。

第一百五條第一項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。
第一百七條中「この条」を「この章」に改める。

第八章 国家公務員共済組合審査会を「第

八章 国家公務員等共済組合審査会」に改める。

第一百一條の見出しを「（国家公務員等共済組合審査会）」に改め、同条第一項中「基づく」を「基づく」に、「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に改め、同条第三項中「九人」を「十五人」に改め、同条第四項中「関係行政機関の職員」を「国又は公共企業体を代表する者」に改める。

第一百六條第一項及び第二項中「組合」を「組合及び連合会」に改め、同条第三項及び第四項中「組合」を「組合又は連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、各公共企業体に所属する職員をもつて組織する組合（以下「公共企業体の組合」という。）に關して第六條第二項若しくは第十五條の規定による認可又は第十六條第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 日本専売公社 大蔵大臣
二 日本国有鉄道 運輸大臣
三 日本電信電話公社 郵政大臣
第一百七條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）
第一百七條の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

第二百十條第二項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第二百十三條中「国」を「国又は公共企業体」に、「第五十八條」を「第五十八條第一項」に、「及び同法第六十條第一項」を「並びに同法第二十九條ノ三及び第六十條第一項」に、「金額」を「金額をこれらの規定の例により」に改める。

第二百十四條の二の見出し中「公社等」を「公

庫等」に改め、同条第一項中「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三千四百）

第二条第一項に規定する公共企業体（以下「公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。）となるため、又は「削り」、「国若しくは」を「国、公共企業体又は」に、「若しくは事業」を「又は事業」に改め、「公社職員又は」を削り、「国の負担金」を「国又は公共企業体の負担金」に改め、「公社又は」を削り、「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改め、同条第二項第二号及び第三項中「公社職員又は」を削り、同条第四項中「公社職員又は」及び「公社又は」を削り、同条第五項を削り、第六項を第五項とする。

第二百十五條の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条中「組合から」を「かつ、組合から」に、「第九十九條第二項各号列記以外の部分」を「第九十九條第二項に」、「国」を「国又は公共企業体」に改め、「第二百二十三條中「国は、」とあるのは「組合は、」と、「同法第五十八條の規定による国庫の負担及び同法」とあるのは「同法」とを削る。

第二百十六條の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条第一項中「連合会から」を「かつ、連合会から」に改め、同条第二項中「職員と」を「職員」とに、「組合と」を「組合」とに改め、「並びに役員については第四條第三節その他の長期給付に關する規定」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百十六條の二第二項中「組合員が」を「組合員（公共企業体の組合の組合員にあつては、政令で定める者を除く。次項及び第三項並びに次条第一項において同じ。）が」に、「同じ」の「を」地方の組合の組合員」というの」に改め、同条第二項中「組合員であつた者を含む。次項において同じ。」を削り、「、それぞれ」を「それ

それ」に改め、「及び第三十九条を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「組合員が」を「第四項の規定により第百二十四条の二の規定を準用する場合における必要な技術的調整その他の他組合員又は組合員であつた者が」に、「について」を「に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 組合員又は組合員であつた者（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。）が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該地方の組合に移換しなければならぬ。

4 第百二十四条の二の規定は、第一項に規定する政令で定める者に該当する者が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き地方の職員（地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第百四十二条第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）となるため退職した場合について準用する。

5 前項において準用する第百二十四条の二の規定により同条第二項に規定する継続長期組合員となつた者は、地方の職員であり、かつ、継続長期組合員である間、地方公務員等共済組合法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

第百二十六条の三第二項中「地方の組合の組合員を」地方の組合の組合員であつた組合員のうち前条第一項に規定する政令で定める者に該当するものが地方の組合の組合員であつた間にこの法律の規定による長期給付の支給を受けた場合におけるその者に支給する長期給付の額の調整その他地方の組合の組合員に、「について」を「に」に改める。

第百二十六条の五第二項中「国」を「国又は公

共企業体」に改める。

第百二十六条の六中「一般職の職員」を「国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員」に、「国家公務員法第七十七条」を「同法第七十七条」に改める。

附則第三条の二を次のように改める。

（長期給付の事業等に関する公共企業体の組合の特例）

第三条の二 連合会は、当分の間、第二十一条第一項の規定にかかわらず、公共企業体の組合以外の組合（第六項において「連合会を組織する組合」という。）をもつて組織するものとする。この場合においては、同条第二項の規定により連合会が行うこととされている業務のうち公共企業体の組合に係るものについては、当該公共企業体の組合が行い、連合会は行わないものとする。

2 前項の場合において、第六条第一項第六号中「第二十四条第一項第七号」とあるのは「公共企業体の組合（第百十六條第五項に規定する公共企業体の組合をいう。以下第九十二条の二までにおいて同じ。）以外の組合（以下第百二条までにおいて「連合会を組織する組合」という。）にあつては、第二十四条第一項第七号」と、第二十四条第一項第七号中「長期給付」とあるのは「連合会を組織する組合の長期給付」と、第二十七条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第二項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、同条第三項中「組合の代表者」とあるのは「連合会を組織する組合の代表者」と、第三十五条の二第二項中「長期給付」とあるのは「連合会を組織する組合の長期給付」と、第四十一条第一項中「長期給付」とあるのは「長期給付で連合会を組織する組合に係るもの」と、同条第三項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、「郵政省」とあるのは「連合会にあつては郵政省又は公共企業体の組合に、公共企業体の組合にあつては郵政省又は連合会若し

くは他の公共企業体の組合に、それぞれ」と、第五十五条第一項第一号中「又は連合会」とあるのは「（連合会を組織する組合にあつては、連合会を含む。）」と、第七十五条及び第七十九条第一項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第七十九条の二第二項及び第八十条第四項中「額」とあるのは「額」と、第八十一条第三項及び第九十二条の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第百一条第四項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、第百二条第三項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、「国若しくは公共企業体」とあるのは「国」と、第百二十六条の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」として、これらの規定を適用する。

3 第一項の場合において、公共企業体の組合は、政令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

4 公共企業体の組合は、責任準備金の額のうち、厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七十七条第一項各号に掲げるもので大蔵大臣が指定するものに運用しなければならない。

5 第百十六條第五項の規定は、大蔵大臣が前項の規定による指定をする場合について準用する。

6 第一項の場合において、公共企業体の組合の組合員若しくは組合員であつた者（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。以下この項において同じ。）が他の組合の組合員となつたとき、又は連合会を組織する組合の組合員若しくは組合員であつた者が公共企業体の組合の組合員となつたときは、その者に係る責任準備金に相当する金額を、元の公共企業体の組合にあつては他の公共企業体の組合又は連合会に、連合会にあつては公共企業体の組合にそれぞれ移換しなければならない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により公共企業体の組合以外の組合をもつて連合会が組織されている間におけるこの法律の適用に必要事項は、政令で定める。

附則第三条の三「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）の公布の日から」を削り、「組合員であつた者（運営審議会を」を「組合員であつた者若しくは国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者又は当該旧組合の運営審議会に改める。」

附則第十二条の二「第二条第一項第三号イ又はロ」を「第二条第一項第三号」に改める。附則第十二条の七第四項中「その退職に係る」を「連合会又は各公共企業体の」に改める。附則第十三条の二「第三項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

附則第十三条の十の次に次の十一條を加える。

（公共企業体の組合の組合員に係る公務による障害給付等の特例）

第十三条の十一 公共企業体の組合の組合員（第百二十四条の二第二項（第百二十六条の二）第四項において準用する場合を含む。）に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。）である間に公務（組合の業務を含む。）又

は通勤(国家公務員災害補償法第一条の二に規定する通勤をいう。)により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付に関する規定の適用については、当分の間、その者のその障害はないものとみなす。

2 公共企業体の組合の組合員である間に生じた公務傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用については、当分の間、その者は、公務傷病によらないで死亡したものとみなす。この場合において、第九十二条第二項中「国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る遺族補償年金又はこれに相当する補償」とあるのは、「国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金に相当する補償」とする。

3 前二項の場合においては、第九十九条第二項第三号(第二百二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、公共企業体及び公共企業体の組合については、適用しない。

(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例)

第十三条の十二 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項及び附則第十三条の十五第一項において「定年退職日」という。)まで引き続いて組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合(国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。))

の規定により勤務した後退職した場合及び国家公務員法第八十一条の四(昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。)の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職年金(附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。)又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることができ、この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2

前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者(以下この項において「被保険者等」という。))となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職年金(附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。)又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることと

らない。ただし、組合は、正当な理由がある」と認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができ、

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員(以下「特例継続組合員」という。)となつた者は、連合会が、政令で定める基準に従ひ、その者の長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額(以下「特例継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日)から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職年金(附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。)を受けることとされる組合員期間を有することとなつたとき、又は第七十九条の二第二項各号の一に該当することとなつたとき。

三 特例継続掛金(特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。)

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律

律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出たとき。

7 第一項、第二項及び前項第五号の申出の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(特例継続組合員が死亡した場合における遺族年金等の特例)

第十三条の十三 特例継続組合員が公務傷病によらないで特例継続組合員である間に死亡した場合における第八十八条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の六までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これにその者の組合員期間(通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限り)の月数を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額とする。

一 四十九万二千円

二 特例継続掛金の標準となつた俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、特例継続組合員が昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であつたときは、その者に係る前項の遺族年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

3 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場合における第八十一条第二項第二号の規定による障害年金又は第八十七条第一項の規定による障害一時金の支給の要件の特例については、政令で定める。

(健康保険法等との関係)

第十三条の十四 特例継続組合員（第二百二十六

条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

2 特例継続組合員は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する国家公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

（定年等による退職をした者に係る退職年金の特例）

第十三条の十五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において既に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の規定により支給する退職年金（以下「特例退職年金」という。）の額は、第七十六条第二項及び第七十六条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに組合員期間（通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限り）の月数を乗じて得た金額とする。

一 四十九万二千円
二 俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

3 前項の場合において、その者が昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その者に係る特例退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から

政令で定める金額を控除した金額とする。

（特例退職年金の額の改定）

第十三条の十六 第七十七条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をしたとき（当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときを除く。）は、前後の組合員期間を合算して特例退職年金の額を改定する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。

2 前項前段の場合において、その改定額が、改定前の特例退職年金の額と、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除して得た金額に前後の組合員期間を合算した期間の月数から改定前の特例退職年金の基礎となつた組合員期間の月数を控除した月数を乗じて得た金額との合計額より少ないときは、その合計額に相当する金額をもつて、改定額とする。

一 四十九万二千円
二 再退職に係る俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額
（特例退職年金と他の給付との調整）

第十三条の十七 既に特例退職年金の支給を受けている場合を除き、特例退職年金を受ける権利を有する者が第八十条第一項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとし、特例退職年金は、支給しない。

2 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。
3 特例退職年金を受ける権利を有する者については、昭和五十四年改正法附則第七条第二項の規定は、適用しない。

4 第七十七条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。
（特例退職年金に係る遺族年金の特例）

第十三条の十八 特例退職年金を受ける権利を有する者（第七十七条第一項の規定により当該特例退職年金の支給を停止されている者を除く。）が公務傷病により死亡したときは、第八十八条の規定にかかわらず、その者の遺族に、遺族年金を支給する。

2 前項の規定により支給する遺族年金（附則第十三条の二十一において「特例遺族年金」という。）の額は、第八十八条から第八十八条の六までの規定にかかわらず、その死亡した者に係る附則第十三条の十五第二項及び第三項並びに附則第十三条の十六の規定により算定した特例退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

（特例退職年金の受給資格の特例）

第十三条の十九 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、附則第十三条の十五から前条までの規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合
二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないとき。

（自衛官以外の隊員に関する特例）
第十三条の二十 自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（自衛官を除く。）については、附則第十三条の十二第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号）」を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号）以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号）とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号）」と、「国家公務員法第八十一条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十八号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）とあるのは「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八号附則第四条において準用する場合を含む。）と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）とあるのは「自衛隊法第四十四条の四（昭和五十六年法律第七十八号附則第五条において準用する場合を含む。）と、附則第十三条の十五第一項中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八号」として、これらの規定を適用する。

七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号）とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号）」と、「国家公務員法第八十一条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十八号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）とあるのは「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八号附則第四条において準用する場合を含む。）と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）とあるのは「自衛隊法第四十四条の四（昭和五十六年法律第七十八号附則第五条において準用する場合を含む。）と、附則第十三条の十五第一項中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八号」として、これらの規定を適用する。

2 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員については、附則第十三条の十二第一項中「国家公務員法第八十一条の二第二項」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法第八十一条の二第二項」と、「国家公務員法第八十一条の二第二項又は」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準

用する国家公務員法第八十一条の二第一項又は「と、国家公務員法第八十一条の三」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の三」と、「国家公務員法第八十一条の四」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の四」として、同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第十三条の二十一 附則第十三条の十二から前条までに定めるもののほか、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の規定を適用する場合における必要な技術的統括その他の特例継続組合員に対するこの法律又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の適用に関し必要な事項並びに特例退職年金及び特例遺族年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条の二第二項中「第二十一条第一項各号に掲げる事業」を「第二十一条第二項及び第四項に規定する業務」に改め、同条第五項中「第三十五条第四項の規定及び同条第五項において準用する第十条第二項」を「第三十五条第四項及び第五項」に改める。

附則第十四条の三の見出し中「国家公務員」を「組合員」に改め、同条第一項中「この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業」を「第三条第三項及び第四項並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務」に改め、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、これを削り、同項第一号中「国家公務員(組合職員及び連合会役員を含む。次号及び第三号において同じ)」を「組合員」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「国家公務員」を「組合員」に改め、同条第三項中「(同条第二項の規定を第三十五条第五項において準用する場合を含む。及び第三十五条第四項)」を

「並びに第三十五条第四項及び第五項」に改め、同条を附則第十四条の十とし、附則第十四条の二の次に次の七条を加える。

(長期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 連合会及び各公共企業体の組合は、第三条第三項及び第四項並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、共同して長期給付に係る財政を調整するための事業(以下「長期給付財政調整事業」という。)を行うものとする。

2 長期給付財政調整事業は、日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。)が行う長期給付の事業に係る財政の現状にかんがみ、連合会及び公共企業体の組合が拠出する拠出金をもつて、国鉄共済組合に対し交付金の交付を行うこと等により、国鉄共済組合が支給することとされている年金の円滑な支払を確保し、もつて長期給付に関する制度の適正な運営を図ることを目的とする。

3 長期給付財政調整事業に関する業務は、連合会において行う。

4 前条第四項及び第五項の規定は、長期給付財政調整事業について準用する。

第十四条の四 連合会に、長期給付財政調整事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員六人以内で組織する。

3 委員は、学識経験がある者二人並びに連合会及び各公共企業体の組合を代表する者それぞれ一人とする。

4 委員のうち、学識経験がある者及び連合会を代表する者にあつては連合会の理事長が、各公共企業体の組合を代表する者にあつては当該組合の代表者がそれぞれ任命するものとし、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織

及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の五 委員会は、昭和六十年以後における五箇年ごとの長期給付財政調整事業の運営に関する計画(以下「財政調整五箇年計画」という。)を定めるものとする。

2 次に掲げる事項は、委員会の議を経なければならぬ。

一 長期給付財政調整事業に係る毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

二 長期給付財政調整事業に関する業務の運営に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、長期給付財政調整事業に関する重要事項

3 委員会は、財政調整五箇年計画の策定の基礎となつた連合会又は公共企業体の組合の長期給付に要する費用の予想額に著しい変動が生じたときその他委員会において必要があると認めたときは、財政調整五箇年計画を変更しなければならない。

4 委員会は、財政調整五箇年計画の期間が満了したとき、連合会が第九十九条第一項に規定する長期給付に要する費用の計算を行うときその他委員会において必要があると認めたときは、新たな財政調整五箇年計画を定めなければならない。

第十四条の六 財政調整五箇年計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象とする期間(以下この条において「対象期間」という。)

二 対象期間において連合会及び各公共企業体の組合が拠出すべき拠出金の額

三 拠出金の運用による予定運用収入の額

四 対象期間において国鉄共済組合に対し交付すべき交付金の額

2 財政調整五箇年計画においては、対象期間における拠出金の総額及びその予定運用収入の額の合計額と国鉄共済組合に対する交付金の総額とが等しくなるように定めなければならない。

らない。

第十四条の七 連合会は、毎事業年度の予算で定めるところにより、財政調整五箇年計画において連合会が拠出すべきこととされた拠出金の額に相当する金額を、長期給付に係る経理から長期給付財政調整事業に係る経理に繰り入れなければならない。

2 各公共企業体の組合は、毎事業年度の予算で定めるところにより、財政調整五箇年計画において当該組合が拠出すべきこととされた拠出金の額に相当する金額を、連合会に拠出しなければならない。この場合において、連合会は、これを長期給付財政調整事業に係る経理において受け入れるものとする。

3 連合会は、毎事業年度の予算で定めるところにより、財政調整五箇年計画において国鉄共済組合に交付すべきこととされた金額を、長期給付財政調整事業に係る経理から国鉄共済組合に交付しなければならない。

第十四条の八 連合会の理事長は、学識経験がある者を委員会の委員に任命しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 委員会は、財政調整五箇年計画を定め、又は変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の認可をする場合には、あらかじめ、審議会の意見を求めるとともに、運輸大臣及び郵政大臣に協議しなければならない。

第十四条の九 附則第十四条の三から前条までに定めるもののほか、長期給付財政調整事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十條を次のように改める。

(長期給付に要する費用の特例等)

第二十條 第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、長期給付財政調整事業が実施されている間、長期給付財政調整事業に係る拠出金は、長期給付に要する費用とみな

2 国鉄共済組合が行う第九十九条第二項第二

号に規定する費用の計算については、同号の規定にかかわらず、長期給付財政調整事業が実施されている間、その計算を行うとき以後の五箇年間に於いて、国鉄共済組合が支給する長期給付に要する費用（長期給付財政調整事業に係る拠出金を含む。）の予想額と国鉄共済組合に係る同条第二項の掛金及び負担金並びに次条第一項の負担金の額、財政調整五箇年計画により定められた交付金の額並びにこれらの予定運用収入その他の大蔵省令で定める収入の予想額の合計額とが等しいものでなければならぬ。

3 この法律による年金たる給付の額について
年金額の改定の措置を講ずる場合には、第一
条の二に規定する諸事情のほか、国鉄共済組
合が支給している年金たる給付の額の改定の
措置については、国鉄共済組合の組合員の長
期給付に要する費用の負担状況、長期給付財
政調整事業の実施状況、他の公的年金制度に
おける給付水準その他の諸事情を総合勘案し
て行うものとする。

附則第二十條の二の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項及び第二項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第三項中「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に改め、同条第四項中「国」を「国又は公共企業体」とあり、及び「国」に改め、「公社又は」を削り、同条第五項中「国」を「国又は公共企業体」とあり、及び「国」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員等共済組合法の一部を次のよ

第九十九条第一項中「費用は、次に」を「費用のうち次の各号に規定する費用は、当該各号

3 国又は公共企業体は、長期給付に要する費

用（前項第三号に掲げるものを除く。）のうち当該事業年度において支払われる長期給付（同号に規定する年金を除く。）の金額の百分の十五に相当する費用を負担する。

第二百二条第一項中「第九十九條」を「第九十九條第二項（同條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同條第三項中「充てらるべき国若しくは公共企業体又は職員団体の負担金に相当する」を「充てらるため国若しくは公共企業体又は職員団体が負担すべき」に、「当該負担金を」と「当該金額」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 国又は公共企業体は、それぞれ第九十九条第三項の規定により国又は公共企業体が負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

第二百三十三条中「第九十九条第二項」を「第九十九条第二項及び第三項」に改める。

第二百二十四条の二第一項中「第二百一条」を「第二百一条第一項」に、「公庫等とする」を「公庫

第百二十六条の四第二項中「もつぱら」を「専ら」と改定する。

らに、「第九十九条第四項」を、第九十九条第
五項に改める。

附則第二条の二第二項中「第一百一条第三項」を「第一百一条第四項」に改める。

附則第二十二條第二項中「子想額」とを「子想額から日本国有鉄道が同条第三項及び次条第一項の規定により負担する費用の予想額を控除した額」とに、「同条第二項」を「第九十九條第二項」に改め、「並びに次条第一項の負担金」を削る。

附則第二十条の二第二項中「について、当該

費用」を「のうち当該事業年度において支払われる長期給付（同号に規定する年金を除く。）の金額」に改め、同条第二項中「第九十九条第一項及

び第二項、第一百二条第一項及び第三項」を「第九十九条第一項から第三項まで、第一百二条第三項

及び第四項」に、「次項の」を「第三項」に、「次項及び附則第二十条の二第二項の規定による」を「第三項及び附則第二十条の二第二項」に、「掲

げるものを除く」を「掲げるもの及び次項の規定による国又は公共企業体の負担に係るものを除

く」に、「掲げるもの及び附則第二十條の二第二項」を「掲げるもの並びに次項及び附則第二十條

の「第二項」に、「第一百一条第一項及び第三項中」を「同条第三項中「金額」とあるのは「金額か

ら附則第二十条の二第二項の規定により負担する金額を控除した金額」と、第二百二条第三項中

「第九十九条第三項」とあるのは「第九十九条第三項及び附則第二十條の二第一項」と、同條第

四項中」に、「第九十九条第二項」を「第九十九条第二項及び第三項」に、「第九十九条第二項及び」を「第九十九条第二項及び第三項並びに」に改め、同条第四項及び第五項を削る。
（国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に關する

る施行法(昭和三十三年法律第二百十九号)の二部を次のように改正する。

国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法

目次中「第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等（第五十一条の四）

第五十一条の十」を
第一章の四
琉球政府等
移行組合員
移行組合員等

第二節 移行更新組合
の職員であつた者に関する経過措置等（第五十
等に関する経過措置等）

に關する一般的経過措置（第五十一条の十一）
員等に関する経過措置（第五十一条の十八）第
一條の四（第五十一条の十七）

第五十一条の十七)
五十一條の二十五)
に改める。

第一条中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第二条第一項第一号中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項

第二号中「公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員及び公共企業本職員之系る共済組合法」と改題し、同項

等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第

号。以下「昭和五十八年改正法」という。）

員等共済組合法」に改め、同項第三号中「組合、連合会加入組合」を「公共企業体、組合」に改

め、「第二條第一項第一号」の下に「若しくは第七号」を、「第二十一條第一項」の下に「若しくは

第二項を加える。

第三条の二中「国家公務員」を「国家公務員等」

行ふことなく死亡した場合には、その申出は、その遺族がすることができる。

6 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前項の申出をした遺族が遺族年金又は通算遺族年金の支給を受けることとなる場合における同号の返還は、これらの年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなるこれらの年金の額の二分の一に相当する額から、支給額等のうち第三項の規定による控除が行われなかつた額又は同項の規定により控除されるべき額の二分の一に相当する額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、これらの年金の額とする。

7 第二項に規定する引き続いている期間内における退職等により給付事由が生じた長期給付等の支給を既に受けた者が、同項第三号の申出をしなかつた場合又は次条第一項の申出をした場合における当該退職等に係る組合員期間については、新法第三十八条第二項の規定の適用は、ないものとする。

（新法の規定による年金等の支給を受けた移行組合員の取扱い）

第五十一条の十三 移行組合員が旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に新法若しくはこの法律又は旧公企体共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く）の支給を既に受けた者であるときは、その者は、移行日から六十日を経過する日以前に、当該年金の決定を行つた者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める申出をすることが出来る。

- 一 移行日の前日において現に当該年金の支給を受けていた者（移行日以後においても当該年金について従前の例により支給を受けることを希望する旨の申出
- 二 前号に掲げる者以外の者（当該支給を受けた年金を返還しない旨の申出
- 三 前項第一号の申出に係る年金で移行日の前

日において現に支給されていたものについては、新法第七十七条第一項（新法第七十九条第三項及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む）又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による支給の停止は、行わない。この場合において、当該年金については、新法第七十八条第一項（新法第七十九条第三項において準用する場合を含む）又は第八十五条第二項の規定による年金額の改定は、行わない。

3 第一項各号の申出に係る年金の基礎となつた期間及び新法第七十七条第一項（新法第七十九条第三項及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む）若しくは第八十五条第一項の規定又はこれらの規定に相当する旧公企体共済法の規定により当該年金の支給が停止されていた期間については、新法第三十八条第三項本文の規定にかかわらず、当該申出をした者に係るこれらの期間以外の組合員期間との合算は、しないものとする。

4 移行組合員が旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に新法若しくはこの法律又は旧公企体共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く。以下この条において「移行日前の年金」という。）の支給を既に受けた者である場合において、移行日以後に退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金（以下この条において「移行日以後の年金」という。）の支給を受けることとなるときは、当該移行日以後の年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該移行日以後の年金の額の二分の一に相当する額から、その者がこれらの期間内に受けた当該移行日前の年金（第一項各号の申出に係る年金を除く）の支給額に相当する額に利子に相当する額を加えた額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、移行日以後の年金の額とする。

5 前条第四項の規定は前項に規定する利子について、同条第五項の規定は第一項各号の申出について、同条第六項の規定は前項の規定による控除についてそれぞれ準用する。

6 第四項の場合において、旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に支給を受けた移行日前の年金が減額退職年金であり、かつ、その支給を受けた当該移行日前の年金の額が同項の規定により控除すべきこととなるときは、当該減額退職年金を受けることを希望する旨の申出は、なかつたものとみなす。

第五十一条の十四 前二条に定めるもののほか、新法若しくはこの法律又は旧公企体共済法の規定による年金の支給を受けていた移行組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧公企体退職一時金の支給を受けた移行組合員の特例）

第五十一条の十五 昭和五十四年改正前の旧公企体共済法第五十四条の規定による退職一時金（以下この条において「旧公企体退職一時金」という。）の支給を受けた移行組合員（昭和五十四年改正前の旧公企体共済法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた移行組合員を含む）に係る退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金に対する新法附則第十二条の三第一項各号に掲げる規定の適用については、同項各号に掲げる規定の金額は、同項各号に掲げる規定により算定した金額から、当該年金の基礎となつてゐる期間のうち当該旧公企体退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき新法の俸給年額の百分の〇・九（同項第四号に掲げる規定により算定した金額については、百分の〇・四五）に相当する金額を控除した金額とする。

た移行組合員（昭和五十四年改正前の共済法第八十条第一項ただし書又は昭和五十四年改正前の旧公企体共済法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む）でこれらの一時金の基礎となつた期間を合算した期間が二十年を超える者に対する退職一時金に係る新法附則第十二条の三第一項の規定による控除に關する特例その他これらの一時金の支給を受けた移行組合員に係る長期給付の額の算定等に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧公企体組合員期間を有する長期組合員の特例）

第五十一条の十六 移行日の前日に長期組合員（第五十一条の十二第一項の規定により長期組合員であつたものとみなされた者を除く）であり、移行日以後引き続き長期組合員である者が旧公企体組合員期間を有する者であるときは、その者は移行組合員であるものとみなして、第五十一条の十二から前条までの規定を適用する。

（旧公企体組合員期間を有する者が移行日以後に再就職した場合の取扱い）

第五十一条の十七 第五十一条の十二から第五十一条の十五まで（第二号に掲げる者にあつては、第五十一条の十二第二項から第七項までを除く）の規定は、次に掲げる者について準用する。

- 一 移行組合員（前条の規定により移行組合員であるものとみなされた者を含む。）であつた者が再び長期組合員となつたもの
- 二 旧公企体組合員期間を有する者が移行日以後長期組合員となつたもの（移行組合員及び前号に掲げる者を除く。）

2 前項第二号に掲げる者について第五十一条の十三第一項の規定を準用する場合には、同項中「移行日」とあるのは、「移行日以後において長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

体の組合の組合員であつた者である場合にあらは、当該公共企業体の組合」として、これらの規定を適用する。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四項第三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第五条の二を削る。

第六条中前四條を「前三條」に改め、「(前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二)」を削り、「こゑる」を「超える」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中「国家公務員等共済組合法附則第十三条の十の次に十一條を加える改正規定(同法附則第十三条の十一に係る部分を除く)。

昭和六十年三月三十一日

二 第二条の規定並びに附則第三十五條第二項の規定及び附則第六十四條中昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)第十七條第二号の改正規定昭和六十年四月一日

三 附則第三條第二項及び第三項の規定 公布の日

(公共企業体職員等共済組合法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)

二 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第八十三号)

三 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)

(組合の存続)

第三条 前条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(以下「旧公企体共済法」という)第三條第一項の規定により設けられた共済組合(次項を除き、以下「旧組合」という)は、この法律の施行の日(次項を除き、以下「施行日」という)において、第一條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(次項を除き、以下「改正後の法」という)第三條第一項の規定により設けられた国家公務員等共済組合(次項を除き、以下「組合」という)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 公共企業体(公共企業体職員等共済組合法(以下この項において「公企体共済法」という)第二條第一項に規定する公共企業体という)以下次項までにおいて同じ)の総裁は、この法律の施行前に、公企体共済法第三條第一項に規定する組合の運営審議会の議を経て、国家公務員共済組合法第六條第一項第七号中「審査会に関する事項」とあるのは「福祉事業に関する事項」として同項並びに同法第十一條第一項及び第十五條第一項の規定の例により、この法律の施行の日以後に係る当該組合の定款及び運営規則を定めるとともに昭和五十九年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。この場合においては、公企体共済法第六條及び第七條第四條第一項の規定の適用は、ないものとする。

3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 日本専売公社 大蔵大臣

二 日本国有鉄道 運輸大臣

三 日本電信電話公社 郵政大臣

4 第二項の規定により定められた定款若しくは運営規則又は同項の大蔵大臣の認可を受けた昭和五十九年度の事業計画及び予算は、施行日以後においては、それぞれ改正後の法第六條第一項若しくは第十一條第一項の規定により定められ、又は改正後の法第十五條第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

5 改正後の法第十六條の規定は、公共企業体の組合(改正後の法第十六條第五項に規定する公共企業体の組合をいう。以下同じ)については、昭和五十九年度以後の年度の決算について適用し、旧組合の昭和五十八年度の決算については、なお従前の例による。

(連合会の改称に伴う経過措置)

第四条 国家公務員共済組合連合会は、施行日において、国家公務員等共済組合連合会(以下次条までにおいて「連合会」という)となるものとする。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事である者は、別に辞令を用いずに、施行日に改正後の法第二十九條の規定により連合会の理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる連合会の理事長、理事又は監事の任期は、改正後の法第三十條第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

(組合の連合会加入に伴う経過措置)

第五条 第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という)第二十一條第一項に規定する政令で指定する組合(以下「連合会非加入組合」という)に係る改正後の法第二十一條第二項第一号に掲げる業務については、施行日以後、連合会において行うものとする。この場合において、当該連合会非加入組

合に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定により連合会非加入組合が行つていた業務を連合会が行うこととなつたことに伴い連合会が連合会非加入組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 連合会が第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地で連合会非加入組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 前三項に定めるもののほか、連合会非加入組合が行つていた業務を連合会が行うこととなつたことに伴う経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(従前の給付等)

第六条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧公企体共済法の規定によつてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、改正後の法又は第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という)の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

2 施行日前に給付事由が生じた旧公企体共済法の規定による給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(掛金の標準となる俸給等に関する経過措置)

第七條 旧公企体長期組合員(改正後の施行法第五十一條の十一第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ)であつた者が施行日以後において長期組合員となり、かつ、その者の施行日以後における改正後の法に規定する組合員期間(以下単に「組合員期間」という)が十二月に満たない場合における改正後の法第四十二條第二項の規定の適用については、同項中「掛金の標準となつた俸給の総額」とあるのは、

「掛金の標準となつた俸給及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等」の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号)附則

第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第六十四条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給の総額(その総額が第百条第三項に規定する額の十二倍の額を超えるときは、同項に規定する額の十二倍の額)とする。

(短期給付に関する経過措置)

第八条 旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に関する規定の適用については、その者が旧組合の組合員であつた間改正後の法の規定による組合員であつたものと、その者が旧公共企業共済法に規定する退職をした日に改正後の法に規定する退職をしたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(給付の制限に関する経過措置)

第九条 改正後の法第九十四条から第九十七条までの規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法第九十四条から第九十七条までの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算に関する経過措置)

第十条 公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算については、改正後の法第九十九条第一項の規定は、公共企業体の組合が同項第一号に規定する費用の計算を施行日以後最初に行うべき日として大蔵大臣が定める日から適用し、同日以前における公共企業体の組合に係る当

該費用の計算については、なお従前の例による。

(審査会に関する経過措置)

第十一条 国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会は、施行日において「審査会」というものとなる。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会の委員である者は、別に辞令を用いずに、施行日に改正後の法第百四十四条第三項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる審査会の委員の任期は、改正後の法第百四十四条第三項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合会に置かれた国家公務員共済組合審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(審査請求に関する経過措置)

第十二条 連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査会に対する改正前の法第百三条の規定に基づく審査請求又は旧組合に置かれた旧公共企業共済法第六十七条第一項に規定する審査会(以下この条において「旧組合の審査会」という。)に対する旧公共企業共済法第七十条第一項の規定に基づく審査請求で、施行日の前日まで裁決が行われていないもの(次項において「裁決未済事案」という。)については、改正後の法第百三条から第百七条までの規定にかかわらず、なお従前の例により、当該国家公務員共済組合審査会又は旧組合の審査会が裁決を行うものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例により連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査会又は旧組合の審査会が引き続き裁決を行うまでの間においては、裁決未済事案については、改正前の法第百三条から第百七条までの規定及び旧公共企業共済法第六十七条から第七十一条までの規定は、なおその効力を有するものとする。

(審議会に関する経過措置)

第十三条 国家公務員共済組合審議会は、施行日において、国家公務員共済組合審議会となる。

2 附則第十一条第二項及び第三項の規定は、国家公務員共済組合審議会の委員について準用する。この場合において、これらの規定中「第百四十四条第三項」とあり、及び「第百四十四条第四項」とあるのは「第百四十一条第四項」と、「委嘱」とあるのは「任命」と読み替へるものとする。

(継続長期組合員に関する経過措置)

第十四条 施行日の前日において公社職員である継続長期組合員(改正前の法第百二十四条の第二項に規定する継続長期組合員のうち同条第一項に規定する公社職員である者をいう。)であつた者に対する改正後の法の長期給付に関する規定の適用については、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。

2 施行日の前日において旧公共企業継続長期組合員(旧公共企業共済法第八十二条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下この項において同じ。)であつた者に対する改正後の法又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の長期給付に関する規定の適用については、次に定めるところによる。

一 旧公共企業継続長期組合員で旧公共企業共済法第八十二条の二第二項に規定する国家公務員(地方公務員等共済組合法第百四十二条第一項に規定する国の職員である者を除く。)であつた者は、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。

二 旧公共企業継続長期組合員で旧公共企業共済法第八十二条の二第二項に規定する地方公務員(地方公務員等共済組合法第百四十二条第一項に規定する国の職員である国家公務員を含む。)であつた者は、施行日において、同法の

規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。ただし、その者が改正後の法第百二十六条の二第一項に規定する政令で定める者に該当するときは、その者は、当該旧公共企業継続長期組合員となつた日から引き続き同条第四項において準用する改正後の法第百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

三 旧公共企業継続長期組合員で旧公共企業共済法第八十二条の二第二項に規定する公団等職員であつた者は、当該旧公共企業継続長期組合員となつた日から引き続き改正後の法第百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

(旧組合の任意継続組合員に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際旧公共企業共済法第八十二条の三第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、その者は当該任意継続組合員となつた日から引き続き改正後の法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつたものとみなして、改正後の法の規定を適用する。

(公共企業体の役員等に関する経過措置)

第十六条 施行日の前日において公共企業体(改正後の法第二十一条第七号に規定する公共企業体をいう。以下同じ。)の役員であり、施行日以後引き続き役員である者については、その者が役員として引き続き在職する間、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において旧公共企業共済法第六十二条第二項ただし書の規定により、年金である給付が支給されていない公共企業体の役員に係る改正後の法の規定による年金である給付については、その者が役員として引き続き在職する間、同項ただし書の規定の例により、支給しない。

3 国家公務員等共済組合連合会の役員である者が改正後の法第百二十六条第二項の規定により

改正後の法第二号第一項第一号に規定する職員とみなされる期間に係る改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定の適用については、その者の施行日以後における当該役員としての在職期間に限るものとする。

4 第一項の規定は、附則第四号第二項の規定の適用を受けた者で引き続き国家公務員等共済組合連合会の役員であるものについて準用する。
(公共企業体の復帰希望職員に関する経過措置)
第十七条 施行日の前日において昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号。以下「昭和五十四年法律第七十六号」という。)附則第十一号第一項に規定する復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、同条の規定の例による。

(旧公共企業共済法の退職年金の受給権の取扱い等)
第十八条 施行日の前日において旧公共企業共済法の規定による退職年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、退職年金を支給する。この場合において、当該旧公共企業共済法の規定による退職年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 前項前段の規定により支給する退職年金(以下「移行退職年金」という。)の額は、旧公共企業組合員期間(改正後の施行法第五十一号の十一第一号に規定する旧公共企業組合員期間をいう。以下同じ。)のうち旧公共企業退職年金(同項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公共企業共済法の規定による退職年金をいう。以下同じ。)の基礎となつていたものを組合員期間と、旧公共企業退職年金に係る公共企業基礎年金(以下「旧公共企業基礎年金」という。)とみなされ、改正後の法第七十六号第二項本文及び第七十六号の第二項の規定の例により算定した金額とする。

年額を改正後の法に規定する俸給年額(以下単に「俸給年額」という。)とみなして、改正後の法第七十六号第二項本文及び第七十六号の第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項に規定する「公共企業基礎年金」とは、旧公共企業共済法の規定による年金の給付事由が生じた日(当該年金が旧公共企業共済法に規定する退職をした日以後に給付事由が生じたものであるときは、当該退職の日)の属する月以前の一年間における旧公共企業共済法第六十四号第二項に規定する掛金の標準となつた俸給の総額(当該一年間において給与に関する規程の改正が行われた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該俸給の総額に政令で定める額を加えた額)を十二(当該一年間における当該年金に係る旧公共企業組合員期間の月数が十二に満たないときは、その月数)で除して得た額の十二倍に相当する金額(当該金額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円とし、当該年金が昭和五十六年三月三十一日以前に旧公共企業共済法に規定する退職をした者(これに準ずる者として政令で定める者を含む)に係るものであるときは、附則第六十四号の規定による改正前の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律その他の年金の額の改定に関する法令(附則第二十四号第二項において「年金額改定法等」という。)の規定による俸給年額の引上げの措置に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする)をいう。

4 第二項の規定により組合員期間とみなされた旧公共企業組合員期間が二十年未満である旧公共企業退職年金に係る移行退職年金の額については、同項の規定にかかわらず、当該旧公共企業退職年金に係る公共企業基礎年金(前項に規定する公共企業基礎年金額をいう。以下同じ。)を俸給年額とみなし、組合員期間が二十年であるものとして改正後の法第七十六号第二項本文及び第七十六号の第二項の規定の例により算定した金額の二十分の一に相当する金額に当該旧公共企業組合員期間の年数を乗じて得た金額とする。

5 昭和五十四年法律第七十六号第二号の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四号の規定による退職一時金(以下「旧公共企業退職一時金」という。)の支給を受けた者(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下同じ。)に係る移行退職年金の額については、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、当該移行退職年金の基礎となつて期間のうち当該旧公共企業退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき公共企業基礎年金額の百分の〇・九に相当する金額を控除した金額とする。

6 第二項及び前二項の規定により算定した移行退職年金の額については、改正後の法第七十六号第二項ただし書及び改正後の施行法第十三条の二の規定を準用する。

7 旧公共企業退職年金で旧公共企業共済法第五十条の二第二項の規定によりその額が改定されたものに係る移行退職年金の額は、第二項及び前三項の規定にかかわらず、改正後の法第七十八号の規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする。

8 第二項及び第四項から前項までの規定により算定した移行退職年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公共企業退職年金の額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該旧公共企業退職年金の額をもつて、移行退職年金の額とする。

9 旧公共企業共済法第五十二号第二項の規定の適用を受けた旧公共企業退職年金に係る移行退職年金の額は、その者が同条第一項本文の規定の適用を受けなかつたものとしたならば支給されることとなる日の属する月までの分については、第二項及び第四項から前項までの規定により算定した額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。

(旧公共企業共済法の減額退職年金の受給権の取扱い等)
第十九条 施行日の前日において旧公共企業共済法の規定による減額退職年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、当該旧公共企業共済法の規定による減額退職年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該減額退職年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 移行退職年金を受ける権利を有する者で旧公共企業共済法の規定を適用するものならば旧公共企業共済法の規定による減額退職年金を受けることができるものが、施行日以後に減額退職年金を受けようとする旨を当該移行退職年金の決定を行つた者に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、移行退職年金は、支給しない。

3 前二項の規定により支給する減額退職年金(以下「移行減額退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一 第一項前段の規定による移行減額退職年金 旧公共企業減額退職年金(同項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公共企業共済法の規定による減額退職年金をいう。以下同じ。)の額を当該旧公共企業減額退職年金を支給しなかつたものとしたならば施行日の前日において支給すべきであつた旧公共企業共済法の規定による退職年金の額で除して得た割合を、当該退職年金を支給していたとしたならば支給すべきこととなる移行退職年金の額に乘じて得た金額

二 前項前段の規定による移行減額退職年金 同項前段の申出をした者について旧公共企業共済法の規定を適用するものとしたならばその者が

受けるべきこととなる旧公企体共済法の規定による減額退職年金の額をその額の算定の基礎となるべき旧公企体共済法の規定による退職年金の額で除して得た割合を、移行退職年金の額に乘じて得た金額

4 旧公企体減額退職年金で旧公企体共済法第五十三条の二第二項から第四項までの規定の適用を受けてその額が改定されたものに係る移行減額退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、改正後の法第七十九条第四項から第六項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする。

(旧公企体共済法の通算退職年金の受給権の取扱い等)

第二十條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による通算退職年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該通算退職年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 施行日の前日において一の旧組合に係る旧公企体組合員期間が一年以上二十年未満であつた者(改正後の施行法第五十一條の十一第三号に規定する移行組合員及び改正後の施行法第五十一條の十六の規定に該当する者を除く)が、施行日以後において旧公企体共済法第六十一條の二第二項各号の一に該当することとなるときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、当該旧公企体組合員期間について、移行退職年金又は移行減額退職年金が支給されるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により支給する通算退職年金(以下「移行通算退職年金」という)の額は、旧公企体組合員期間を組合員期間と、公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額を改正後の法に

規定する俸給と、旧公企体共済法に規定する退職を改正後の法に規定する退職とみなして、改正後の法第七十九条の二第三項から第五項までの規定の例により算定した金額とする。

4 移行通算退職年金(昭和五十四年十二月三十一日以前における旧公企体共済法に規定する退職に係るものに限り)のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、前項の規定によりその例によることとされる改正後の法第七十九条の二第三項の規定にかかわらず、第二号イ及びロに掲げる金額の合算額に旧公企体組合員期間の月数を乘じて得た金額に、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を乘じて得た金額とする。

一 公企体基礎俸給年額を三百六十で除して得た額に、旧公企体組合員期間に應じ旧公企体共済法別表第三に定める日数を乘じて得た金額

二 次のイ及びロに掲げる金額の合算額に旧公企体組合員期間の月数を乘じて得た額に、旧公企体共済法に規定する退職の日における年齢に應じ旧公企体共済法別表第三の二(当該退職の日が昭和五十一年九月三十日以前の日であるときは、昭和四十二年九月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十五号)第二條の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法別表第三の二)に定める率を乘じて得た金額

イ 五十五万二千二百四十円を二百四十で除して得た金額
ロ 公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額の千分の十に相当する金額
前二項の規定により算定した移行通算退職年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体通算退職年金(第

一項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による通算退職年金をいう。以下同じ)の額(第二項本文の規定による移行通算退職年金にあつては、同日に旧公企体共済法の規定による通算退職年金の給付事由が生じていたものとした場合の額)より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、当該旧公企体通算退職年金の額をもつて、移行通算退職年金の額とする。

(旧公企体共済法の障害年金の受給権の取扱い等)

第二十一條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による障害年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、障害年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による障害年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該障害年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 施行日前に旧公企体共済法に規定する退職をした者(前項に規定する者を除く)については、施行日以後において旧公企体共済法第五十五條第一項の規定を適用するとならば同項の規定による障害年金を支給すべきこととなるときは、その者が死亡するまで、障害年金を支給する。

3 前二項の規定により支給する障害年金(以下「移行障害年金」という)の額は、旧公企体組合員期間のうち旧公企体障害年金(第一項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による障害年金をいう。以下同じ)の基礎となつていたもの(前項の規定による移行障害年金にあつては、旧公企体共済法第五十五條第一項の規定により支給すべきであつた同項の規定による障害年金の基礎となるべきもの)を組合員期間と、公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額を改正後の法第八十二條第二項前

段の規定の例により算定した金額とする。

4 附則第十八條第五項の規定は、旧公企体退職一時金の支給を受けた者に係る移行障害年金の額の算定について準用する。この場合において、同項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十一條第三項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と読み替へるものとする。

5 前二項の規定により算定した移行障害年金の額については、改正後の法第八十二條第一項ただし書の規定及び改正後の施行法第二十四條の二の規定を準用する。

6 旧公企体障害年金で旧公企体共済法第五十五條第七項の規定によりその額が改定されたものに係る移行障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、改正後の法第八十五條の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 第三項から前項までの規定により算定した移行障害年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体障害年金の額(第二項の規定による移行障害年金にあつては、旧公企体共済法第五十五條第一項の規定を適用するとならばその者が受ける権利を有していた同項の規定による障害年金についてその給付事由が同日において生じていたものとした場合の額)より少ないときは、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該旧公企体障害年金の額をもつて、移行障害年金の額とする。

(旧公企体共済法の遺族年金の受給権の取扱い等)
第二十二條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後、遺族年金を支給する。この場合においては、旧公企体共済法の規定による遺族年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該遺族年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するも

のとする。

2 移行退職年金、移行減額退職年金又は移行障害年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族（改正後の法第二十一条第一項第三号に規定する遺族をいう。）に、遺族年金を支給する。

3 前二項の規定により支給する遺族年金（以下「移行遺族年金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 旧公企体共済法第五十八条第一項第一号の規定による旧公企体遺族年金（第一項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による遺族年金をいう。以下同じ。）に係る移行遺族年金 当該旧公企体遺族年金を旧公企体退職年金とみなして附則第十八条第二項及び第四項から第七項までの規定により算定した移行退職年金の額の百分の五十に相当する金額

二 移行退職年金又は移行減額退職年金を受ける権利を有していた者に係る移行遺族年金 当該移行退職年金（移行退職年金を受けていなかった者については、移行減額退職年金又は移行障害年金を支給しなかったものとしたならば支給すべきであった移行退職年金）の額の百分の五十に相当する金額

三 旧公企体共済法第五十八条第一項第二号又は第三号の規定による旧公企体遺族年金に係る移行遺族年金又は移行障害年金を受ける権利を有していた者に係る移行遺族年金（前号に掲げる移行遺族年金を除く。） 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ 公企体基礎俸給年額の百分の十に相当する金額（当該旧公企体遺族年金又は移行障害年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

ロ 二十四万六千円と公企体基礎俸給年額の百分の十に相当する金額の合算額（当該旧公企体遺族年金又は移行障害年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体組合員期間の年数が十年を超えるときは、その超える年数一年につき、二万四千六百円と公企体基礎俸給年額の百分の一に相当する額の合算額を加えた金額）の百分の五十に相当する金額

4 旧公企体退職一時金の支給を受けた者に係る前項第三号に掲げる移行遺族年金の額については、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した金額から、当該移行遺族年金の基礎となつて期間のうち当該旧公企体退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の〇・四五に相当する金額を控除した金額とする。

5 前二項の規定により算定した移行遺族年金の額については、改正後の法第八十八条の三から第八十八条の六まで、第九十二条第二項及び第九十二条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第三項及び第四項の規定並びに前項において準用する改正後の法第八十八条の三から第八十八条の六まで、第九十二条第二項及び第九十二条の二の規定により算定した移行遺族年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体遺族年金の額（第二項の規定による移行遺族年金にあつては、当該移行遺族年金に係る旧公企体長期組合員であつた者について同日において旧公企体共済法の規定による遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日においてその者に支給されるべき当該旧公企体共済法の規定による遺族年金の額）より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該旧公企体遺族年金の額をもつて、移行遺族年金の額とする。

（旧公企体共済法の通算遺族年金の取扱い等）
第二十三条 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による通算遺族年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後、通算遺族年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による通算遺族年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該通算遺族年金で施行日前にその支払を受けなかったものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 移行通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族（その死亡した者の親族で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものをいう。）に、通算遺族年金を支給する。

3 前項の場合においては、改正後の法第九十二条の三第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「他の公的年金制度」とあるのは、「一の公的年金制度」と、「遺族年金」とあるのは、「遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はこれに」と読み替へるものとする。

4 第一項前段又は第二項の規定により支給する通算遺族年金（以下「移行通算遺族年金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第一項前段の規定による移行通算遺族年金 当該移行通算遺族年金を移行通算退職年金とみなして、附則第二十条第三項から第五項までの規定により算定した移行通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額

二 第二項の規定による移行通算遺族年金 その死亡した者に係る移行通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額
（旧公企体更新組合員であつた者に係る移行退職年金の特例等）
第二十四条 旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員（以下「旧公企体更新組合員」という。）であつた者に係る移行退職年金の額については、附則第十八条第二項及び第四項

の規定にかかわらず、改正後の施行法第十一条から第十二条までの規定の例により算定した額とする。

2 前項に規定する移行退職年金の額については、同項の規定により改正後の施行法第十一条から第十二条までの規定の例により算定する場合に、次に定めるところによる。

一 旧公企体更新組合員であつた者は改正後の施行法第二十一条第七号に規定する更新組合員と、旧公企体共済法の施行の日とは同号に規定する施行日とみなす。

二 旧公企体更新組合員であつた者に係る恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額（当該移行退職年金が昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法に規定する退職をした者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものであるときは、年金額改定法等の規定に準じて俸給年額の引上げの措置に準じて政令で定めるところにより算定した金額）は改正後の施行法第二十一条第一項第七号に規定する恩給法の俸給年額と、旧公企体退職年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体共済法に規定する俸給年額は同項第十八号に規定する旧法の俸給年額と、公企体基礎俸給年額は同項第十九号に規定する新法の俸給年額とみなす。

三 旧公企体組合員期間のうち旧公企体退職年金の基礎となつていないものは改正後の施行法第二十一条第一項第四号に掲げる期間と、旧公企体共済法附則第五条の規定により旧公企体退職年金の基礎となつた期間に算入された旧公企体共済法の施行の日の期間は改正後の施行法第七号の規定により移行退職年金の基礎となる組合員期間に算入された期間とみなす。

四 旧公企体共済法の施行の日の前日において旧公企体更新組合員であつた者が受ける権利を有していた恩給（改正後の施行法第二十一条

一項第八号に規定する恩給をいう。以下同じ。又は旧法(同項第二号に規定する旧法をいう。)の規定による退職年金でこれらを受け権利が旧公企体共済法の規定によつて消滅したもの(他の法令の規定によつて消滅したものとみなされたものを含む。)は、改正後の施行法の相当する規定によつて消滅したものとみなす。

3 第一項の規定により算定した移行退職年金の額については、附則第十八条第五項及び第七項から第九項までの規定並びに改正後の施行法第十三条及び第十三条の二の規定を準用する。この場合において、附則第十八条第五項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十四条第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同条第七項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十四条第一項」と、附則第二十四條第一項と読み替へるものとする。

4 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算退職年金については附則第二十条の規定を適用する場合に、旧公企体共済法附則第五条の規定により旧公企体共済法に規定する組合員期間に算入することとされた期間(通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第四条に規定する通算対象期間であるものに限る。)は、その者の旧公企体組合員期間に算入する。

5 前各項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行退職年金及び移行通算退職年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体更新組合員であつた者に係る移行障害年金の額の特例)

第二十五条 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行障害年金の額については、附則第二十一条第三項の規定にかかわらず、改正後の法第八十二条第二項前段及び第八十二条の二第二項前段の規定並びに改正後の施行法第二十二條、第二十三条及び第二十五条の規定の例により算定した額とする。

2 附則第十八条第五項、第二十一条第五項から第七項まで及び前条第二項の規定は、前項の規定により算定した移行障害年金の額について準用する。この場合において、附則第十八条第五項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十五条第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、附則第二十一条第五項中「前二項」とあるのは「附則第二十五条第一項」と、前条第二項中「旧公企体退職年金」とあるのは「旧公企体障害年金」と、「移行退職年金」とあるのは「移行障害年金」と読み替へるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行障害年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体更新組合員であつた者に係る移行遺族年金の特例)

第二十六条 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行遺族年金の額については、附則第二十二條第三項から第六項までの規定にかかわらず、附則第二十四条の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する金額とする。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行遺族年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(転出組合員等であつた者に係る特例)

第二十七条 移行退職年金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、移行障害年金、移行遺族年金又は移行通算遺族年金(附則第三十三條第一項を除き、以下「移行年金」という。)を受ける権利を有する者が旧公企体共済法附則第二十三条第一項に規定する転出組合員、旧公企体共済法附則第二十四条第一項に規定する復帰組合員、旧公企体共済法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員若しくは旧公企体共済法附則第二十七條に規定する者(以下この条において「転出組合員等」という。)であつた者又はその遺族であるときは、当該移行年金に係る転出組合員等であつた者に係る旧公企体共済法附則第二十四

条第一項(旧公企体共済法附則第二十七條において準用する場合を含む。)又は第二十五条第一項の規定により旧公企体共済法に規定する組合員であつたものとみなされた期間(旧公企体共済法附則第二十四條第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は第十項の規定(これらの規定を旧公企体共済法附則第二十五条第二項、第二十六条第一項及び第二十七條において準用する場合を含む。)により旧公企体共済法に規定する組合員期間から除算された期間を除く。)は、移行年金の基礎となる旧公企体組合員期間に算入する。

2 転出組合員等であつた者に係る旧公企体退職年金、旧公企体減額退職年金、旧公企体障害年金又は旧公企体遺族年金のうち、旧公企体共済法附則第二十四條第三項(旧公企体共済法附則第二十六條第一項及び第二十七條において準用する場合を含む。)又は第二十五条第三項の規定により、当該年金を支給する際にその支給期月に支給すべき当該年金の額から控除することとされていた金額で施行日の前日においてなお控除すべき残額があるものに係る移行年金については、当該移行年金を支給する際に、これらの規定の例により、その残額に相当する金額を控除するものとする。

3 転出組合員等であつた者に係る旧公企体退職年金、旧公企体減額退職年金、旧公企体通算退職年金、旧公企体障害年金、旧公企体遺族年金又は旧公企体通算遺族年金で、旧公企体共済法附則第二十四條第四項(旧公企体共済法附則第二十六條第一項及び第二十七條において準用する場合を含む。)若しくは第九項(旧公企体共済法附則第二十五條第二項、第二十六條第一項及び第二十七條において準用する場合を含む。)又は第二十五条第四項の規定の適用を受けたものに係る移行年金については、当該移行年金の額から、これらの規定により控除するものとされた金額に相当する金額を控除するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、転出組合員等であつた者に係る移行年金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十八條 旧公企体共済法附則第二十六條の六第一項に規定する復帰更新組合員(次項において「公企体復帰更新組合員」という。)であつた者に係る移行年金については附則第十八條から前条までの規定を適用する場合においては、次に定めるところによる。

一 旧公企体共済法附則第二十六條の八第一項又は第二項の規定により旧公企体組合員期間とみなされた期間は、移行年金の基礎となる旧公企体組合員期間に算入するものとする。

二 旧公企体共済法附則第二十六條の六第二項又は第二十六條の七第一項の規定によつて消滅した権利は、これに相当する改正後の施行法の規定によつて消滅したものとす。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体復帰更新組合員であつた者に係る移行年金に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体船員組合員であつた者に係る移行年金の特例等)

第二十九条 船員保険の被保険者(以下この項及び第三項において「船員」という。)である間に旧公企体長期組合員であつた者(第三項において「旧公企体船員組合員」という。)に係る移行年金(移行減額退職年金を除く。)の額については、次に掲げる年金のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 旧公企体組合員期間に係る移行年金

二 旧公企体長期組合員とならなかつたものとした場合に船員であつた者又はその遺族として受けるべき船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の年金

2 前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることにより行ひものとする。この場合において、同日ま

でに申出がなかつたときは、同項第一号に掲げる年金を選択したものとなす。

3 前二項に定めるもののほか、旧公企体船員組合員であつた者が旧公企体長期組合員でない船員であつた期間を有する場合における移行年金の額の特例その他の旧公企体船員組合員であつた者に係る移行年金に必要事項は、政令で定める。

(退職給付と障害給付との調整等)

第三十條 一の旧組合に係る旧公企体組合員期間について移行障害年金と移行退職年金、移行減額退職年金又は移行通算退職年金を支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれかの給付を行うものとする。

2 一の旧組合から移行退職年金を受ける権利を有する者は、当該旧組合が支給すべき移行通算退職年金は、支給しない。

3 旧公企体共済法附則第二十六條の十第一項の規定による特例障害年金又は同条第五項に規定する特例退職年金の施行日以後における取扱いに必要事項は、政令で定める。

(移行年金の支給開始年齢)

第三十一條 移行年金の支給開始年齢については、旧公企体共済法の規定の例による。

(職権による年金の決定)

第三十二條 移行年金を受ける権利は、附則第十九條第二項、第二十條第二項、第二十一條第二項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定により支給を受ける年金を除き、公共企業体の組合がその権利を有する者の請求を待たず決定する。

(移行年金に対する改正後の法の適用関係等)

第三十三條 附則第十八條から前条までに定めるもののほか、移行退職年金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、移行障害年金、移行退職年金及び移行通算退職年金は、それぞれ改正後の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金となす。

2 前項の規定により改正後の法の規定による年金となされた移行年金について、改正後の法第七十七條第一項(改正後の法第七十九條第三項及び第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。又は第八十五條第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「再び組合員となつたとき」とあるのは、「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第...号)」の施行の日以後に組合員となつたとき」とする。

3 第一項の規定により改正後の法の規定による退職年金又は減額退職年金となされた移行退職年金又は移行減額退職年金について改正後の法第七十七條第四項から第六項までの規定(これらの規定を改正後の法第七十九條第三項において準用する場合を含む。又は改正後の施行法第十五條第二項及び第三項、第十七條の二若しくは第十八條の規定を適用する場合において、当該移行退職年金又は移行減額退職年金に係る旧公企体退職年金又は旧公企体減額退職年金の給付事由が昭和五十四年法律第七十六號の施行の日前に生じたものであり、かつ、これらの規定を適用して算定した移行退職年金又は移行減額退職年金の支給額が昭和五十七年五月三十一日においてその者が受けていた当該旧公企体退職年金又は旧公企体減額退職年金の支給額より少ないときは、当該支給額をもつて、その者に対する施行日の属する月分以後の支給額とする。

4 第一項の規定により改正後の法の規定による遺族年金となされる移行遺族年金に係る旧公企体遺族年金が施行日の前日において旧公企体共済法第六十一條第三項の規定により支給されていたものであるときは、当該移行遺族年金の支給については、なお従前の例による。
(施行日前に旧公企体共済法の退職をした者に係る一時金)

第三十四條 施行日前に旧公企体共済法に規定する退職をした者について、旧公企体共済法の規定を適用するとならばその者に一時金である長期給付を支給すべきこととなるときは、当該一時金である長期給付については、なお従前の例による。

(長期給付に係る経過措置に伴う費用の負担等)

第三十五條 附則第十八條から第二十九條まで及び前条の規定により支給する長期給付に要する費用のうち、旧公企体組合員期間以外の期間に係るものについては政令で定めるところにより公共企業体が負担し、旧公企体組合員期間に係るものについては次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める規定の例により負担するものとする。

一 昭和五十九年度 改正後の法第九十九條第二項第二号及び第四項、第二百二十三條、第二百五條並びに附則第二十二條の二の規定
二 昭和六十年以後の年度 第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九條第二項第二号、第三項及び第五項、第二百二十三條、第二百二十五條並びに附則第二十二條の二の規定

2 第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九條第三項及び附則第二十二條の二の規定は、昭和六十年以後における国又は公共企業体に係る長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において国又は公共企業体が負担した長期給付に要する費用に係る負担金の額と、同年度以後においてこれらの規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国又は公共企業体が負担すべき当該費用に係る負担金の額との調整に必要事項は、政令で定める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第三十六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(旧公企体共済法の効力)

第三十七條 旧公企体共済法附則第三十六條の規定は、当分の間、なおその効力を有する。
(政令への委任)

第三十八條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、旧公企体共済法の規定による年金を受ける権利を有していた者に対する経過措置その他附則第二條各号に掲げる法律の廃止に伴う経過措置に必要事項並びに改正後の法(第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法を含む。)、改正後の施行法及びこの法律の施行に必要事項は、政令で定める。
(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 第四條の規定による改正後の国家公務員等退職手当法の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第四十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項第三号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号を次のように改める。

ツ 削除
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第四十三条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二十二條第一項及び第二十九條(見出しを含む)中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四條 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号及び第二号中「新法第五條の二に規定する職員については、同条及び次項を含む。」を削る。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

第四十五條 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十六條 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五條の二」を「第五條」に改め、附則第六項中「第五條の二並びに」を削る。

附則第七項中「新法第五條から第六條まで及び」を「新法第五條及び第六條並びに」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十七條 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「地方公務員等共済組合法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、「又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第八十二條の二第一項に規定する公団等若しくは公団等職員」及び「又は公共企業体職員等共済組合法第八十二條の二」を削る。

(自衛隊法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十八條 自衛隊法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七條(見出しを含む)中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

第四十九條 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に改める。

第五十條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

る法律」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第四項中「公団又は」を削り、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

第五十條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第六号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十二條 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第五十三條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第五十四條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第五十五條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第一條の二中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七條第一項第十号中「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に改める。

額の改定に関する法律」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第五十六條 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第十九條第二項」を「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三十五條の二第二項」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第五十七條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第十六條(組合の給付)、附則第十九條第二項(長期給付に関する規定の適用に関する特例)、第二十一條第二項(役員に関する特例)及び第二十二條(未帰還更新組合員に関する特例)」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十八條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)及び「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

第二十九條の四第一項中「イからリまで」を「イからチまで」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第五十九條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、

同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(所得税法の一部改正)

第六十條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号中トを削り、チをトとし、リをチとする。

第七十四條第二項第十号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一第一号中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、国鉄共済組合の項、専売共済組合の項及び日本電信電話公社共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第六十一條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四條第二項第一号ロ及び第二号ロ中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

別表第二第一号中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、国鉄共済組合の項、専売共済組合の項及び日本電信電話公社共済組合の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第六十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第六十三條第二号(福祉事業の貸付け並びに同条第三号及び第

四号(福祉事業)の事業に関する文書の項を削り、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、

(登録免許税法の一部改正)

第六十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の項中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「(事業の範囲)」を「(福祉事業)」に改め、同表中八の項を削り、七の二の項を八の項とする。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第六十四條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

第一條第一項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第四條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「改正前の新法又は施行法」を「改正前の国家公務員共済組合法又は施行法」に改める。

第五條第一項中「改正前の新法又は施行法」を「改正前の国家公務員共済組合法又は施行法」に改める。

正前の新法又は施行法」を「第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「昭和四十八年改正前の新法又は施行法」を「昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法」に改める。

第六條の三第一項、第六條の四第一項、第六條の五第一項、第七條第一項、第七條の二第一項、第七條の三第一項及び第七條の四第一項中「昭和四十八年改正前の新法又は施行法」を「昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法」に改める。

第十一條第二項第二号中「第二条の規定による改正前の新法」を「第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に改める。

第十二條第二号中「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に改める。

第十五條の四第二項及び第十五條の五第二項第二号中「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に、「第一条の規定による改正前の新法」を「第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第十七條第二号中「及び第四項」を「第三項及び第五項」に改める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正)

第六十五條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

法律第二十号(附屬の一)に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十六條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第六項及び第七條第十六号中「及び専売共済組合」を削る。

第八條中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会を監督すること。

第十七條第一項の表中「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第六十七條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の見出し中「国家公務員共済組合法等」を「国家公務員等共済組合法等」に改め、同條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「第五号及び第六号」を「及び第五号から第七号まで」に、「規定中」を「規定(第四十一條第一項及び第五十五條第一項第一号を除く。中)に改め、「職務」との下に、「連合会」とあるのは「組合」とを加え、同項の表第四十一條第一項の項中「長期給付で連合会加入組合に係るもの」を「長期給付に、以下この条、第四十七條」を「次項、第四十七條第一項」に改め、「第七十五條、第七十九條の二第五項、第八十條第四項、第八十一條第三項、第九十二條の二第二項」を削り、同表第十五條第一項第一号の項中(連合会加入組合にあつては、連合会を含む。)を「又は連合会」に改め、同表第八十一條第三項の項中「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に改め、同表第二百二十六條の五第二項の項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同條第二項中「国家公務員共済組合法の長期給付に關

する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

第二十五條の二中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第三十八條の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同條中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第四十六條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第四十八條の二の見出し中「国家公務員共済組合法等」を「国家公務員等共済組合法等」に改め、同條中「国家公務員共済組合法又は」を「国家公務員等共済組合法又は」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

附則第二十一項及び第二十六項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第六十八條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第十四項中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

附則第十六項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第十七項(見出しを含む。)中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員

共済組合からの年金の額の改定に關する法律の一部改正)

第六十九條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「国家公務員共済組合法による」を「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による」に改める。

第六條第三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第七十條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同條第八号中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十一條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第十五項(見出しを含む。)中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第七十二條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十三條ノ四第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百四十四号)」を削る。

(船員保険法の一部改正)

第七十三條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(医療法の一部改正)

第七十四條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第二号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「前五号」を「第一号から前号まで」に改め、同項を同項第六号とし、同項第八号から同項第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(精神衛生法の一部改正)

第七十五條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の四第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百四十四号)」を削る。

(結核予防法の一部改正)

第七十六條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百四十四号)」を削る。

(未婚遺族者留家族等援護法の一部改正)

第七十七條 未婚遺族者留家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「国家公務員共済組合法の長期給

付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員

付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」を「若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「若しくは公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）附則第二十一条」を削る。

附則第四十八項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九条、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九条又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「又は公共企業体職員等共済組合法附則第二十一条」を削る。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）
第七十八条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第七十九条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）」を削る。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正）
第八十条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）」を削る。

（国民健康保険法の一部改正）
第八十一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）」を削り、同条第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

第五十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

（国民年金法の一部改正）
第八十二条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第二項第一号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）
第八十三条 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四条第一項各号列記以外の部分中「第八号」を「第七号」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、

同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第二項第二号イ中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同号へ中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

（旧公共企業体職員等共済組合の組合員に関する経過措置）
第十五条 昭和三十一年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第百三十四号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の適用を受けた者については、同法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法の一部改正）
第八十四条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第十四号から同項第十七号の二までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第八十五条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十一年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同条第六号中「国家公務員共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第三条第二項第四号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第八十六条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第二十一条第六号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により日本国有鉄道に所屬する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所屬する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第八十七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同条第七号中「国家公務員共済組合法」

(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条の規定に基づき郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百二十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第七号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八十九条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条の規定に基づき郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百二十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企

業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第二条第一項第六号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

(児童手当法の一部改正)

第九十一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第九十二条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項第四号中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第九十三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国家公務員共済組合、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第九十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

を削る。

第二十七条第一項第二号の三を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

第九十五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第四条第二十二号の二中「日本電信電話公社共済組合並びに」を削る。

第九条第十号中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第十条の二第四号中「日本電信電話公社共済組合並びに」を削る。

(労働金庫法の一部改正)

第九十六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に基づく共済組合並びに公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)に基づく共済組合を「並びに私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく共済組合」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第九十七条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合若しくは」を「国家公務員等共済組合若しくは」に、「国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合連合

会又は地方公務員等共済組合法」に改め、「又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)第三条に規定する共済組合」を削り、同条第四項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「公共企業体職員等共済組合法第十三条に規定する役職員以外の公共企業体使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものを」を「公共企業体に常時勤務する者であつて期間を定めて雇用される者のうち政令で定めるものを」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第九十八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合若しくは」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第九十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「国家公務員共済組合若しくは」を「国家公務員等共済組合若しくは」に改める。

(地方税法の一部改正)

第一百条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号及び第七十二号の五第一項第四号中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第七十二条の十四第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)」を削り、「公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

五七

い)

第三百三十一條の二 旧公企体長期組合員(国の
施行法第五十一條の十一第二号に規定する旧
公企体長期組合員をいい、政令で定める者を
除く)であつた組合員は、当該旧公企体長期
組合員であつた間、国の長期組合員である国
の職員等であつたものと、旧公企体更新組合
員であつた間、国の更新組合員であつたもの
とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体共済法
の規定による年金の支給を受けていた者その
他旧公企体長期組合員であつた者に係る年金
の支給停止の特例及びその年金の額に関する
経過措置その他長期給付に関する必要な経過
措置等は、国の施行法第九章の四の規定の例
に準じ、政令で定める。

(地方公務員共済組合法の長期給付に関する施
行法の一部を改正する法律の一部改正)

第百四條 地方公務員共済組合法の長期給付に關
する施行法の一部を改正する法律(昭和三十八
年法律第百二十八号)の一部を次のように改正
する。

附則第四條第一項中「国家公務員共済組合法」
を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(地方公務員共済組合法等の一部を改正する法
律の一部改正)

第百五條 地方公務員共済組合法等の一部を改正
する法律(昭和三十九年法律第百五十二号)の一
部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「国家公務員共済組合法
(一)を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第九條第一項中「国家公務員共済組合法
の規定」を「国家公務員等共済組合法の規定」に
改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一
部改正)

第百六條 昭和四十二年以後における地方公務
員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法

律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第十條の見出し中「国家公務員共済組合
法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条
中「昭和四十二年以後における国家公務員共
済組合等からの年金の額の改定に関する法律」
を「昭和四十二年以後における国家公務員等
共済組合等からの年金の額の改定に関する法
律」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に關
する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期
給付に関する施行法」に改める。

理由

臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答
申」の趣旨にのっとり、公的年金制度の再編・統
合の一環として、国家公務員の共済組合制度と公
共企業体職員の共済組合制度とを統合し、公共企
業体職員に係る長期給付の給付要件等を国家公務
員に係る長期給付の給付要件等に合わせ、国鉄共
済組合に係る年金の円滑な支払を確保するための
財政調整事業の実施、長期給付に要する費用に係
る国又は公共企業体の負担の抛出時負担から給付
時負担への変更等の措置を講ずるとともに、国家
公務員等退職手当法について公共企業体職員の退
職手当に関する規定の整備を行うほか、国家公務
員に係る定年制度の実施に伴い定年等による退職
をした者に対する長期給付に係る特例措置を講ず
ることとする等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。